

## 令和6年9月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（9月3日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
村長行政報告	4
一般質問	13
吉成邦市	13
馬場吉信	24
大浦トキ子	27
齋藤寿昭	31
散会の宣告	35

### 第2号（9月4日）

議事日程	37
本日の会議に付した事件	37
出席議員	38
欠席議員	38
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
職務のため出席した者の職氏名	38
開議の宣告	39
議事日程の報告	39
報告第1号の上程、説明、報告	39

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 1
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 3
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 4
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 6
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 7
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	4 9
議案第7号～議案第20号の一括上程、説明	5 0
延会の宣告	7 9

### 第 3 号 (9月5日)

議事日程	8 1
本日の会議に付した事件	8 1
出席議員	8 1
欠席議員	8 1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	8 2
職務のため出席した者の職氏名	8 2
開議の宣告	8 3
議事日程の報告	8 3
議案第7号～議案第20号の説明	8 3
議案第7号の質疑	1 1 5
延会の宣告	1 3 3

### 第 4 号 (9月6日)

議事日程	1 3 5
本日の会議に付した事件	1 3 6
出席議員	1 3 6
欠席議員	1 3 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 6
職務のため出席した者の職氏名	1 3 6
開議の宣告	1 3 8
議事日程の報告	1 3 8
議案第7号の質疑、討論、採決	1 3 8
議案第8号の質疑、討論、採決	1 7 0

議案第9号の質疑、討論、採決	172
議案第10号の質疑、討論、採決	173
議案第11号の質疑、討論、採決	173
議案第12号の質疑、討論、採決	174
議案第13号の質疑、討論、採決	175
議案第14号の質疑、討論、採決	175
議案第15号の質疑、討論、採決	176
議案第16号の質疑、討論、採決	176
議案第17号の質疑、討論、採決	177
議案第18号の質疑、討論、採決	177
議案第19号の質疑、討論、採決	178
議案第20号の質疑、討論、採決	178
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	187
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	190
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	192
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	193
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	194
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	195
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	196
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	197
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	199
各委員会閉会中の継続審査申出	200
日程の追加	203
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	203
招集者あいさつ	205
閉会の宣告	206

9 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和6年9月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和6年9月3日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 村長行政報告
- 日程第 6 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	8番	熊田 喜 八
9番	円谷 要	10番	大須賀 溪 仁

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小 山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊 田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚 目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭

産業課長	芳賀信弘	建設課長	櫻井幸治
湯本支所長	星 淳	教育課長	関根文則
生涯学習課長	黒澤伸一		

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会事務局長	北 畠 さつき	書 記	鈴木政則
書 記	渡 邊 久 美		

---

### ◎開会の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和6年9月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和6年9月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告を申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

1番 齋藤 寿 昭 議員

2番 石塚 喜 吉 議員

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） おはようございます。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る8月27日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和6年9月天栄村議会定年会の会期について審議いたしました結果、本定例会の会期は9月3日より10日までの8日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、服部晃。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、服部議員から報告がありましたとおり、本日より9月10日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から9月10日までの8日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎例月出納検査の結果

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、村長行政報告。

村長より令和6年9月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

本日ここに令和6年9月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、報告1件、議案31件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、6月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、消防防災関係につきましては、6月16日に村内全ての行政区において役員を対象とした避難訓練を実施いたしました。訓練には約200名が参加し、避難所の開設訓練や住民の安否確認訓練のほか、村公式LINEを活用した被害情報の収集、報告訓練などを行い、災害発生直後の避難行動、支援体制等の確認を行いました。

また、7月16日から8月2日にかけて、地区防災計画策定に向けたワークショップを各行政区において開催し、地域担当職員から具体的な進め方などについて説明いたしました。

6月23日には、村総合農村運動広場駐車場において、団員の消防技術の向上と火災防御態勢の強化を図ることを目的として、須賀川消防署長沼分署、湯本分遣所等の協力の下、6年ぶりの開催となる第34回村消防団消防操法大会を開催いたしました。

大会では、ポンプ車操法の部で2分団第5班が、小型ポンプ操法の部で3分団第5班がそれぞれ優勝し、7月28日に須賀川市スポーツ広場で開催された第59回福島県消防協会須賀川支部消防操法大会に出場いたしました。支部大会では、ポンプ車操法の部で2分団第5班が優勝し、村消防団の操法技術の高さを示した大会となりました。

次に、交通安全関係につきましては、7月16日に交通安全キャンペーンを道の駅季の里天栄及び湯本支所前において実施し、交通事故防止の啓発を行いました。

次に、移住定住促進事業につきましては、7月6日に東京交通会館において開催された東北移住・つながり大相談会に出展し、移住希望者の方々へ村の紹介や情報提供を行いました。

また、8月28日から30日の3日間、湯本地区において、県主催のファミリーワーケーション事業が開催されました。首都圏のご家族5組が参加し、7名の子どもたちが湯本小学校の体験入学を行いました。今後も、移住定住の促進の関係人口の創出に努めてまいります。

次に、7月14日に、東京グリーンパレスにおいて、議員の皆様方にもご臨席をいただき、第44回関東天栄ふるさと会総会が開催されました。須賀川市岩瀬地区出身の落語家の桂幸丸師匠による特別講演や本村出身の演歌歌手、星ゆうこさんの歌披露、お楽しみ抽せん会など大いに盛り上がりを見せ、会員の皆さんとの交流を深めました。

次に、こども未来応援事業につきましては、8月7日に福島地方裁判所において、裁判所見学と裁判傍聴を17名の参加により行いました。参加した子どもたちは、刑事事件の裁判を熱心に傍聴し、裁判に関わる様々な仕事について学びました。今後も、子どもたちが夢を持つきっかけづくりや将来に向けた人づくりにつながる事業を展開してまいります。

次に、8月14日に天栄村PR大使である福島ファイヤーボンズの林翔太郎選手が道の駅季の里天栄を訪れ、同日販売されたふたまたぎつねと福島ファイヤーボンズのコラボレーションキーホルダーを購入された方を対象にしたサイン会を開催いたしました。当日は子どもから大人までたくさんの人が集まり、大変なにぎわいを見せました。

次に、原油価格や物価の高騰による生活困窮世帯の生活支援として、令和6年度に新たに

住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯となった世帯に対し、1世帯当たり10万円の支給と、この世帯に属する18歳以下の子ども的人数に応じて1人当たり5万円を支給する物価高騰対応重点支援給付金の支給を8月から開始し、10月末まで申請を受け付けることとしております。

また、昨年12月に配付してございました令和5年度2回目のてんえい村民応援商品券は5月31日に使用期限を迎え、商品券の使用金額は5,184万8,000円、換金率98.7%となり、物価高騰における住民生活の支援や消費の下支えが図られました。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、予防接種法に基づく定期接種として、重症化予防を目的に65歳以上の高齢者等を対象に10月から接種が開始されることとなっており、開始に向け準備を進めております。

次に、村民の健康づくり関係につきましては、6月に住民総合健診を予約制で実施し、607名が受診いたしました。また、乳がん、子宮頸がん集団検診も6月に実施し、延べ210名が受診いたしました。集団健診未受診者に対しては、施設健診の受診を勧めており、引き続き受診率向上に努めてまいります。また、総合健診の結果につきましては、8月上旬に送付し、保健指導対象者へは直接健診結果の説明を行い、特定保健指導の勧奨や要精密検査等への早期受診、早期治療を進めております。

次に、高齢者福祉関係につきましては、7月19日に町島カヨ様がめでたく100歳を迎えられ、村からお祝いとして賀寿と祝い金を本人へ贈呈し、長寿をお祝いをいたしました。

また、8月30日に独り暮らし高齢者等に対する配食サービスを実施し、お弁当を配付しながら健康状態の確認や熱中症予防の声かけなどを行いました。

9月14日には令和6年度敬老会を開催することとしております。議員の皆様方におかれましては、ぜひご臨席を賜り、高齢者の皆様の健康と長寿をお祝いいただきますようお願いいたします。

次に、児童福祉関係につきましては、7月31日に村要保護児童対策地域協議会を開催いたしました。児童相談所や警察署、各小・中学校等の代表者の方々に参加いただき、子育て支援や相談体制の確認、個別ケースへの対応などについて意見交換を行いました。今後も、各関係機関と連携を図りながら、要保護児童等への適切な支援を図ってまいります。

次に、8月21日に環境美化コンクールの審査を実施し、花いっぱい運動部門で6地区、施設部門で4地区を最優秀等に決定いたしました。

次に、熱中症対策につきましては、福島県と連携し、暑いときに一涼みできる場所をふくしま涼み処として、役場ほか村内10か所の公共施設及び商業施設等にご協力をいただき、設置いたしました。なお、設置は9月末日までとなります。

次に、本年度の主要4税目の課税状況につきましては、対前年比で個人住民税が9.5%増

の2億1,010万4,000円、固定資産税が2.1%増の4億4,752万4,000円、軽自動車税が3.2%増の2,284万3,000円、国民健康保険税が6.2%減の9,484万9,000円となっております。

次に、国土調査につきましては、新規地区である湯本第31地区は一筆地調査を10月中旬に着手できる見込みとなり、継続調査の大里第30地区につきましては、現在、一筆地測量を実施しております。

次に、農業関係につきましては、7月以降、好天が続き、本県の令和6年産米の作況指数は7月31日時点で101の「平年並み」とされました。本年は、斑点米カメムシ類が多く発生している状況ではありますが、今後、生育状況を注視しつつ、県やJAと連携を図り、刈取り適期など各種情報の提供を努めてまいります。

令和6年産米における本村の主食用米の作付面積は、新規需要米や備蓄米の取組を推進し、生産数量の目安として示された658ヘクタールを達成する見込みとなっております。

園芸作物につきましては、須賀川・岩瀬地区の主力品目であるキュウリ、ナス等の本格出荷を迎える6月下旬から7月にかけて、横浜及び大阪の卸売市場において管内の市町村長及びJA夢みなみ役員等によるトップセールスを実施し、良食味な農産物と産地をPRいたしました。

8月5日に、令和8年度に開催が決定された米・食味分析鑑定コンクール国際大会in須賀川岩瀬に係る実行委員会設立総会が須賀川市役所において開催されました。今後、須賀川市、鏡石町、JA夢みなみ、福島県等と連携を図りながら、大会の開催に向け取り組んでまいります。

ふるさと公園整備事業につきましては、繰越事業で実施しておりました道の駅季の里天栄の空調設備増設工事が6月に完了いたしました。また、ふるさと公園広場遊具整備工事につきましては、8月29日に契約を締結し、年度内完了に向け進めてまいります。

次に、林業関係につきましては、ふくしま森林再生事業により、現在、牧之内字大徳坊地内の約12ヘクタールの森林整備を実施しております。

鳥獣被害防止対策につきましては、本年の有害鳥獣の捕獲数は昨年度とほぼ変わらないものの、例年より熊の目撃情報が多く寄せられており、村内でも熊に襲われけがを負う事故が発生しておりますので、村鳥獣被害対策実施隊と連携を図り、引き続き被害防止に努めてまいります。

次に、商工観光関係につきましては、6月30日にプレミアム率20%のてんえい商品券を販売し、当日で全て完売となりました。9月1日には第2弾の販売を行うなど、物価高騰等の影響を受けている村民及び村内事業者の支援に努めております。

7月27日に15回目となるなつの天栄羽鳥湖高原ウオークを開催いたしました。晴天の中、村内外から約900名が参加し、緑豊かな羽鳥湖高原でウォーキングを楽しんでいただきました。

た。

インバウンド拡大情報発信事業につきましては、7月19日、20日に台湾在住のインフルエンサーによる村内での動画撮影を行い、現在YouTube配信されております。今後、台湾でのトップセールスや第2回目のPR動画撮影などを進め、インバウンド拡大に向け取り組んでまいります。

次に、上水道事業につきましては、石綿セメント管更新事業配水管布設替え工事を8月に着手し、早期完了を目指し進めております。

次に、学校教育関係につきましては、8月26日から各幼・小・中学校で2学期が始まり、子どもたちも元気よく登校し、新学期がスタートいたしました。熱中症や感染症対策などを図り、学校行事の安全な実施に努めてまいります。

6月14日、湯本小学校において、本村の各幼稚園、各小・中学校の連携を強めるために実施しているつなぐ教育に係る公開授業を行い、湯本小の児童が考えた湯本地区のよさをブリティッシュヒルズに在籍する外国の方に英語で伝える校外授業を実施いたしました。村内の幼稚園、小・中学校の先生方が湯本小学校体育館に参集し、湯本地区内を英語で案内する児童の様子をオンラインで参観し、授業終了後には研究会を行い、有意義な話し合いをすることができました。今後の村内の幼稚園、小・中学校の教育の充実に向けて、英語教育及びつなぐ教育をさらに推進してまいります。

6月25日に幼・小・中学校合同引渡し訓練を村内全ての園、学校を対象に実施し、緊急時における避難や引渡しの仕方を確認いたしました。今後も、子どもたちの安全や学びの環境を守るため、学校等の実態に応じて適宜改善を図り、日頃から万全な体制を強化してまいります。

小学校におきましては、昨年度に引き続き、各小学校が合同学習を様々な行事で実施しており、ブリティッシュヒルズにおいて、学年ごとの合同での異文化体験授業が6月よりスタートいたしました。

また、本年度は水泳授業を低学年は湯本小学校プール、高学年は矢吹町温水プールにおいてそれぞれ合同で実施しております。新たに夏季休業中のプール活動も開催し、専有バスにて各校を巡回送迎し、矢吹町温水プールを利用して実施いたしました。多くの子どもたちの参加があり、指導員や保護者等にも運営協力をいただきながら、地域連携することで充実した活動を展開することができました。

中学校におきましては、例年に引き続き、民間塾を活用した補充学習を実施いたしました。これまでは高校受験を控える中学3年生のみ対象としていたものを、本年度は中学2年生まで拡充し、早期に受験への意欲を確立させることや部活動との両立による学力向上を目的として実施いたしました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、天栄中学校のテニス部が7月に行われた福島県中学生テニス選手権大会において、団体男子及び男子ダブルスで入賞し、東北大会へ進出いたしました。

8月29日に開催された岩瀬地区英語弁論大会では、創作の部で昨年に引き続き第1位となり、県大会の出場権を獲得するなど、すばらしい成績を残しました。

次に、幼稚園につきましては、7月12日に天栄幼稚園において、年長児が保護者と参加した夕涼み会を実施し、家庭と園の連携に努めております。

次に、生涯学習につきましては、ふるさと学び教室を6月に3回開催し、各小学校の6年生が村内の県・村指定文化財を見学いたしました。当日は、村文化財保護審議会委員の方々から説明をいただきながら史跡を回るとともに、ふるさと文化伝承館やノーザンファーム天栄などの見学を行い、愛村心を育むふるさと教育の実践に努めました。

次に、7月6日には早稲田大学国際教養学部の大学生を天栄中学校に招き、つなぐ英語教育推進事業を実施いたしました。この事業は、生徒たちに国際的な視野を持たせることを目的に英語を使った学習を行うもので、当日は「未来の自分」をテーマに大学生が各クラスに分かれてゲームやグループワークを行いました。生徒たちは大学生と積極的に英語で交流を図り、様々な職業を英語で表現したり、10年後の自分に宛てた手紙を書いたり、英語を学ぶだけでなく、自分たちの将来について考える機会となりました。

また、7月22日から8月23日の夏休み期間における子どもたちの安全な居場所として、牧本小学校、大里小学校ではてんえい子ども教室を、広戸小学校では放課後児童クラブをそれぞれ開設いたしました。牧本小学校26名、大里小学校27名、広戸小学校38名の児童が参加し、読書や工作、自由研究などの活動を行い、安全、安心に過ごすことができました。

7月9日には村青少年育成村民会議の主催による救急救命講習会を開催いたしました。当日は須賀川消防署長沼分署より講師を迎え、各学校の教師や子ども教室の安全管理員など23名が参加し、夏休みを迎える子どもたちの救命救急やAEDの使用方法について実践的に学ぶことができました。

8月15日には、生涯学習センターにおいて令和6年度20歳の集い・10歳の集いを、議員の皆様方をはじめ関係各位にご臨席をいただき挙行了いたしました。当日は20歳が48名、10歳が30名出席し、それぞれの新たな門出を祝うことができました。式では証書や記念品の授与のほか、10歳、20歳の参加者によるメッセージの交換などが行われ、20歳の参加者は友人との久しぶりの再会を喜び、10歳の参加者は自らの10年後の未来にそれぞれ思いをはせました。

6月22日には村体育協会の主催で第44回行政機関対抗ソフトボール大会が5年ぶりに開催されました。この大会は行政機関関係団体が一堂に会し、スポーツを通して相互の親睦と健康づくりを図ることを目的に開催され、参加した4団体は晴天の下、日頃の運動不足の解消

に爽やかな汗を流していました。

湯本公民館におきましては、湯本しぜん塾を開催し、園児や児童が溪流釣りや川遊びを体験し、湯本の自然の中で子どもたちの交流を図りました。また、減塩や発酵料理、簡単なトレーニングを学ぶアンチエイジング教室や公立岩瀬病院の先生より生活習慣病の予防について湯本いきいきまなび大学で講話をいただくなど、健康増進や地域交流に努めております。

続きまして、本定例会に提案いたしました報告1件、議案31件の大要についてご説明申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告につきましては、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものであります。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を任命するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員5名の任期が9月30日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第4号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定から議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更の3議案につきましては、いずれも行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定から議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定までの14議案につきましては、一般会計及び12の特別会計並びに水道事業会計の決算認定をお願いするものであります。

令和5年度決算の概要であります。一般会計につきましては、歳入総額が50億9,393万1,147円、歳出総額が48億4,876万1,268円、歳入から歳出を差し引いた形式収支は2億4,516万9,879円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源6,813万9,000円を差し引いた実質収支は1億7,703万879円であります。

国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定においては、歳入総額が6億9,498万9,598円、歳出総額が6億6,413万8,282円、形式収支、実質収支ともに3,085万1,316円であります。

診療施設勘定においては、歳入総額が5,832万9,260円、歳出総額が4,562万5,058円、形式

収支、実質収支ともに1,270万4,202円であります。

牧本財産区特別会計につきましては、歳入総額が211万3,860円、歳出総額が158万8,546円、形式収支、実質収支ともに52万5,314円であります。

大里財産区特別会計につきましては、歳入総額が26万6,939円、歳出総額が22万1,359円、形式収支、実質収支ともに4万5,580円であります。

湯本財産区特別会計につきましては、歳入総額が24万6,302円、歳出総額が19万3,380円、形式収支、実質収支ともに5万2,922円であります。

工業用地取得造成事業特別会計につきましては、歳入総額が3,325万4,552円、歳出総額が2,399万2,079円、形式収支は926万2,473円、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源680万円を差し引いた実質収支は246万2,473円であります。

大山地区排水処理施設事業特別会計につきましては、歳入総額が1,224万3,391円、歳出総額が641万6,426円、形式収支、実質収支ともに582万6,965円であります。

農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入総額が2億2,295万8,671円、歳出総額が1億8,902万4,196円、形式収支、実質収支ともに3,393万4,475円であります。

二岐専用水道特別会計につきましては、歳入総額が306万4,759円、歳出総額が127万8,030円、形式収支、実質収支ともに178万6,729円であります。

簡易水道事業特別会計につきましては、歳入総額が2,134万650円、歳出総額が784万7,294円、形式収支、実質収支ともに1,349万3,356円であります。

簡易排水処理施設特別会計につきましては、歳入総額が307万903円、歳出総額が247万7,355円、形式収支、実質収支ともに59万3,548円であります。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額が7億3,032万3,391円、歳出総額が6億6,985万3,435円、形式収支、実質収支ともに6,046万9,956円であります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額が5,995万5,124円、歳出総額が5,922万6,367円、形式収支、実質収支ともに72万8,757円であります。

水道事業会計につきましては、収益的収支においては、収入総額1億5,333万1,247円、支出総額1億5,021万1,113円、収支差額312万134円、資本的収支においては、収入総額4,000万円、支出総額1億900万8,920円、収支不足額は過年度損益勘定留保資金6,533万1,920円及び当年度消費税資本的収支調整額367万7,000円で補填しております。

議案第21号 令和6年度天栄村一般会計補正予算につきましては、歳入においては、定額減税実施に伴う村税の減及びそれに伴う地方特例交付金の増、前年度繰越金及び普通交付税額の確定、財政調整基金繰入金、村債の増など、歳出においては、須賀川地方広域消防組合分担金、定額減税調整給付金、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農林水産物PR事業の増など、歳入歳出それぞれ3億1,705万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億

8,345万6,000円とするものであります。

議案第22号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定においては、歳入歳出それぞれ602万円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,162万6,000円とするものであります。診療施設勘定においては、歳入歳出それぞれ1,219万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,441万1,000円とするものであります。

議案第23号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第24号 令和6年度大里財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第25号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入予算を組み替えるものであります。

議案第26号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3,362万円とするものであります。

議案第27号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を310万4,000円とするものであります。

議案第28号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ6,032万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億2,578万2,000円とするものであります。

議案第29号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,722万円とするものであります。

議案第30号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において561万7,000円を減額補正するものであります。

議案第31号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出において106万7,000円を減額補正するものであります。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年9月3日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（大須賀溪仁） これで村長の行政報告を終わります。

ここで10時50分まで暫時休議いたします。

(午前10時39分)

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

---

◎一般質問

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

今定例会における一般質問者は4名です。質問は、最初に3番、吉成議員、次に4番、馬場議員、次に5番、大浦議員、最後に1番、齋藤議員の順によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般質問の通告が出ておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

◇ 吉 成 邦 市

○議長（大須賀溪仁） 初めに、3番、吉成議員の一般質問の発言を許します。

3番、吉成議員。

[3番 吉成邦市 質問席登壇]

○3番（吉成邦市） おはようございます。

それでは、天栄村会議規則に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

質問事項、みどりの食料システム戦略について。

村では、今年3月にゼロカーボンシティの宣言を行いました。農業分野においてはみどりの食料システム戦略が昨年法制化されるなど、CO<sub>2</sub>の削減に向け有機農業の推進を進めています。福島県は基本計画を策定し、環境負荷低減事業活動計画の認定を始めております。

村では、この戦略に参加する農家をどのように推進するのか。また、有機農業の面積拡大に向け、どのような考えで推進するのかをお聞かせいただきたい。

さらに、村としての今後のゼロカーボンシティの宣言をどのようにして推進していくのか、お聞かせいただきたい。よろしく申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

[村長 添田勝幸 登壇]

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

みどりの食料システム戦略につきましては、環境と調和の取れた食料システムの確立を目指し、2050年までに農林水産業の環境負荷低減やCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化に取り組むものであり、福島県では令和5年に環境負荷低減活動事業実施計画を策定し、土づくり、化学肥料、化学農薬の低減、温室効果ガスの排出量削減などに取り組む農業者の計画を県知事が認定するみどり認定制度をスタートさせました。

本村においては、化学肥料、化学農薬低減につながる特別栽培の取組や温室効果ガス削減につながる長期中干しなど、農家が取り組みやすいメニューを中心に推進しており、引き続き県やJAと連携を図り、制度の趣旨を周知しながら取組農家の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、有機農業の面積拡大につきましては、有機農業は化学肥料及び農薬を使用しないことなどから、農家には大きなハードルがあると認識しております。CO<sub>2</sub>ゼロエミッション化に向け、みどりの食料システム法が制定された意義を理解いただき、着実に取組を進めていくことが重要であると考えておりますので、関係機関と連携しながら、環境負荷低減の重要性やみどり認定制度の内容などについて周知を図り、意識を醸成するとともに、村内での有機農産物の消費拡大や食育なども進め、有機農業の面積拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、村のゼロカーボンシティの推進につきましては、村では令和6年3月1日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年度までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指しております。

具体的には、第1次天栄村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において6つの基本目標を掲げ、様々な事業に取り組んでいくこととしており、村民、事業所、行政が現在の課題を共通認識とし、それぞれの分野でできることに取り組んでいけるよう施策を進めてまいります。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ありがとうございます。

みどりの食料システム戦略の計画は、今、福島県のほうで認定されるというようなことになっておりますが、県全体でどのぐらいの人数が認定されているのか。また、村では何名か認定された人がいるのか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

みどり認定の認定件数でございますが、県内では75件、水稻で21件、果樹で54件となっております。

なお、村の認定者については現在いないという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 全県で75件ということですので、それほど多い数字ではないんだなというふうに思っております。

このみどりの食料システム戦略につきましては、これから2050年までに約100万ヘクター

ルの有機農業の農地面積を増やすというようなことで、約50倍と言われております。この50倍に対して国は力を入れていくというふうなことなので、様々な形でその制限を受ける。例えば補助事業、そういったものに関して制限を受けることが出てくると思うんですね。

それをやっぱり回避するためにも、なるべく早めにこの環境負荷低減事業活動計画に認定される農家をつくっていくというような、今までは環境負荷低減シートでしたか、そちらのほうで間に合っていたものがこちらに移行するというふうな話も聞いておりますので、こちらの今後どのような指導体制というかをやって、どのぐらいの人数を、今、認定農業者が147名ですか、になっておりますので、それ、どのぐらいの数を目標にしていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

まず、推進体制でございますが、現在、今年の作付ベースで水稻を中心に申し上げますと、今年の特別栽培の水稻作付面積が大体130ヘクタール超えという形になっておりまして、その方々がどのぐらいの割合でその環境負荷低減のみどり認定を受けられるかというところを計算しますと、おおむね30人から40人は現状の栽培体系でも認定を受けられそうだということが分かっております。

また、取り組んでおられる方につきましても、もう少し面積を増やせば認定を受けられるということも分かっておりますので、今後その特別栽培、それから現在、環境負荷低減ということで、長期中干しということで中干し期間を延長する取組というのが進められております。こちらにつきまして、環境保全型農業直接支払交付金ということで、補助制度もございまして、その取組農家もおりますので、そういったところを拡大していく。

それから、議員おっしゃられたように、今後、その補助事業に要件としてそういったものが取り組まれていくという情報もございますので、そういった形で説明会なりチラシをまくなり、そういった形で少しずつ増やしていったら、まずは認定農業者を全てそういった取組に参加できるような形で推進はしていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 特裁が130ヘクタールというようなことで、思ったより伸びていないなというふうな感じがしております。これはやっぱり推進しないとなかなか伸びない、そして、今年の米価は大分上がるというふうな話も聞いていますけれども、やっぱり米価に対してのその有利な面がついてこない、なかなか取組が進まないんじゃないのかなというふうな思いがあります。

特裁に関してその有利な取組というか、そういったものに対して、村として特裁、あとは

有機、そちらに関して、村として何らかの形で助成をするような考えはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

有機農業ですとか特別栽培ということで、環境負荷低減にする取組につきましては、現在は環境保全型農業ということで国の補助制度を利用しております。

村の助成としましては、そういったものは特別現在はない状況でございますが、今後、その特別栽培の拡大、有機農業の推進拡大につきましては、効果的なものがあればということで、そこは検討を進めたいと思っておりますが、現状では明確な回答としてはできない状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） なかなか難しい部分ではあるとは思いますが、今現在の制度の中で、有機農業に関して環境直払いが10アール当たり1万2,000円というようなことで出ています。

これが今までだと、有機JASを取らないと難しいというようなことですが、今回のこのみどりの食料システム戦略が制定されることによって、来年度あたりからその認証がなくても実質有機というふうなことであれば認定していくというふうな話も聞かれております。

こちらのほうで、やっぱり有機認証も福島県が一番安い、県内で有機認証ができますので、JASのやっぱり有機認証も進めていくというのも一つなのではないのかなと思います。大体、郡山あたりでは10町歩近くでその有機JASをやっている方がいるんですが、年間120万ずつもらっているというふうなことです。やっぱり農家経営の中では大分大きい金額になるんじゃないのかなというふうに思います。

ですから、有機JASも村のほうも一時は進めて、何人か取らせていただいていると思いますので、そういうところに今後どのような考えで推進するのかを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

村内の有機栽培ということの面積でございますが、先ほど議員おっしゃられましたみなしの有機栽培を含めると、約3.5ヘクタールとなっております。その中で日本農林規格のJASの認証を取られている方が2名ということで、まだまだ面積が少ないものと思っております。

先ほど議員おっしゃられたように、JASの認証に関しましては、福島県は農業総合セン

ターのほうでやっております、他県に比べて安いという状況もございまして、推進はしていきたいところでございますが、その移行期間に2年間かかるですとか、やっぱりそこが農家のハードルになっているというのが、農家さんとお話ししていく中では大分大きなハードルがあるのかなと思っております。

目標地点としましては、そのJASの認証というのが目標でございますが、みなしの有機ということで今後、認められていく可能性があるという情報もありますので、まずはその入り口として入りやすいところから、そういったところからまず推進をして、少しずつ増やしていければと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） みなし有機という話が出ていますが、これJAS有機取るのにやっぱり3年かかるというふうなことで、やっぱりその間お金がもらえないのはどうしても取組者が少ないというふうなことなので、やっぱりJASに取り組むという姿勢の中での多分みなし有機になるんじゃないのかなというふうな気はしているんですね。

ですから、その辺も含めてやっぱり指導体制というか、あと先ほどの特裁の部分もそうですが、村でどのようにして周知するか。認定農業者の今147名という数字も、一時その環境直払いの中で認定農業者じゃないと取れません、あげませんよというふうなことがあったので、一気に30名程度の方が増えたというようなことがありますんで、これはやっぱり農家の経営に直結していくというふうなことであれば、先手先手でやっぱり農家の方に周知をして、指導をしていくただくというような形になると思います。

特に有機ですが、今3.5ヘクタールというようなことですが、増やすのは多分これも大変難しい状態ではあると思いますが、実際にやっぱり村として、どのような形でこの有機の推進をしていくのかというふうなことを考えると、やっぱり村民に有機の推進をしていくというふうなことが村できちっとやっついていかないと、なかなか難しいんじゃないかと。

僕がちょっと調べた中では、千葉県のいすみ市さんがやっぱりやっているんですが、学校給食に全量買い取って、学校給食は全部有機のお米を使っているというふうなことなので、そういうやっぱり村全体としての取組をしていかないと、なかなか先に進まないんじゃないのかなと思いますが、その辺、村長さんどう考えているか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この有機をやっぱり進めていくに当たりまして、今、子どもたち食べている給食について、野菜など栄養価がやっぱり足りないというようなことで、これから、今も内部で話はしているんですけども、全て私は給食を無償化したことによって、これ有機のものを扱っていけ

と思っていますので、今後、ただこれをどう普及させていくのかと。

特別栽培米がなかなか普及していかないと、慣行栽培と特別栽培、JAでの買上げ、全く同じだという話もされて、それは以前から議会の中からでも、せっかく特裁やっているのに値段同じでは作る意欲が起きないぞと、こういったところの取組もしっかり、これはなかなか村だけではうまくいかないんですが、まず手始めに、学校給食は有機のものということで、ある農家さんにも声かけているんですけども、慣行でやっている方、なかなかその有機の野菜を作っていくというのは切替えをやるのに難しいし、実際、私も二十数年前から野菜を有機で自分で作っているんです。ようやくここに来て土づくりができてなってきたんですが、今年のように高温が続くと、虫の被害、特にカメムシの被害が出てきたりというようなことで、有機で認められている自然由来の農薬なんかも使っても全然効果がない。

なかなかこの普及させていくというのには、農家の皆様方のご理解をいただきながら進めていかないと、なかなかこれが継続していかない。入り口ができて、その出口のやっぱり戦略はどうだという話だと思うんですけども、まず手始めには学校給食で、私も議員おっしゃったような形で取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後徐々にそういう形で広げていきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 村長の学校給食に積極的にやっていきたいというふうな心強いお言葉をいただきましたので。本当に学校給食、子どもたちにやっぱりいいものを食べさせる、手始めに村としては、天栄村はやっぱり一番お米が、今3.5ヘクタールあるわけですから、こちらのほうをまず、野菜はなかなかね、私もやっているんですが、有機で育てようと思ってもなかなか難しいというのは分かります。これ僕もやっていますので。

ただ、お米はやっぱりある程度技術的なものを確立されつつあるというふうなことでありますので、今、紙マルチ田植機というので私もやっていますが、約2ヘクタール近くみなし有機でございしますが、やっているというふうなことで、そちらに関しても拡大できるんじゃないのかなというふうには思っています。

近隣の若い農業者の方、今年は大分来まして、大分その紙マルチ機でやりたいということで始まった方もいますんで、少しずつやっぱり有機に対する認識というか、そういうのが変わってきているんだろうなというふうには思っております。やっぱり有機はやってみないと、なかなか皆さん、農家の方、難しいと思いますし、そういう実証というか、農法を推進するような形で村としてやられるのはどうかと思います。

以前、つくば市に私もちょっと見学行ったときがあって、つくば市はやっぱり2台の紙マルチ田植機を買って、JAですけれども、これが貸出しをしてやっているというふうなことで、面積も増えているというふうなことでしたので、そういうものを技術的な部分での研修

会、そういったものをしていただければなというか、今後やるような考えというか、そういうのはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

この地球温暖化防止の意味合い、そしてこれから需要が広がるであろうこのやっぱり有機農作物、お米、そして野菜等を含めても、これはやっていかないと、なかなか今度は農家が今後、残っていくというような中で、生き残り戦略ではないんですけども、そういったところもしっかり踏まえた形で持っていければなと思っております。

農政講演会をこれまで毎年実施をしまして、奇跡のリンゴを作った木村秋則さんという方に何とかアポを取って実施までいっていたんですけども、コロナ禍でどうしても駄目だというようなことで、2回ほど断念をした経緯もあります。

今後も機会があれば、そういう方々、先進的に取り組んでいる方々に来ていただいて、まず農家の皆さんの意識が今度どんどん有機に変わると、ただ、それについてはやっぱりこの買取り価格、そういったものが伴っていかないと、経営に関わってくる、生活に関わってくるというようなことをございますので、そういったところも含めながら、今後も協議しながら、そして研究しながら進めてまいりたいという思いでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 多分、今、言ったように木村さんみたいな方が来て、お話を聞くと、またちょっと皆さんのやる気も変わってくるのかなとは思いますが。

私も1回、木村さんのところに行こうと思って弘前まで1回行ってきました。行ってきただけですけども、なかなかお会いできなくて、急にやっぱり行くとなかなかお会いできなくて、その木村さんのリンゴを大々的に宣伝している山崎というレストランがあるんですが、そこでちょっとお話を聞かせていただいたりしてきましたけれども、やっぱり最初は皆さんかわり者扱いというか、そんな形にはなるんですが、やっぱりああやって成功していくと、周りもやっぱり意識が変わってくるということですので、ぜひそういう推進のほうを、やっぱりこれは村でやるしかないと思っていますので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうに思っております。

今、この有機のやつは今年初の3万ヘクタール超ということで、これみどり交付金の効果だろうというふうに言われているんですね。ですから、みどり交付金の効果ということは、だんだんこういう効果が出てくるとそういう足かせが大分厳しくなってくるだろうというふうに思いますので、ぜひ環境負荷低減事業というか、それに認定される農家の方を増やしていただきたいなというふうに思っております。

あと、次に、ゼロカーボンシティの宣言をどのように推進していくのかという、先ほどお話しが出てきましたけれども、具体的にそういったカーボンシティの計画はつくってありますけれども、村民会議とかやっぱりこういう村民の方々の意識の向上が何よりだと思うんですね。ですから、そういうのを今後設置する考えあるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

令和4年に策定いたしました第1次天栄村地球温暖化対策実行計画では、温室効果ガス総排出削減を決めまして、国が2013年度から2030年度までに46%削減目標を掲げていることから、同じ46%削減で、2030年までに、その当時2013年で4万7,000トンが排出されておりました、2万5,000トンへ削減目標を掲げております。

現在、取り組んでいる事業といたしまして、1つは、再生エネルギー導入促進のため、住宅用太陽光発電システムの設置支援補助をやっておりまして、また、村内小・中学校、公共施設、生涯学習センター、文化の森のほうでも太陽光システムの導入を行っております。

2つ目は、省エネルギーの推進で、公用車として電気自動車を1台導入するほか、役場庁舎内の照明を全てLED化し、公共施設についても照明のLED化を進めております。また、小・中学校でも、ふくしまゼロカーボン宣言に参加し、幅広い層で省エネに取り組んでおります。

3つ目は、森林吸収源の確保として、ふくしま森林再生事業で森林の保全に努めております。

4つ目は、循環型社会の推進として、3R、リデュース、減量化、リユース、再使用、リサイクル、資源化のうち、減量化、資源化促進を目指し、コンポストの購入補助、資源ごみ回収団体の補助金を交付しております。また、社会福祉協議会、小学校では、エコキャップ収集、使用済み粘着テープの巻き芯回収事業など、各団体でも独自のごみ対策にも取り組んでおります。

5つ目は、適応策の推進としまして、先ほどありましたとおり、環境保全農業を推進しまして、特裁や有機栽培など環境への負荷を低減した農業を推進し、環境保全型農業直接支払制度に取り組んでおります。

6つ目は、多様な人々が取り組む環境づくりで、環境学習を実施しております。

今後の方策としましては、こちら6つの目標のPDCAサイクルによりまして、現状取り組んでいる目標に基づいた事業を再度点検、評価をしまして、見直し、拡充が必要であればしております。

先ほどありました住民を巻き込んでの対策会議なんですけど、そちらのほうは今後検討して

いきたいと思っております。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ご説明は分かったんですが、やっぱり住民の方をどのように巻き込んでいくかということをやっぱり念頭に置かないと、ゼロカーボンシティといっても、役場でやっただけではなかなか難しいと思いますし、住民の方々全員というか、全員というまでいかないにしても、住民の方々の意識の向上というか、そういうものがないと、ごみ一つにしても、これがごみになるのかならないのか、そういうことを推進するには、やっぱり区長さんはじめ住民の方を巻き込んでいかなきゃならないんじゃないのかなと思っております。

その辺のやっぱり村としての全体的な、村民を巻き込んだ組織づくりというのをやるつもりがあるのかということなので、村長さん、いかがな考えでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

これは避けては通れない、環境のものでございますので、しっかり今ほど議員がご指摘のとおり、住民がその意識を醸成をして初めてこれが成り立つというようなのは当然分かっていますので、まず宣言をさせていただきました。

その中で、こういった取組を村としてしていきますよと。私もいろいろこの温室効果ガス、これの削減に向けてどんな取組をしていけばいいのかと、環境省、そこにも担当課長を通じたり、私なりに調べて動きました。なかなかこの排出量、吸収量、計算がなかなかできない現状がございますが、村はこれだけ環境に配慮した、農家の皆さんも一生懸命やっただけで、森林再生事業もしっかりやっていると。

こういう中で、あとは各個人個人がごみの排出量、そういったところをどうしていくのかと。あとは小型のエンジン、なかなかこれが排出量が多くなるというようなことがございますので、こういったところの取組も研修会、そして会議などを通じながら努めていく。

私も今年、初めて草刈り機、バッテリー式のものを購入して、36ボルトであれば十分何ら問題なくやれるというようなことも私自身も少しずつ実証したり、コンポストも3つ置いて、これも試験的に私なりにやっていますので、自分で実際試して、それから皆さんにやっぱり伝えていく。多分、担当課長もごみの減量化に向けたもので、自分で実証しながら努めていますので、こういったところを少しずつ普及させていく。

そして、子どもたちにもこういう研修などをしながら、認知を深めていくような取組はしていかなければならないと思っておりますので、今後これからこういう組立てをしてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今、言われたように、私も村の中で素晴らしいなと思っているのは、どこへ行っても天栄村みたいところがないのは、今の田んぼの状況です。物すごいきれいになっている。道路も含めて、こういうきれいな環境が皆さんの努力でつくられているわけですから、こういう力をこのゼロカーボンシティに再び振り向ければ、実現できないことではないんでないのかなというふうに思っているわけです。

ですから、村としてどうやってその村民の方々の意識をそちらのほうに向けていくかというのは、村がやっぱり音頭を取ってやっていくしかないと思いますので、よろしく願いたい。

議会でちょっと視察に行かせていただきましたけれども、グラウンドワークという輪之内町さんというところへ行きましたが、本当にもうゼロカーボンに向けて地域内で循環する、そういう取組をしておりました。

だから、これは、議会議員の方が行ったんですけれども、職員の方にも村長さんにも聞いてほしいと思うのは、やっぱりその持ってきたものに対して、ちゃんと責任を持って自分たちが分別をする、それに対して地域内通貨を使っているというようなことなんですね。地域内通貨をカードで入れて、やった部分についてクレジットしてもらって、それを後で使えるというようなことなので、やっぱり皆さん意識がすごい高まって、ごみの収集回数が2回ほど減ったそうです、月。

そういうふうに、やっぱり目に見える形でそのゼロカーボンというか、が見えてこないとなかなか実効性がない、実効性が数値化もできないんじゃないのかなというふうに思っているわけです。だから、その辺も含めて、ごみの収集の削減というか、村民の方が自分で持ってくるので、収集する必要なくなってくるという話をしていました。やっぱりそういう1つのステーションをつくってそこに持っていくので、なくなってくる。ですから、ごみの収集の回数も減るというようなことになっていきますので、そういうものも含めて願いたいなと。

あともう一つ、先ほど田んぼの中間中干し、中干しの延長というようなことであるんですが、これは中干し延長だけではないんですけれども、J-クレジットというものに関してどのような考えをしているかという、まだ漠然としていますのであれですけれども、今現在J-クレジット、大分言われているんですね。

中干しは今、クボタさんにヤンマーさん、各農機具メーカーさんがやっていて、水位を測ってちゃんとデータを取って中干しをしたものに対して、それを企業さんに買っていただく。だから、間に入っているのはそういう農機具メーカーさんですが、農機具メーカーさんが買って、農機具メーカーさんが売るというふうな形でやっているんですが、これで大体1

ヘクタールですけれども、約1万5,000円ぐらいにはなっていると。

1ヘクタールですから、面積が少ない方々にとってはそうでもないですけれども、やっぱりこれから20町30町規模というふうなことになりますと、それだけでも自分たちのやっているこのCO<sub>2</sub>削減がお金になって戻ってくるというようなことになりますんで、J-クレジットについて今後どのような考えで進めていくのかをまずお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

J-クレジットにつきましては、先ほど議員おっしゃられたように、CO<sub>2</sub>とか温室効果ガスを削減した、それを価値として企業さんが資金を出して買っていただくみたいなイメージのものと捉えておりますが、ある程度まとまりはやっぱり持たないと、なかなか企業さんとしても投資をしたりとか、そういったところもできないのかなと思っておりますし、その中でも有機の取組、特裁の取組がまだまだ伸び悩んでいるところもございますので、そういった取組があるんだよということを、やっぱり先ほどゼロカーボンの話もそうですけれども、やっぱり村民もまだ分かっていないと思うんですね。そこをもっと分かる形で、こういった制度でもっといろんな優位性が持てるものがあるということを周知していきたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） J-クレジットはやっぱりゼロカーボンというか、CO<sub>2</sub>削減の数字を出すのが難しい、これは計算上がなかなか大変なので難しいんですけれども、今はもう大分企業さんもやられていまして、ある程度のところではできるようになっているというふうには聞いております。

特に今、森林の間伐事業についてもCO<sub>2</sub>削減で、それもJ-クレジットにかかるというようなことで、間伐事業でJ-クレジットで大分収入があるというのは、やっぱり西日本のほうは結構あるんですね。

そういうふうなのもちょっと調べていただいて、これからやっぱり山もなかなか整備できないというふうなことがあります、そういったJ-クレジットとかそういったものを使ってやることによって、J-クレジット受けているところなんかは企業さんがその間伐を、企業の職員さんが間伐をしに行く、そしてその間伐した状態のものをJ-クレジットでもらって帰ってくるというふうなこともあって、交流人口にもなっているというふうなことになると思いますんで、その辺も含めてちょっとお調べいただいて、J-クレジットを有効にこれから、これからの事業ですんで、J-クレジットを有効に活用していただければなというふう

に思います。

私の一般質問は以上で終わりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問の途中ではありますが、昼食のため午後1時30分まで休みます。

（午前11時29分）

---

○副議長（円谷 要） 議長が急遽欠席となったため、私、副議長の円谷が代わりを務めさせていただきます。

午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

#### ◇ 馬 場 吉 信

○副議長（円谷 要） 次に、4番、馬場議員の一般質問の発言を許します。

4番、馬場議員。

〔4番 馬場吉信 質問席登壇〕

○4番（馬場吉信） それでは、通告どおり一般質問を始めます。どうぞよろしく願いをいたします。

天栄村ゼロカーボンへの取組について伺います。

令和4年3月に第1次天栄村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、「自然と共に人・未来を創造する村 てんえい」をスローガンに将来像実現のための3つの方向性、6つの基本目標を提唱し、今年3月にゼロカーボンシティ宣言を表明しました。

今後の事業推進の上で、さきに示した基本目標にある4、循環型社会の推進、①ごみの減量化・資源化促進の現況、それと今後の方策についてお尋ねをいたします。

○副議長（円谷 要） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では令和6年3月1日にゼロカーボンシティを宣言し、2050年までにCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指しております。

具体的には、第1次天栄村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において6つの基本目標を掲げ、様々な事業に取り組んでおります。

循環型社会の推進、ごみ減量化・資源化促進の現況としましては、コンポストの購入補助、資源ごみ回収団体への補助金の交付を行っております。

今後につきましては、現在の村の1人1日当たりのごみ排出量が福島県の目標ごみ排出量

を超えていることから、まずはそれ以下となることを目指し、住民へ広報紙等で毎月お知らせするとともに、生ごみ減量のための水切りの徹底、紙類の分別を徹底したリサイクルの向上、ごみの分別と出し方について、各小・中学校や地区への出前講座の実施などを行いたいと考えております。

また、資源化促進としましては、令和7年度より須賀川管内において、現在可燃ごみとして回収している製品プラスチックを資源ごみとして回収することとなっており、本村でもこの取組を進めることとしております。

○副議長（円谷 要） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 国で示しております脱炭素の考え方ですけれども、ちょっと抜粋なんです、読み上げさせていただきます。「地方公共団体における脱炭素化として、地球温暖化対策に関する法律では、都道府県及び市町村はその区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し及び実施することに努めるもの」とされております。

基本的な考え方としては、このように国が提唱しているわけございまして、実は午前中の吉成議員からのゼロカーボンシティの視察について話がございましたが、若干、少し違った観点で話をさせていただきたいと思っております。

4月に、ゼロカーボンシティの先進自治体である岐阜県の輪之内町の行政視察を行ってまいりました。取組の中で、特にごみの減量化が先進的な地域だというふう感じてきました。リサイクル資源を持ち込むステーション、エコドームというふうな呼び名をしてまいりましたが、NPO法人によるごみの堆肥化など、地域全体でごみを減らす仕組みを構築していると、こんなことを非常に強く実感してまいりました。

村としてごみ減量化、ごみには4種類ございしますが、可燃、不燃、粗大、資源、基本的に今後脱炭素化に向けて減量化に取り組むことになるかと思っておりますが、現況どのようになっているか、取組含めて考え方ですけれども、担当課長のほうにお尋ねをいたします。

○副議長（円谷 要） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

令和5年度の天栄村の1日当たりのごみの排出量は、須賀川管内3市町村において、ごみの排出量が一番多い967グラムとなっております。須賀川市は954グラム、鏡石町は806グラムとなっており、割合につきましては、可燃ごみが約9割の873グラム、不燃ごみが32グラム、資源ごみが62グラムと、合わせて94グラムとなり、約10%となっております。

○副議長（円谷 要） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） 排出量のグラム単位での内容をお聞きいたしました。説明ありがとうございます。

ございました。

1日当たりの排出量、ごみ全体になりますけれども、967グラム。8月1日現在の天栄村の人口が4,874名です。年間365日、それぞれ月ベースの量の上限下限はあるにしても、単純にそれを換算しますと1,720トン、天栄村だけですね。人口掛ける365、1,720トン。数字を改めて検証するというか積み上げてみると、改めて量の多さに気づくことと、いやこんなにすごい量なんだと、改めてそんなことに気づきました。

さて、先ほど村長から、可燃ごみとして回収を考えている製品プラスチック、これも資源化として回収する予定だというようなコメントがございました。現在、可燃ごみとして捨てている紙類ですね。ちょっとその辺についてリサイクルが可能ではないかと。リサイクルすることによって資源ごみを回収する、その分のCO<sub>2</sub>排出ですね、その分が削減することになります。捨てればごみ、分ければ資源と、1人からでもできる身近なゼロカーボンへの取組の第一歩のような気がしてなりません。

そこで、また担当課長に伺います。ごみの減量化に向けた考え等があれば、お示しいただければと思います。

○副議長（円谷 要） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

昨日行われました県内17市町村で構成されますごみ減量市町村連携推進会議プロジェクトの中でも、生ごみの水切り、雑紙のリサイクルの対応を進めていきたいという意見が多く、改めてごみ減量化に向けまして、特にリサイクルの推進のための古紙類と、当村ではその他の紙となっておりますが、そちらのほうのチラシや包装紙、お菓子の空き箱、ティッシュボックスのケースなどの回収による資源物としての収集の周知、また、福島県が行いました令和5年度の燃えるごみ組成調査結果によりますと、生ごみが全体の35%と最も多い結果となっております。生ごみの約8割は水分となっております。生ごみの水切りも力を入れてごみの量を減らしていきたいと思っています。また、家庭だけでなく、村内企業へもごみ削減のご協力をお願いしてまいります。

○副議長（円谷 要） 4番、馬場議員。

○4番（馬場吉信） ありがとうございます。

ごみ削減についての今し方、具体策をお聞きしましたが、やはり実践していこうとすると、また実践をスタートすると、多くの問題が発生すると思われれます。

また、今回は循環型社会の推進、ごみの削減化、資源化、促進に特化した質問をさせていただいたわけですが、そのほかの基本目標、再生可能エネルギーの導入、先ほどの重複になりますけれども、省エネルギーの推進、森林呼吸源の確保、適応策の推進、最後にな

りますが、多様な人々が取り組む環境づくりなど、横断的にやはり進める上で、各課の連携が当然必要となってくるように思います。

今後、ゼロカーボンあるいはカーボンニュートラルの取組には、必ず社会的に必須条件に間違いなくなってくるわけでありまして、村が提唱している「自然と共に人・未来を創造する村 てんえい」、これをそれぞれの立場で考え、実行していくことが重要であるというふうに思います。

まずは、私もそうなんです、身近にできる家族あるいは地域、小さな取組から着手して1つずつ成果を出していく、これに尽きると思います。いずれにしましても、ごみを減らしていく、再利用していくということを村民総ぐるみで進めていくことを切に願い、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（円谷 要） 4番、馬場議員の一般質問は以上で終了します。

---

#### ◇ 大 浦 トキ子

○副議長（円谷 要） 次に、5番、大浦議員の一般質問の発言を許します。

5番、大浦議員。

〔5番 大浦トキ子 質問席登壇〕

○5番（大浦トキ子） 1、婚活支援事業について。

婚活支援については、村民の方から昨年行われた婚活イベントが好評だったと聞いております。

そこで、次の点について伺いたい。

1、イベントはいつ頃、会場はどこで実施したのか。

2、昨年は何組決まったのか。

3、今年、このような婚活イベントの予定はあるのか。あれば内容を伺いたい。

○副議長（円谷 要） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

村では、昨年11月に、ブリティッシュヒルズにおいて、県と合同で出会い交流イベントを開催し、12組のカップル成立となりました。イベントには、村縁結び応援サポーターの方々にも参加していただき、イベント後の継続的な支援を行うことができました。

本年度につきましても、昨年同様、ブリティッシュヒルズにおいて、11月に交流イベントを開催する予定でございます。

本年度は、昨年度参加者の意向を基に、イベント内容に工夫を凝らし、体験型事業や1対1のトーク時間を設け、参加者の交流を深めたいと考えております。

今後も、出会いの機会等の創出や、村縁結び応援サポーターの方々による結婚相談支援体制の充実を図り、結婚に対する意識の向上や結婚希望の実現に向け取り組んでまいります。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 昨年実施した時期はいつ頃で、また会場はどこか。また、今年はこのような婚活イベントの予定はあるのか、内容を伺いたと思います。

○副議長（円谷 要） 今、村長から。

暫時休議いたします。

（午後 1時47分）

---

○副議長（円谷 要） 休議前に引き続き再開します。

（午後 1時49分）

---

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 具体的に今年はこのような婚活イベントの予定はあるのか、あれば内容を伺いたと思います。

○副議長（円谷 要） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもありましたが、今年度につきましては11月10日にブリティッシュヒルズのほうで、昨年と同じようなトークタイム、あとクッキング教室などを行いながら、婚活イベントのほうを開催予定で現在進めております。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 今年4月に、福島中央テレビで季の里天栄や温泉風景が流れていました。天栄村にはたくさんいい場所があるので、来年も引き続き婚活イベントをやっていただきたいと思いますが、その予定はありますか。伺います。

○副議長（円谷 要） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

昨年と今年度、2年連続で県と合同で交流イベントを実施しております。来年度につきましても、申請はするつもりでございます。ただ、6市町村しか枠がないため、県と合同で実施は来年度は厳しいのかなと考えております。もし駄目なときのために、こおりやま広域圏の方へも今、婚活イベントを広域的にやっていただけるように依頼しております。そちらの動向を見ながら来年度は決めていきたいと思っております。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 分かりました。

それでは、2番目に移りたいと思います。

2、トラクター購入助成制度の創設を。

トラクターの購入については、金額が非常に高いため、農家の方からは助成してほしいとの要望が寄せられております。

村では、助成金を出していると聞いておりますが、その制度の内容を伺いたい。

○副議長（円谷 要） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

トラクターの購入に係る助成制度につきましては、現在、国、県の事業において、地域農業の担い手である認定農業者等に対する助成制度があり、村では農業者の要望に応じ事業申請等に係る支援を行っております。

村独自の補助制度につきましては、水田農業の経営規模を拡大する認定農業者等に対し、平成30年度より機械導入の補助を行っておりますが、トラクターは補助対象外とし、国、県の事業を活用いただいております。

今後、村独自の経営規模拡大の補助につきましては、国、県の動向も踏まえ見直すことも必要であると考えておりますので、見直しを行うに当たり、トラクターの補助について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 村では個人で田畑を耕作している方が多く、機械が壊れたらもうやめるといふ声も多く聞かれております。村は農業が基幹産業でありますから、農業を続けられるための仕組みを改めてお考えいただきたいと思います。

○副議長（円谷 要） 暫時休議します。

（午後 1時54分）

---

○副議長（円谷 要） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時56分）

---

○副議長（円谷 要） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

先ほど、村長の答弁にもあったと思うんですけども、今後その地域の農業を守る担い手

の方を支援するという事で、国、県の補助、それから村のほうでは水田農業の拡大をする方ということで、そちらも地域の担い手となる方を対象にそういった支援を行っておりますので、それを引き続き実施する、それから、村長の答弁にもありましたように、その国、県の動向も踏まえながら、今の村の制度のほうは見直しをしながら、そういった形で地域の農業を支える制度を行ってまいりたいと考えております。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 福井県の高浜町は取組で、意欲的に農業に取り組む農業者に対して、耕作に必要な農業機械の購入費用を助成することにより、営農の継続を支援し、遊休農地の発生防止、解消を図るため、下記の補助金制度を創設しましたと、こういう内容なんですけれども、補助の対象者として、以下全てに該当する方で、高浜町内において1,000平方メートル以上の農地を耕作している方、あと高浜町に住所を有し、町税の滞納のない方、あと過去5年間に高浜町が実施する農業機械など購入の補助金交付を受けていない方、補助対象経費としては補助対象農業機械、田植機、コンバイン、トラクター及び附属する機械、令和7年3月31日までに納入できるもの、補助金の額が補助対象機械の購入費の2分の1以内、限度額が100万円となっております。

こういうことなんですけれども、村ではそういう補助は出しているんですか、ちょっと内容的には。

○副議長（円谷 要） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

村の補助金の制度につきましては、認定農業者等の担い手ということを対象にしております、もちろん天栄村に住居を有する方で、村のほうでは2ヘクタール以上の農地をお持ちの方で、対象とする主な機械としますと、田植機やコンバイン、色彩選別機、乾燥・調整器などということにしておりますが、現在トラクターについては汎用性が高いということで対象にはしていないということで、購入額の3分の1、上限100万円、50アールの場合ですと50万円という形になってございます。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員。

○5番（大浦トキ子） 分かりました。

ずっと農業が続けられるように、生産的な意欲を持たれるように、村のほうでもいろんな助成制度を創設していただきたいと思っております。

1つ、終わりです。これで終わりにします。

○副議長（円谷 要） 5番、大浦議員の一般質問は以上で終了します。

ただいま一般質問中ではございますが、2時15分まで休議といたします。

(午後 2時00分)

---

○副議長（円谷 要） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 2時15分)

---

◇ 齋 藤 寿 昭

○副議長（円谷 要） 次に、1番、齋藤議員の一般質問の発言を許します。

1番、齋藤議員。

〔1番 齋藤寿昭 質問席登壇〕

○1番（齋藤寿昭） 天栄村村議会会議規則によりまして一般質問を行います。よろしく願いいたします。

最初の質問ですが、消防操法大会について。

当初、先ほど村長のほうからご挨拶の中にありました6月23日に、村で消防操法大会が6年ぶりに開催され、各分団各班で日頃の厳しい訓練の成果が遺憾なく発揮され、7月28日には2分団5班と3分団5班が支部大会に出場し、輝かしい成績を残されたことに心から敬意を表したいと思います。

現在、消防団員の訓練の負担軽減で操法大会の縮小が新聞、報道等で取り沙汰されています。そこで、村での今後の消防操法大会の開催について伺いたいと思います。

○副議長（円谷 要） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

消防操法大会は、消防団員が迅速、確実かつ安全に行動するために定められた消防用機械器具の取扱い及び操作の基本について、その技術を競う大会であり、消防技術の習得のみならず士気の高揚、一体感の醸成などの効果もあり、消防団員が災害の最前線で安全に活動するためにも重要であると考えております。

しかしながら、近年では団員の職種が多様化しており、操法大会への参加が団員の仕事や家庭への負担になっているという声も聞かれることから、団員の負担にならないよう、消防団活動についても検討していかなければならないと考えております。

今後は、村消防団、関係市町村及び関係機関等と協議を重ね、消防操法大会の在り方について検討してまいります。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

今、村長の答弁のほうでありましたけれども、やはり今、消防の方、サラリーマン団員と

ということが今や8割ぐらいいらっしゃって、私も消防のほう16年ぐらいやりましたけれども、その中でやはりこの操法の練習、これがかなり負担というか、朝早く、場合によっては夕方、休みの日、やはり仕事を持ちながら続けたというのは大変苦勞したことを覚えております。その中で、やっぱり消防のその操法の練習が嫌で消防に入らないという方の、入りたくないというお話も結構伺っております。

それも含めて、消防の人員確保というのが大変難しいと思いますが、具体的な村でやっていることをお伺いしたいと思います。

○副議長（円谷 要） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

ただいま議員さんおっしゃるように、消防団の団員の確保には非常に苦勞しているというところでございます。今現在におきましては、各班が中心となりまして、その地区におきましての団員の確保に勧誘をしたりと、そういったことをお願いしているところでございます。

また、非常に厳しい場合におきましては、各駐在員の方々を通しまして、各地区のほうにご協力を依頼しているというのが現状でございます。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 今、総務課長のほうからお話あったように、2日ぐらい前の新聞にですけども、消防の人員が昨年に比べて、福島県の場合だと823人減少というのも新聞等で出ています。

その中で、各駐在員の方のご協力を求めて勧誘というのもやっているのを知っていますけれども、それに併せて天栄村の各企業だったり、近隣の市町村の各企業とかのほうに勧誘というか、その協力とかということを行っているのでしょうか。

○副議長（円谷 要） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

現在、各企業とか村外の企業等にはそういった働きかけは現在しておりません。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） そういったサラリーマン団員というんですか、皆さん仕事を持って消防団に入っている。今後もそういった方もいらっしゃると思うので、その辺は企業とかにご協力を求めて人員確保というのをぜひ検討していただきたいと思います。

それで、今年6年ぶりの開催ということもあったんですけども、来年度以降、具体的に例えば隔年とかというような、消防操法の大会はどのようにしているのか、具体的なことが分かれば教えていただけないかと思います。

○副議長（円谷 要） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

議員おっしゃるように今年6年ぶりに操法大会が、支部大会が行われまして、6年ぶりに行ったわけでございます。この支部大会等に関しましては2年隔年で開催するというのでは伺っておりますが、2年後にこういった形でやるかというのは、まだ具体的には決まっておりません。

推測としますと、今の現在でいきますと、今年の県大会は小型のポンプ操法が行われたので、2年後の県大会は自動車ポンプが行われる予定だというふうには伺っており、それに向けて支部等のほうも準備を進めていく予定ではないかというふうに推測しているところでございます。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そうですね、消防団員人員確保、操法の練習とかという大変なこともありますので、ぜひ村のほうでもご協力のほうをして、開催の規模をちょっと縮小するというような形も考えていただきたいと思います。

これで1つ目の質問を終わります。

続きまして、2つ目の質問として、クラブ活動の地域移行についてを質問いたします。

近年、少子化、教師の働き方改革等の問題により、数年前からクラブ活動の地域移行が取り沙汰されておりますが、村での取組を伺いたいと思います。

○副議長（円谷 要） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

公立中学校の部活動の地域移行につきましては、令和2年9月に文部科学省から学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてが示され、令和4年にはスポーツ庁及び文化庁から運動部活動、文化部活動ともに、まずは休日の部活動から段階的に地域移行することを基本として、部活動を地域に移行する提言がなされました。

国は、令和5年度から令和7年度までの3年間で改革推進期間と定めたものの、達成時期は一律に設けず、地域の実情に合わせ、指導者などの体制が整った部活動から、土日の部活動を地域主体のクラブ活動に移行することとしております。

村においては、国の方針等を踏まえ、地域移行に対する課題を解決する必要があることから、今後、中学校の部活動の現状を把握し、学校や保護者、地域の受皿となり得るスポーツ団体等で構成する部活動地域移行検討委員会を設置し、検討、協議した上で部活動の地域移

行を進めていくこととしております。

○副議長（円谷 要） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

そうですね、この地域移行ということ、やはり子どもの数が少ないということが結構問題で、今、中学校の部活動、こちらが多分どのぐらいあるか、ちょっとお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。中学校の部活動の数、どのぐらいあるかということ。

○副議長（円谷 要） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 黒澤伸一 登壇]

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

天栄中学校の部活動に関しましては、運動部が5つの部活動がありまして、文化部については2つの部活動があります。

○副議長（円谷 要） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） すみません、その運動部の部活の具体的な部活の名前等を教えていただければと思います。

○副議長（円谷 要） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 黒澤伸一 登壇]

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

運動部につきましては、野球部、サッカー部、テニスの男女、バドミントン部というようなことで、運動部は5つということでございます。

ちなみに、文化部につきましては吹奏楽部と美術部がございます。

○副議長（円谷 要） 1 番、齋藤議員。

○1 番（齋藤寿昭） ありがとうございます。

多分、私たちの中学時代とかに比べればこの部活の数、もう大分、柔道部、卓球部、バスケットボール等のもあったんですけども、こちらもなくなっているようなんですけども、運動部とかそういう部活の数が少なくなるというのは、少子化という問題もあるとは思いますが、この地域移行という問題を解決というか、そういうふうにしていけば、子どもたちの選択肢ですね、部活動の選択肢、文化部も含めてなんですけれども、そういったものに役立てるのかなと思っております。

そのほかに中学校の部活以外にも、各スポーツ少年団等もございますので、そういったところでいろいろボランティアで参加して、子どもたちに教えているという方たちもたくさんいらっしゃいます。そういった方たちを地域の部活指導員ということも、各全国ではそういった取組で応援しているというようなシステムもありますので、その辺の、具体的にそういったことも可能かどうかということも、ちょっとお聞きしたいんですけども。

○副議長（円谷 要） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

先ほどの村長の答弁でもありましたように、部活動の地域移行検討委員会、こちらのほうに中学校の先生、それから保護者の方、それから地域の受皿となり得るスポーツ団体等で構成する検討委員会というものを立ち上げますので、検討委員会の中身の検討にもよりますが、当然地域でスポーツをやられている方が土日の部活動の指導者となり得ることもあるのかなと思います。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） これはちょっと一つの例なんですけれども、ちょっと福島民報のほうに、6月28日に掲載されていたものなんですけれども、福島県の福島市ですね、こちらが中学教員の方の負担を減らすという目的で、市の職員が部活動指導ということを実際始めたということなんですけれども。こういった部活経験者とかそういった専門の知識を持った市の職員の方が、こちらは無償ではなく有償という形で、そういった部活を支援しているということも福島市では行っているということがあります。

そういった背景に、やっぱり子どもたちを育てるといのは、地域の子どもは地域で育てるといふような考えで行っているところもありますので、ぜひ、天栄村でそういったことを逆に天栄のモデル事業として全国に配信していけばいいのかなと思っております。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○副議長（円谷 要） 1番、齋藤議員の一般質問は以上で終了します。

以上をもちまして一般質問は終わります。

---

### ◎散会の宣告

○副議長（円谷 要） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（円谷 要） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時32分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )

## 令和6年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和6年9月4日（水曜日）午前10時開議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 報告第 1号 | 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について            |
| 日程第 2 | 議案第 1号 | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて             |
| 日程第 3 | 議案第 2号 | 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第 4 | 議案第 3号 | 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて          |
| 日程第 5 | 議案第 4号 | 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定<br>について |
| 日程第 6 | 議案第 5号 | 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について          |
| 日程第 7 | 議案第 6号 | 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について               |
| 日程第 8 | 議案第 7号 | 令和5年度天栄村一般会計決算認定について                  |
| 日程第 9 | 議案第 8号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について            |
| 日程第10 | 議案第 9号 | 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について                |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について                |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について                |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定につい<br>て    |
| 日程第14 | 議案第13号 | 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定に<br>ついて  |
| 日程第15 | 議案第14号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について          |
| 日程第16 | 議案第15号 | 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について            |
| 日程第17 | 議案第16号 | 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について            |
| 日程第18 | 議案第17号 | 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について          |
| 日程第19 | 議案第18号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について              |
| 日程第20 | 議案第19号 | 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について           |
| 日程第21 | 議案第20号 | 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について                |

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿昭	2番	石塚 喜吉
3番	吉成 邦市	4番	馬場 吉信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪仁		

欠席議員（1名）

8番	熊田 喜八
----	-------

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田 勝幸	教育長	長場 壮夫
参事兼 総務課長	小山 富美夫	参事兼 企画政策課長	熊田 典子
税務課長兼 会計管理者	塚目 弘昭	住民課長	星 裕治
健康福祉課長	森 和昭	産業課長	芳賀 信弘
建設課長	櫻井 幸治	湯本支所長	星 淳
教育課長	関根 文則	生涯学習課長	黒澤 伸一
代表監査委員	猪越 喜久雄		

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会事務局長	北畠 さつき	書記	大野 一幸
書記	渡邊 久美		

---

### ◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和6年9月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和6年9月天栄村議会定例会は成立いたしました。

8番、熊田議員より、体調不良のため欠席の届出がありました。

揚妻副村長より、検査通院のため欠席の届出がありました。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の会議は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。

---

### ◎報告第1号の上程、説明、報告

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。

議案書1ページをお願いいたします。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条及び第22条の規定により、令和5年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を別紙のとおり報告する。

なお、これらの比率についての同法第3条及び第22条の規定による監査委員の意見は、別冊のとおりである。

令和6年9月3日提出。天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

まず、健全化判断比率でございますが、4つの項目がございます。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、実質収支が黒字であるため算定されませんでした。実質公債

費比率につきましては7.9%で、前年度と同率でございます。将来負担比率につきましては、財政調整基金をはじめとする各種基金など充当可能財源等が、地方債の現在高や農業集落排水事業等で借り入れている公営企業債等の繰入れ見込額から算定した将来負担額を上回ったため、比率は算定されませんでした。

なお、実質公債費比率につきましては、国の基準を下回っております。

次のページをお願いいたします。

続きまして、資金不足比率でございますが、水道事業会計から最後の工業用地取得造成事業特別会計までの全ての会計におきまして資金剰余ございましたので、比率は算定されませんでした。

説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） これをもって報告を終わります。

ここで、村代表監査委員から、令和5年度天栄村財政健全化判断比率並びに水道事業会計等特別会計資金不足比率に関する審査意見書が提出されておりますので、その報告を求めます。

代表監査委員。

〔代表監査委員 猪越喜久雄 登壇〕

○代表監査委員（猪越喜久雄） おはようございます。

令和5年度天栄村の健全財政判断比率及び資金不足に対する審査意見を申し上げます。

お手元の資料、令和5年度地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書をご覧ください。

1ページをお開きください。

まず、健全化比率に関する審査意見でございます。

審査の対象につきましては、令和5年決算に基づき、村長から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象としました。

審査の期間につきましては、令和6年7月24日から同年7月26日の3日間です。

審査の手續につきましては、提出された健全化比率が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうか等について、主眼を置いて実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された下記の健全化比率に係る算定は正確で、その算定基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

表のとおりでございますが、まず、実質赤字比率につきましては1億7,703万1,000円の黒字であることから、表示されません。連結実質赤字比率につきましては5億3,314万7,000円

の黒字であることから、表示されません。実質公債費比率につきましては、比率が7.9%で早期健全化基準を17.1%ほど下回り、前年度と同率となりました。将来負担比率につきましては、充当可能財源が将来負担額を上回ったため、前年同様に算定されません。いずれの比率につきましても、基準の範囲内であることから財政は健全な状態にあると認められますが、引き続き財政の健全化を維持されたい。

次のページご覧いただきたいと思います。

資金不足比率に関する審査意見でございます。

まず、審査対象につきましては、令和5年度決算に基づき、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査対象としました。

審査期間については、先ほど同様、7月24日から7月26日までの3日間でございます。

審査の手續につきましては、提出された資金不足比率が正確であるか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかについて、主眼を置いて実施しました。

審査の結果につきましては、下記の資金不足比率に係る算定が正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

内容につきましては表のとおりでございます。いずれの会計につきましても、資金剰余であることから資金不足比率は表示されず、健全な状態にあると認められるが、引き続き経営の健全状態を維持されたいということであります。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ご苦労さまでした。

以上で報告を終わります。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 北嶋さつき 登壇〕

○参事兼議会事務局長（北嶋さつき） 4ページをお願いいたします。

議案第1号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所、天栄村大字飯豊字新田前35番地。

氏名、小針良広。

生年月日、昭和54年3月5日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本村の教育委員会委員4名のうち、小針克彦委員が本年9月30日の任期満了をもって退任されます。このため、新たに小針良広さんを教育委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

小針良広さんは、その豊かな農業経験を基に、現在、小学校の特別非常勤講師やアドバイザーを務められるなど、教育分野における見分も広く、本村教育委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 北畠さつき 登壇〕

○参事兼議会事務局長（北畠さつき） 議案第2号 牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の牧本財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字牧之内字中林11番地。

氏名 大須賀豊房。

生年月日 昭和34年11月24日生。

住所 天栄村大字牧之内字矢中23番地。

氏名 永山勇雄。

生年月日 昭和26年2月10日生。

住所 天栄村大字牧之内字長沼道4番地1。

氏名 大谷松男。

生年月日 昭和26年2月7日生。

住所 天栄村大字上松本字男神屋敷9番地。

氏名 佐藤秀雄。

生年月日 昭和27年7月24日生。

住所 天栄村大字下松本字要谷6番地1。

氏名 猪越正。

生年月日 昭和33年8月18日生。

○議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の牧本財産区管理会委員5名が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに委員を選任することについて、財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、地区の議員にご協力を賜りながら、駐在員のご推薦をいただいた方であります。大須賀豊房さんが再任、ほかの4名の方が新任であり、いずれの方も地域の信望も厚く、牧本財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔参事兼議会事務局長 北畠さつき 登壇〕

○参事兼議会事務局長（北畠さつき） 議案第3号 湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の湯本財産区管理会委員に次の者を選任したいので、財産区管理会条例（昭和31年天栄村条例第5号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字湯本字居平53番地。

氏名 星國春。

生年月日 昭和25年12月25日生。

住所 天栄村大字湯本字下河内65番地。

氏名 諏訪林惠造。

生年月日 昭和29年10月20日生。

住所 天栄村大字田良尾字滝上121番地。

氏名 小山正人。

生年月日 昭和36年3月2日生。

住所 天栄村大字田良尾字居平39番地。

氏名 室井一市。

生年月日 昭和29年5月20日生。

住所 天栄村大字田良尾字持石8番地2。

氏名 相原幸一。

生年月日 昭和29年12月18日生。

- 議長（大須賀溪仁） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。  
村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

- 村長（添田勝幸） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の湯本財産区管理会委員5名が本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たな委員を選任することについて、財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めるものであります。

今回、選任いたします方は、地区の議員にご協力を賜りながら、駐在員のご推薦をいただいた方々であります。全員が新任であり、いずれの方も地域の信望が厚く、湯本財産区管理会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は10月1日から4年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第4号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 議案書9ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村個人番号の利用に関する条例（平成27年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

第5号 特定個人番号利用事務、法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

第6号 利用特定個人情報、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

説明資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

こちらの議案第4号説明資料についてご説明申し上げたいと思います。

今回の改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、引用条文などの所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明いたします。

上段が改正案、下段が現行でございます。

まず、第2条でございますが、こちらのほうは定義の条文でございますが、こちらに第5号「特定個人番号利用事務」と、第6号「利用特定個人情報」を追加するものでございます。

続きまして、第4条では、マイナンバー法の改正によりまして、法の中にあつた別表第2が削除されまして、同表の第2欄に掲載されておりました事務を「特定個人番号利用事務」と、また、第4欄に掲載されておりました「特定個人情報」を「利用特定個人情報」というふうに定めたため、それらに関する条文を変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第5号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 11ページをご覧ください。

議案第5号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをご覧ください。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険条例（昭和34年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第24条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は令和6年12月2日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の資料、議案第5号説明資料をご覧ください。

今回の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表をご覧ください。

第24条において、12月2日以降に被保険者証が発行されなくなるのに伴いまして、過料の対象のほうから国保の資格喪失したとき及び保険料を滞納している世帯の被保険者証の返還に応じない者に関する部分を削除したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 13ページをご覧ください。

議案第6号 福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

福島県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約。

福島県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年福島県指令市町村第1498号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

附則。

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

改正点につきましては、お手元の資料、議案第6号説明資料をご覧ください。

今回の改正は、先ほどと同じなのですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、現行の被保険者証は令和6年12月2日以降発行されなくなるため、所要の改正を行うものであります。

新旧対照表により説明いたします。

別表第2におきまして、12月2日以降に被保険者証が発行されなくなるのに伴いまして、「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に変更するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第7号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定について、日程第9、議案第8号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、日程第10、議案第9号 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について、日程第11、議案第10号 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について、日程第12、議案第11号 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について、日程第13、議案第12号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、日程第14、議案第13号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、日程第15、議案第14号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、日程第16、議案第15号 令和5年度天栄村二岐専

用水道特別会計決算認定について、日程第17、議案第16号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、日程第18、議案第17号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、日程第19、議案第18号 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、日程第20、議案第19号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、日程第21、議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について、以上14議案を一括議題といたします。

ここで、決算書の提案理由の説明に入るに先立ち、代表監査委員による、令和5年度決算審査意見書についての報告を求めます。

代表監査委員。

[代表監査委員 猪越喜久雄 登壇]

○代表監査委員（猪越喜久雄） 令和5年度天栄村決算審査意見書に基づきまして申し上げます。

意見書の1ページをご覧いただきたいと思います。

令和5年度天栄村一般会計決算及び特別会計決算並びに定額運用基金の運用状況の審査意見でございます。

審査の対象につきましては、

- (1) 令和5年度天栄村一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和5年度牧本財産区特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和5年度大里財産区特別会計歳入歳出決算
- (5) 令和5年度湯本財産区特別会計歳入歳出決算
- (6) 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (9) 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計歳入歳出決算
- (10) 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計歳入歳出決算
- (12) 令和5年度天栄村介護保険特別会計歳入歳出決算
- (13) 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (14) 各会計に係る歳入歳出事項別明細書及び実質収支に関する調書
- (15) 財産に関する調書
- (16) 定額運用基金の運用状況を示す書類

2、審査の期間

令和6年7月24日から令和6年7月26日までの3日間でございます。

### 3、審査の手續

この審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況に係る書類について、関係法令に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに、予算が適正に執行されているか等について主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類と照合等、通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるその他の審査手續を実施しました。

#### 第2、審査の結果

審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類、計数についても、関係帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

次のページご覧いただきたいと思います。

2ページ以降につきましては、各決算の状況の内容でありますので、後ほどお目通しください。

8ページご覧いただきたいと思います。

### 2、審査意見

#### (1) 一般会計

主な財政構造における財政力の推移では、まず、財政力指数が0.3%で、前年度からさらに0.01ポイントの減となっており、次年度からの財政力の向上に期待したい。経常収支比率についても2.9ポイント増の82.2%になっており、一昨年も2.5ポイント増であったことから、硬直化の進行が懸念される場所である。実質公債費比率では7.9%と昨年度と同率で、将来負担比率とともに早期健全化判断基準を下回っている状況であり、財政全体ではおおむね財政健全の範囲ではありました。

歳入の根幹をなす村税は、前年度と比較すると村民税、軽自動車税、たばこ税の調定額が増、徴収率においては現年度分においてほぼ前年度並みとなっている一方、滞納繰越分の徴収率については、前年度比2.9ポイント増としている。

しかしながら、収入未済額は依然として1億円を超えている状況であることから、実財源の確保はもとより、負担の公平性の観点からも、地方税法に基づく厳正な滞納処分並びに不納欠損処分により、収入未済額の縮減やさらなる徴収率の向上を図るとともに、課税客体を的確に把握し適正に課税に努められたい。

村営住宅・定住促進住宅の使用料については、収入未済額が前年より増となり、回収業務

の進展が見られていない状況であった。今後は、さらに債権回収の強化を図り、法令等に基づき適正に対処していただきたい。

次に、各事業実施に係る意見として、工事等の発注関係において、社会情勢の変化に伴い資材の調達等に時間を要すると見込まれることから、早期の起工に努めていただきたい。

また、村の基幹産業である農業の担い手の確保については、村において施策はある程度講じられてはいるものの、その成果はあまり見られておらず、農業者の高齢化や資材等の価格高騰などの課題もあり、農業離れが急速に進んでいることから、これらを重点課題と捉え、農業関係機関と連携し、新たな農業振興策への取組を進めていただきたい。

最後に、公有財産の管理及び運用については、地方財政法第8条に「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有に応じて最も効率的にこれを運用しなければならない」と規定されていることから、休止・廃校となっている各施設や村墓地公園等の管理運営等について、再度見直しを進めるなどして整備方針をまとめ計画的な財産管理に努めていただきたい。

## (2) 各特別会計

特別会計では、おおむね良好に事業に実施されているところであるが、収入未済額については、依然として増加傾向にあることから引き続き圧縮に努めていただきたい。

また、不用額についても全体的に多額の不用額が散見されているため、事業内容や実施時期等の精査を行い、適切な事業運営に努めていただきたい。

次のページご覧いただきたいと思います。

定額運用基金の運用状況審査に対する意見でございます。

基金の内容、内訳につきましては、ご覧の表の内容でございます。

基金名の、2段になっておりますが、ご覧いただきたいと思います。

審査意見につきましては、地方自治法第241条第5項の規定に基づき、各基金の運用状況は関係帳簿等を審査した結果、その運用状況は適正でありました。

次に、水道事業会計につきましては、別冊のほうの令和5年度天栄村決算書意見（水道事業会計）をご覧ください。

1ページをお開きください。

令和5年度天栄村水道事業会計決算審査意見でございます。

まず、審査の概要の、審査の対象につきましては、令和5年度天栄村水道事業会計決算書、令和5年度天栄村水道事業会計決算附属書類を確認しました。

審査の期間については、一般会計と特別会計と同様、7月24日から7月26日までの3日間でございます。

審査の手續につきましては、この審査につきましては、村長から提出された決算報告書、

損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表、関係法令に準拠され調製されているか、経営状況及び財政状況は健全か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係帳簿及び証拠書類との照合、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めるその他の審査手続を実施しました。

## 第2、審査の結果

審査に付された決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、剰余金処分計算書（案）、貸借対照表は法令に準拠され作成されており、決算計数は関係帳簿と証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。

なお、決算概要及び決算書は、決算意見は次のとおりである。

2ページ、意見については、決算の内容を説明をした内容でございます。後でお目通しください。

8ページをご覧いただきたいと思っております。

## 第3、審査意見

供給単価を給水単価で除した料金回収割合は前年度68%、今年度65%とここ数年割合が下がっており、現在の水道料金では賄えていない状況が続いている。

水道事業会計は独立採算が原則であることから、その原因の分析を詳細に行い、経営の効率化を図れるよう取り組まれるとともに、料金の収入率の低下も供給単価を下げている要因であるため、早期に料金回収の強化に努めていただきたい。

令和5年度の有収率については、81.0%、前年度は83.4%、令和3年度は87%であったことから無効水量が増加傾向にある。今後はこの数値を踏まえ、原因とその対策を講じていただきたい。

以上であります。

○議長（大須賀溪仁） 大変ご苦労さまでございました。

令和5年度決算審査意見書の報告が終わりました。

ここで、暫時休議いたします。

（午前10時49分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時05分）

---

○議長（大須賀溪仁） これより、令和5年度天栄村一般会計決算書から、順次、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 別冊の歳入歳出決算書の10ページをお願いいたします。

議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、予算現額1億8,989万1,000円、調定額2億607万6,867円、収入済額1億9,337万3,414円、不納欠損額1万784円、収入未済額1,269万2,669円。不納欠損額1万784円につきましては、地方税法第18条の規定に基づきまして、1件分を処理したものでございます。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税分236万6,702円、滞納繰越分1,032万5,967円でございます。

2 目法人分、予算現額3,131万4,000円、調定額3,549万7,900円、収入済額3,544万7,900円、収入未済額5万円でございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税、予算現額4億3,468万7,000円、調定額5億2,897万4,458円、収入済額4億4,249万2,756円、不納欠損額14万5,900円、収入未済額8,633万5,802円。不納欠損額14万5,900円につきましては、地方税法第18条の規定に基づきまして、計5件分を処理したものでございます。また、収入未済額の内訳でございますが、現年課税分として410万3,459円、滞納繰越分8,223万2,343円でございます。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、予算現額1,677万4,000円、調定額、収入済額ともに1,677万4,400円。

3 項軽自動車税、1 目環境性能割、予算現額112万9,000円、調定額、収入済額ともに123万9,600円でございます。

2 目種別割、予算現額2,192万円、調定額2,267万4,940円、収入済額2,199万3,016円、収入未済額68万1,924円。収入未済額の内訳でございますが、現年課税分として30万6,800円、滞納繰越分で37万5,124円でございます。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、予算現額4,571万5,000円、調定額、収入済額ともに4,594万1,347円。

5 項入湯税、1 目入湯税、予算現額1,270万8,000円、調定額1,599万150円、収入済額1,405万4,745円、収入未済額193万5,405円。収入未済額につきましては、全額滞納繰越分でございます。

なお、恐れ入りますが、別冊の主要施策の成果9ページをお願いしたいと思います。

9ページの第6表に、村税等の収入未済額の内訳が添付されております。先ほど申しました村税に関しましての収入未済額につきまして説明をさせていただきます。

まず、1 項村民税、1 目個人分、1 節現年課税分、収入未済額236万6,702円の内訳でござ

いますが、まず均等割額が10万6,800円で、31名、31件分。所得割額の普通徴収分が222万8,090円、こちらが55名、126件分。所得割額の特別徴収分が3万1,812円で、2社、6件分となっております。続きまして、2節滞納繰越分の収入未済額1,032万5,967円、こちらは90名の378件分でございます。

続きまして、2目法人分、1節現年課税分の収入未済額5万円でございますが、全て均等割額で1社、1件分でございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、1節現年課税分、収入未済額410万3,459円の内訳でございますが、まず、土地が99万2,113円、家屋が188万54円、償却資産が123万1,292円、こちら合わせまして161名、594件分でございます。2節滞納繰越分の収入未済額8,223万2,343円でございますが、延べ203名、3,979件分でございます。

3項軽自動車税、2目種別割、1節現年課税分、収入未済額が30万6,800円、こちらが19名、32件分。2節滞納繰越分、収入未済額37万5,124円、17名の48件分でございます。

5項入湯税、1目入湯税、2節滞納繰越分、収入未済額193万5,405円、1社、163件。こちらのほうの部分は以上でございます。

それでは、大変恐縮ですが、もう一度決算書の12ページにお戻りいただきたいと思っております。続きまして、2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、予算現額1,868万8,000円、調定額、収入済額ともに2,060万5,000円。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、予算現額5,917万9,000円、調定額、収入済額ともに6,211万8,000円。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、予算現額725万4,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

続きまして、3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、予算現額14万1,000円、調定額、収入済額ともに15万8,000円。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、予算現額144万円、調定額、収入済額ともに210万5,000円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、予算現額151万円、調定額、収入済額ともに227万1,000円。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、予算現額989万1,000円、調定額、収入済額ともに1,165万2,000円。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、予算現額1億2,056万円、調定額、収入済額ともに1億3,120万1,000円。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、予算現額1,282万円、調定額、収入済額ともに1,521万5,795円。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、予算現額542万8,000円、調定額、収入済額ともに725万5,000円。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、予算現額768万9,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、予算現額317万円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、予算現額19億8,375万7,000円、調定額、収入済額ともに20億1,407万5,000円。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、予算現額52万6,000円、調定額、収入済額ともに58万6,000円。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、予算現額1,067万1,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

2目農業費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目総務費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目教育費分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目消防費分担金、予算現額245万5,000円、調定額、収入済額ともに245万5,789円。

2項負担金、1目総務費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目民生費負担金、予算現額46万円、調定額、収入済額ともに9万9,628円。

3目教育費負担金、予算現額72万3,000円、調定額、収入済額ともに25万8,720円。

続きまして、4目農業費負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目衛生費負担金、予算現額10万4,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、予算現額223万円、調定額、収入済額ともに346万7,235円。

2目民生使用料、予算現額1万4,000円、調定額、収入済額ともに1万7,550円。

3目農林水産使用料、予算現額85万1,000円、調定額、収入済額ともに119万6,228円。

続きまして、4目土木使用料、予算現額1,067万2,000円、調定額1,392万1,640円。収入済額898万8,456円、収入未済額493万3,184円。収入未済額でございますが、こちら1節住宅使用料のうち、村営住宅の現年度分が12万1,084円、過年度分が33万2,100円、定住促進住宅の現年度分が196万円、過年度分が252万円でございます。

続きまして、5目教育使用料、予算現額131万8,000円、調定額、収入済額ともに140万9,050円。

続きまして、6目衛生使用料、予算現額69万3,000円、調定額、収入済額ともに同額でござ

ございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、予算現額311万4,000円、調定額、収入済額ともに367万2,220円。

2 目民生手数料、予算現額7万7,000円、調定額、収入済額ともに7万1,660円。

3 目衛生手数料、予算現額47万1,000円、調定額、収入済額ともに49万8,188円。

続きまして、4 目農林水産手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 目商工手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6 目土木手数料、予算現額3万3,000円、調定額、収入済額ともに3万3,650円。

16款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、予算現額1億2,346万円、調定額、収入済額ともに1億2,460万1,311円。

2 目衛生費国庫負担金、予算現額1,251万2,000円、調定額、収入済額ともに1,502万2,333円。

3 目土木費国庫負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、次のページでございますが、予算現額1億7,837万8,000円、調定額1億7,786万2,000円、収入済額1億5,502万3,000円、収入未済額2,283万9,000円。収入未済額につきましては、2 節の総務費補助金の社会保障税番号制度システム整備事業1,758万9,000円及び物価高騰対応重点支援給付金給付事業525万円で、令和6年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、2 目民生費国庫補助金、予算現額2,044万8,000円、調定額、収入済額ともに2,035万6,798円。

続きまして、3 目衛生費国庫補助金、予算現額1,125万3,000円、調定額、収入済額ともに1,814万2,000円。

4 目農林水産業費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 目土木費国庫補助金、予算現額2,769万円、調定額3,462万2,000円、収入済額2,769万円、収入未済額693万2,000円。収入未済額につきましては、1 節の土木費補助金の社会資本整備総合交付金で、令和6年度へ繰り越すものでございます。

6 目教育費国庫補助金、予算現額35万8,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

7 目消防費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

続きまして、8 目労働費国庫補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 項委託金、1 目総務費委託金、予算現額22万7,000円、調定額、収入済額ともに23万3,000円。

2 目民生費委託金、予算現額143万9,000円、調定額、収入済額ともに186万8,000円。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、予算現額7,831万1,000円、調定額、収入済額ともに7,888万5,354円。

続きまして、2目衛生費県負担金、予算現額4万8,000円、調定額、収入済額ともに4万4,010円。

3目土木費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目消防費県負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項県補助金、1目総務費県補助金、予算現額230万1,000円、調定額、収入済額ともに230万8,000円でございます。

続きまして、2目民生費県補助金、予算現額3,114万3,000円、調定額、収入済額ともに2,537万3,605円でございます。

続きまして、次のページ、3目衛生費県補助金、予算現額348万7,000円、調定額、収入済額ともに349万3,000円でございます。

4目農林水産業費県補助金、予算現額2億8,619万4,000円、調定額、収入済額ともに2億8,651万650円でございます。

続きまして、次のページ、5目商工費県補助金、予算現額138万4,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

6目消防費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7目教育費県補助金、予算現額670万円、調定額、収入済額ともに660万6,000円。

8目災害復旧費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

9目労働費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

10目土木費県補助金、予算現額486万3,000円、調定額、収入済額ともに7万8,000円。

続きまして、3項委託金、1目総務費委託金、予算現額1,792万2,000円、調定額、収入済額ともに1,837万2,163円。

2目農林水産業費委託金、予算現額479万2,000円、調定額、収入済額ともに同額。

3目土木費委託金、予算現額678万7,000円、調定額、収入済額ともに537万3,243円。

4目教育費委託金、次のページになりますが、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目衛生費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目消防費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7目民生費委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額111万8,000円、調定額、収入済額ともに111万7,881円。

2目利子及び配当金、予算現額4万9,000円、調定額、収入済額ともに5万2,929円。

次のページをお願いいたします。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,700万1,000円、調定額、収入済額ともに1,700万円。こちらは須賀川市に所有しておりました学生寮の土地を売り払った際の収入でございます。

2目物品売払収入、予算現額429万8,000円、調定額、収入済額ともに429万9,692円。

3目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、予算現額1億円、調定額、収入済額ともに1億2万9,000円。

2目教育費寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに5万円。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、予算現額1,918万4,000円、調定額、収入済額ともに同額。

2目国保（事業勘定）特別会計繰入金、予算現額17万7,000円、調定額、収入済額ともに17万6,946円。

3目後期高齢者医療特別会計繰入金、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに同額。

4目介護保険特別会計繰入金、予算現額1,254万5,000円、調定額、収入済額ともに1,254万4,121円。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額2億8,500万円、調定額、収入済額ともに同額。

次のページをお願いいたします。

2目人材育成基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目減債基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目地域福祉基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、予算現額3,200万円、調定額、収入済額ともに同額。

6目こども未来基金繰入金、予算現額450万円、調定額、収入済額ともに同額。

7目天栄村除雪車整備基金繰入金、予算現額1,179万1,000円、調定額、収入済額ともに1,179万1,859円。

続きまして、8目公共施設整備基金繰入金、予算現額1,250万円、調定額、収入済額ともにゼロ。こちらは、予算現額の全額を小・中学校空調設備事業に充当するものとして令和6年度へ繰り越すものでございます。

9目森林環境譲与税基金繰入金、予算現額435万9,000円、調定額、収入済額ともに同額。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2億8,325万7,000円、調定額、収入済額ともに2億8,325万7,024円。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額7万6,000円、調定額、

収入済額ともに10万2,022円。

2目加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額9,000円、調定額、収入済額ともに9,411円。

3項貸付金元利収入、1目貸付金元利収入、予算現額5万7,000円、調定額、収入済額ともに5万4,641円。

4項雑入、1目弁償金、予算現額83万4,000円、調定額、収入済額ともに175万7,677円。

2目雑入、予算現額1,555万9,000円、調定額、収入済額ともに1,976万9,604円。

次のページをお願いします。

3目過年度収入、予算現額281万2,000円、調定額、収入済額ともに283万2,705円。

4目違約金及び延納利息、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに61万6,000円。こちらにつきましては、2トンダンプの購入契約解除に伴う違約金が発生したため、歳入で入れたものでございます。

続きまして、23款村債、1項村債、1目総務債、予算現額1億331万8,000円、調定額、収入済額ともに1億1万8,000円。

続きまして、2目土木債、予算現額1億8,570万円、調定額、収入済額ともに1億6,200万円。

3目衛生債、予算現額3,210万円、調定額、収入済額ともに3,060万円。

4目農林水産業債、予算現額8,900万円、調定額、収入済額ともに8,770万円。

続きまして、5目民生債、予算現額3,270万円、調定額、収入済額ともに1,910万円。

6目教育債、予算現額630万円、調定額、収入済額ともに同額。

24款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金、1目自動車取得税交付金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともに98万6,821円。こちらにつきましては、国内自動車メーカーにおいて自動車取得税が追加徴収されたことを受けまして、村に交付されたものでございます。

歳入合計、予算現額50億9,604万8,000円、調定額52億3,048万7,815円、収入済額50億9,393万1,147円、不納欠損額15万6,684円、収入未済額1億3,639万9,984円でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、順次、所管課長より説明をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、予算現額7,045万4,000円、支出済額6,998万7,818円、不用額46万6,182円。不用額につきましては、3節の職員手当等では時間外勤務手当、4節共済費では一般職共済組合負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、次のページの下のほうでございますが、2款総務費、1項総務管理費、1目

一般管理費、予算現額 2 億 5,599 万 5,000 円、支出済額 2 億 5,212 万 9,392 円、不用額 386 万 5,608 円。不用額につきましては、1 節報酬では会計年度任用職員の報酬、3 節職員手当等では時間外勤務手当及び一般職の退職手当組合負担金、4 節の共済費では一般職の共済組合負担金及び社会保険料が見込みを下回ったことによるものでございます。

また、74 ページのほうになりますが、8 節旅費では駐在員研修会の中止によるものでございます。11 節役務費では郵便料、広告料がそれぞれの見込みを下回ったことにより不用が出たものでございます。

次に、主な支出の内容でございますが、76、77 ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

14 節工事請負費では防犯灯の設置工事請負費として 67 万 7,721 円を支出し、村内 8 か所に防犯灯を設置したところでございます。

また、18 節の負担金、補助及び交付金では、79 ページのほうでお願いいたしますが、集会施設の整備事業補助金といたしまして 161 万 746 円を支出いたしまして、集会施設のバリアフリー改修、車椅子や担架の購入に係る補助金を 4 行政区に対して支出をしたところでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

- 参事兼企画政策課長（熊田典子） 2 目文書広報費、予算現額 521 万円、支出済額 520 万 6,765 円、不用額 3,235 円。こちらは、毎月発行の広報てんえいに係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 3 目財政管理費、予算現額 2,379 万 1,000 円、支出済額 2,376 万 9,609 円、不用額 2 万 1,391 円。こちらは、財務会計や公会計システムに要する経費でございますが、おおむね予算どおりの執行でございます。

4 目会計管理費、予算現額 266 万 6,000 円、支出済額 259 万 2,030 円、不用額 7 万 3,970 円。こちらにつきましては、出納室の会計処理に要する経費でございますが、おおむね予算どおりの執行でございます。

続きまして、5 目財産管理費、予算現額 4 億 7,069 万 4,000 円、支出済額 4 億 6,835 万 3,554 円、不用額 234 万 446 円。不用額につきましては、次のページお願いいたします。

次ページの 13 節使用料及び賃借料では、複写機の使用料が見込みを下回ったことによるものでございます。また、14 節工事請負費では、旧羽鳥小学校の施設解体工事請負費の請差によるものでございます。

次に、主な支出でございますが、今ご説明申し上げましたように、14 節工事請負費で旧羽鳥小学校の施設解体工事請負費として 2,493 万 5,900 円を支出いたし、老朽化した旧羽鳥小学

校の校舎部分の解体工事を行いました。こちらは、過疎対策事業債を活用して実施したところでございます。

また、次のページをお願いします。

次のページの24節積立金では、財政調整基金積立金として元利合わせて1億101万8,739円、天栄村公共施設整備基金積立金として元利合わせて2億4801万4,017円を積み立てております。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案説明の途中でありますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時43分）

---

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 84ページをお願いいたします。

6目企画費、予算現額1億7,447万円、支出済額1億7,399万870円、不用額47万9,130円。

不用額の主なものにつきましては、次のページをお願いします。

12節委託料の中の高齢者タクシー利用助成事業委託料と、次のページの18節負担金、補助及び交付金の高齢者バス利用補助金が見込みを下回ったものでございます。

続きまして、主な事業であります。昨年度はこども未来応援事業としまして、テレビ局や警察指令室での体験や、本物のエンターテインメント鑑賞、サッカー教室や教室講演会など、様々な経験をたくさんのお子もたちに体験させることで、将来への夢や希望のきっかけづくりや人材育成を行うことができました。

87ページをお願いします。

12節委託料で、天栄村高齢者タクシー利用助成事業では15名の方が利用されました。保育所施設等敷地造成測量設計業務委託料として1,375万5,500円を支出し、現在は造成工事を進めております。小規模住宅団地造成測量設計業務委託料として740万7,400円を支出し、こちらも今年度造成工事に入り、人口減少対策に努めてまいります。

次に、14節工事請負費ですが、イントラネット接続機器更新工事費で616万円を支出し、公共施設を結ぶイントラネットの接続機器L2スイッチ4台、L3スイッチ2台、予備機1台、計7台の更新を行いました。光ケーブル撤去工事で748万円。こちらはトンネル開通に伴い不要となった区間のイントラケーブルの撤去工事となります。

次のページをお願いします。

16節公有財産購入費ですが、こちらは小規模住宅団地の用地購入費となります。

次に、18節負担金、補助及び交付金の下段の高齢者バス利用補助金は延べ11名が利用され、また、地域活力交付金は8行政区へ交付し、地域づくり事業に活用されました。

21節補償補填及び賠償金は、小規模住宅団地整備に係るビニールハウスと水道移設に伴う補償費となります。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 7目支所及び出張所費、予算現額2,785万3,000円、支出済額2,659万7,613円、不用額125万5,387円。不用額につきましては、3節職員手当等におきまして、時間外勤務手当が見込みを下回ったこと、次のページをお願いいたします。

4節共済費におきまして、一般職共済組合負担金が見込みを下回ったこと、10節、燃料費の軽油代でございますが、非常用発電機の稼働がなく、購入がなかったこと、光熱水費の電気料ですが見込みを下回ったこと、修繕費の車両修繕がなかったことが主な要因となっております。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしましては、10節需用費の施設修繕費におきましては、支所の空調機の室外機の修繕、公衆無線LANの改修等を行っております。

次のページ、92ページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金では、地域活性化支援事業補助金として、棚田のイルミネーション設置など、地元を活性化する団体、1団体へ補助を行っております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 続きまして、8目交通安全対策費、予算現額212万円、支出済額197万8,185円、不用額14万1,815円。不用額につきましては、各節の積み上げによるもので、おおむね予算どおりの執行でございます。

次に、主な支出でございますが、14節工事請負費におきまして、カーブミラー設置請負工事を実施しまして、交通事故の予防、安全対策としてカーブミラーを新規に6基設置しまして、総額110万8,800円を支出したところでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 9目地方創生費、予算現額1,815万2,000円、支出済額1,609万6,350円、不用額205万5,650円。

不用額の主なものは、18節負担金、補助及び交付金の若者定住住まい確保応援成金の不用額でございます。

次に、主な支出としましては、12節で移住定住促進事業委託ですが、こちらは移住相談や移住イベントへの出展、また短期滞在住宅の維持管理業務委託の経費でございます。昨年度は首都圏でのイベント出展が3回、それから移住相談件数は延べ126件ありました。

18節負担金、補助及び交付金ですが、結婚新生活支援補助金を活用し、1世帯2名が定住されました。また、天栄村移住支援金給付事業では、こちらは1世帯4名が東京から移住され、300万円が給付されました。こちらは県補助4分の3で行っている事業となります。

次に、新生活・住まいづくり応援成金を活用され、転入された方は5世帯18人で、奨学金返還支援補助金を活用された方は6名でした。若者定住住まい確保応援成金は1世帯3名の若者世帯が活用し、人口の流入促進、流出防止を図りました。

10目ふるさと納税費、予算現額1億5,069万4,000円、支出済額1億4,934万7,937円、不用額134万6,063円。こちらは、ふるさと納税事務に要する経費でございます。

次のページをお願いします。

24節積立金で、昨年度のがんばれ天栄応援基金積立金は8,002万3,723円、こども未来基金積立金は2,000万6,280円を積立てすることができました。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） 2項徴税費、1目税務総務費、予算現額6,791万円、支出済額6,768万763円、不用額22万9,237円。各税目の課税業務に要する経費でございます。不用額の主な理由としましては、22節償還金利子及び割引料につきまして、年度末に確定する法人村民税などの過年度還付金が見込みより少なかったものであります。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目賦課徴収費、予算現額685万4,000円、支出済額675万9,154円、不用額9万4,846円。税金の徴収業務に要する経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、予算現額5,863万2,000円、支出済額4,075万6,693円、繰越明許費1,758万9,000円、不用額28万6,307円。こちらは、主に窓口業務に係る経費でございます。繰越明許費は、社会保障税番号システム整備事業で、戸籍法の改正により戸籍住民票及び戸籍の附票に振り仮名が記載されることに伴いましたシステムを改修するための経費であります。不用額におきましては、給料手当、共済費など、人件費によるもので、その他各節の積み上げによるものでございます。

次のページをご覧ください。

主な事業といたしましては、国の施策によりマイナンバーカードの利用拡大を図る事業としまして、社会保障番号制度関連事業などを実施しており、12節の各システムの保守委託料、13節システム賃借料でほぼ予算どおりの執行でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 104ページ、4項選挙費、1目選挙管理委員会費、予算現額42万9,000円、支出済額41万6,943円、不用額1万2,057円、予算どおりの執行でございます。

す。

2目福島県議会議員一般選挙費、予算現額745万3,000円、支出済額744万7,250円、不用額5,750円でございます。予算どおりの執行でございます。

続きまして、次のページの下でございます。3目天栄村長選挙費、予算現額714万3,000円、支出済額713万6,520円、不用額6,480円。予算どおりの執行でございます。

110ページをお願いいたします。

4目天栄村議会議員選挙費、予算現額2,169万8,000円、支出済額1,095万5,215円、不用額1,074万2,785円。不用額につきましては、1節報酬では投票所における事務補助員数の減によるため、10節需要費におきましては、消耗器材の購入費におきまして、コロナ関連消耗器材等を購入予定でございましたが、感染拡大の兆候がなかったため購入をしなかったことが要因でございます。また、13節使用料及び賃借料でございますが、複写機の使用料が見込みより少なかったため、17節備品購入費では事業備品の購入を行わなかったため。

次のページでございます。18節負担金、補助及び交付金では、選挙運動公費負担金がそれぞれ見込みを下回ったことによるものでございます。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、予算現額4,000円、支出済額ゼロ、不用額4,000円。こちらにつきましては、出張旅費を計上しておりましたが、リモートでの会議となったため不用となりました。

2目総務統計費、予算現額19万3,000円、支出済額18万8,247円、不用額4,753円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 6項監査委員費、1目監査委員費、予算現額63万3,000円、支出済額63万2,136円、不用額864円。こちらは、監査に要する経費でございますが、予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、予算現額1億6,886万6,000円、支出済額1億5,458万9,355円、繰越明許費900万円、不用額527万6,645円。こちらにつきましては、福祉全般に係る経費と、令和5年度に2回発行しました物価高騰対応生活支援商品券発行事業に要した経費となります。不用額の主な要因ですが、2節の職員手当の時間外手当及び3節共済費の職員共済費が見込みを下回ったものでございます。また、10節需用費におきまして、車両修繕費が見込みを下回ったこと、11節役務費において商品券の郵送料が見込みを下回ったこと、12節の委託料におきまして商品発行事業の委託料の請差によるもの。

次のページをお願いします。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、商品券発行事業補助金の対象世帯が見込みより下回ったこと及び商品券の未使用分によるものでございます。主な事業といたしまして、117ページの18節負担金、補助及び交付金の物価高騰対応生活支援商品券発行事業補助金につきまして9,709万3,000円を支出しております。こちらにつきましては、商品券の1回目の使用率は98.6%、2回目は予算の一部900万円を繰越明許として翌年度に繰り越し、5月末の使用期限を迎え、98.7%の使用率でした。

2目老人福祉費、予算現額1億3,384万4,000円、支出済額1億3,309万1,546円、不用額75万2,454円。こちらにつきましては、主に高齢者の福祉に要する経費でございます。不用額の主な要因ですが、19節の扶助費におきまして、老人ホーム入所措置費で措置入所者がいなかったため不用となったものでございます。その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

120ページをお願いします。

3目老人福祉施設費、予算現額650万6,000円、支出済額602万6,062円、不用額47万9,938円。こちらは、老人福祉センター及び高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。不用額の主な要因ですが、10節需用費におきまして老人福祉センターの電気使用料が見込みを下回ったことによるものでございます。また、主な事業として、14節工事請負費で老人福祉センター奥にあります創作センターの床修繕工事で216万7,000円を支出しております。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 4目福祉医療費、予算現額7,962万4,000円、支出済額7,936万3,119円、不用額26万881円。こちらは、後期高齢者医療に係る費用でございます。不用額の理由としましては、健康受診に係る費用が見込みより少なかったためです。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 5目障害対策費、予算現額1億5,625万6,000円、支出済額1億5,159万8,527円、不用額465万7,473円。こちらは、障害をお持ちの方への支援に要する経費でございます。不用額の主な要因ですが、12節の委託料で障害者計画策定業務委託料の請差によるもの、19節扶助費におきまして障害者自立支援給付費、障害児施設措置費（給付費）などの障害者及び障害児への福祉サービスの利用が見込みを下回ったことによるものです。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 6目放射能対策費、予算現額314万1,000円、支出済額313万8,858円、不用額2,142円。こちらは、食品の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その運営に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 7目電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業、予算現額4,901万2,000円、支出済額4,635万264円、繰越明許費252万円、不用額14万1,736円。こちらにつきましては、価格高騰により家計への負担増の影響が大きい住民税非課税世帯に対して1世帯当たり3万円を給付しました。また、追加給付としまして、同じく住民税非課税世帯に対して1世帯当たり7万円の給付をした経費になります。この追加給付につきましては、繰越明許として4月までの申請を受け付け、給付を行っております。

8目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、予算現額2,155万円、支出済額1,539万1,516円、繰越明許費615万円、不用額8,484円。こちらは、電力・ガス・食料品等価格高騰の負担増を踏まえ、住民税均等割課税世帯に対しまして、1世帯当たり10万円、子ども加算として住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯に対しまして子ども1人当たり5万円を支給した経費になります。なお、繰越明許として5月末まで申請を受け付け、給付を行っております。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、予算現額9,618万4,000円、支出済額7,763万4,353円、繰越明許費1,417万円、不用額437万9,647円。こちらは、主に子育てを支援するために要する経費でございます。12節の委託料の保育所施設整備設計委託料の前払い金583万円を支出しております。基本設計に時間を要したことから繰越明許として1,417万円を翌年度に繰越しをしております。不用額の主な要因ですが、1節の報酬、3節の職員手当、7節の報償費におきまして、放課後児童クラブの支援員の勤務時間が見込みより少なかったために生じたものでございます。また、18節の負担金、補助及び交付金において、施設型給付費で村内の子どもが村外の認定こども園や保育所を利用することが見込み額を下回ったため生じたものでございます。また、19節の扶助費のこども医療費及び27節の繰出金のこども医療に係る国保特会への繰出金につきまして、子どもの医療費が見込みを下回ったため生じたものでございます。

130ページをお願いします。

2目児童措置費、予算現額6,188万円、支出済額6,187万8,449円、不用額1,551円。こちらは児童手当の支給に要する経費でございます。予算どおりの執行でございます。

3目保育所施設費、予算現額6,791万5,000円、支出済額6,670万7,556円。不用額120万7,444円。こちらは、天栄保育所運営に要する経費でございます。不用額につきましては、3節の職員手当において時間外勤務手当が見込みを下回ったため、10節需用費の修繕費が見込みを下回ったことによるものでございます。

134ページをお願いします。

4目放射能対策費、予算現額35万7,000円、支出済額35万6,560円、不用額440円。こちら

は、天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するために、食材の放射能測定に要した経費でございます。予算どおりの執行でございます。

136ページをお願いします。

5 目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、予算現額416万3,000円、支出済額386万4,049円、不用額29万8,951円。こちらは、低所得の子ども、子育て世帯に対して子供1人当たり5万円を給付するために要した経費でございます。不用額につきましては、12節の委託料において電算委託料の請差及び18節の負担金、補助及び交付金において給付金の支給者が見込みより少なかったために生じたもので、その他の節に関してはほぼ予算どおりの執行です。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3 項国民年金費、1 目国民年金費、予算現額594万1,000円、支出済額583万2,396円、不用額10万8,604円。こちらは、国民年金事務に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。ほぼ予算どおりの執行であります。

次のページをご覧ください。

4 項災害救助費、1 目災害救助費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらは、令和4年3月に発生した福島県沖地震により被災した住民等の復旧解体などに要する経費で、支出はありませんでした。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、予算現額5,408万5,000円、支出済額5,328万8,138円。不用額79万6,862円。こちらは主に保健事業や自殺対策事業に要する経費です。不用額につきましては、3 節の職員手当等、時間外勤務手当及び4 節の共済費の職員共済費において見込みを下回ったものです。その他につきましては、ほぼ予算どおりの執行です。

次のページをお願いします。

2 目予防費、予算現額6,687万2,000円、支出済額6,444万6,848円、不用額242万5,152円。こちらは、母子の健診や各予防接種及び新型コロナワクチンの接種に要した経費です。不用額につきましては、12節の委託料において妊産婦健診受診者、予防接種者、新型コロナワクチン接種が見込みより少なかったために生じたものでございます。18節の負担金、補助及び交付金において不育治療の助成申請者が見込みより少なかったために生じたものです。また、19節の扶助費におきまして、未熟児で生まれた乳児の医療負担を軽減する療育医療の制度の利用者がいなかったため不用が生じたものです。その他につきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 3目環境衛生費、予算現額6,378万5,000円、支出済額6,368万7,786円、不用額9万7,214円。こちらは、村内の環境保全や狂犬病対策に要する経費でございます。不用額につきましては、各節の積み上げによるものでございます。

次のページをご覧ください。

主な事業としましては、第14節工事請負費で診療所の屋根、住宅、車庫の壁、屋根の修繕を行いました。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 4目健康増進事業費、予算現額1,402万円、支出済額1,395万9,507円、不用額6万493円。こちらは、主に住民の健康を守るため各種健診等に要する経費で、ほぼ予算どおりの執行です。

次のページをお願いします。

5目保健センター施設費、予算現額5,367万6,000円、支出済額5,329万8,248円、不用額37万7,752円。こちらは、保健センターの維持管理に要する経費です。不用額につきましては、10節の需用費において灯油代が見込みより少なかったために生じたものでございます。

主な事業として、151ページの14節工事請負費におきまして、健康保健センター修繕工事請負費として2,953万5,000円を支出しております。こちらにつきましては、屋根、床の張り替えの工事のほう実施しております。また、この工事の管理業務といたしまして12節委託料で225万5,000円を支出しております。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 6目墓地公園施設費、予算現額166万6,000円、支出済額161万3,429円、不用額5万2,571円。こちらは、墓地公園の施設管理に要する経費でございます。

次のページをご覧ください。

主な事業としましては、10節需用費で上蓋取替えと公園入口看板の修繕を行いました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 152ページをお願いします。

7目放射能対策費、予算現額3万3,000円、支出済額2万482円、不用額1万2,518円。こちらは、東日本大震災後に県が実施しております県民健康調査の一環として、既存健診の対象外となっている19歳から39歳の県民に実施する健康診査に合わせて村が追加の検査を依頼するために要した経費です。ほぼ予算どおりの執行です。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 2項清掃費、1目ごみ処理費、予算現額7,236万6,000円、支出済額7,226万7,519円、不用額9万8,481円。こちらは、村内の一般廃棄物に要する経費です。不

用額におきましては、11節役務費のリサイクル手数料、12節粗大ごみ戸別収集委託料が見込みより少なかったためです。主な事業としましては、12節粗大ごみ戸別回収事業委託で、65歳以上の高齢者の粗大ごみの戸別回収を実施いたしました。5件でありました。そのほかにつきましては、ほぼ予算どおりの執行でございます。

次のページをご覧ください。

2目し尿処理費、予算現額1,653万9,000円、支出済額1,653万9,000円。予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、予算現額45万3,000円、支出済額45万2,900円、不用額100円。こちらは、合併処理浄化槽の普及整備に係る費用でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、合併処理浄化槽設置整備事業として2件の補助金を支出いたしました。予算どおりの執行でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、予算現額2,708万7,000円、支出済額2,708万7,000円、不用額ゼロ。水道事業会計への繰出金でございます。予算どおりの執行でございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、予算現額9,000円、支出済額9,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、予算現額1,115万8,000円、支出済額1,100万2,925円、不用額15万5,075円。おおむね予算どおりの執行でございます。

158ページをお願いいたします。

2目農業総務費、予算現額6,043万5,000円、支出済額5,860万606円、不用額183万4,394円。不用額につきましては、2節給料、3節職員手当等、4節共済費の人件費の減が要因となっております。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

3目農業振興費、予算現額2億8,472万4,000円、支出済額2億4,924万8,178円、繰越明許費3,440万1,000円、不用額107万4,822円。繰越明許費につきましては、道の駅季の里への空調設備及び風除室整備に係る工事請負費を翌年度に繰越したものでございます。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、畑作暗渠排水整備事業補助金の交付がなかったこと及び各節の積み上げが要因となっております。

主な支出といたしましては、7節報償費、10節需用費、13節使用料及び賃借料におきまして、昨年オープンしました道の駅季の里でのオープニングセレモニーに係る費用、それから162ページの14節工事請負費におきまして、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設の整備といたしまして、第2ソーラーカーポートの整備工事、それから広場施設等整備工事、令和4年の繰越事業として実施しました駐車場整備工事及び木製什器製作工事、合わせまして

8,991万8,385円。17節の備品購入費におきまして、施設備品1,402万380円を支出しております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、天栄ブランド化推進事業補助金176万円、内訳といたしましては主要な施策の成果65ページに記載しております。天栄米食味コンクール及び米、食味分析鑑定コンクール国際大会としまして120万2,000円。マカ栽培の実証事業といたしまして31万8,000円、それから農産物、各農産物のPRに24万円を支出しております。なお、マカ栽培の実証につきましては、令和5年度で終了としてございます。

また、165ページの農業生産資材価格高騰対策臨時交付金としまして338名に926万3,000円を支出しております。

164ページをお願いします。

4目畜産業費、予算現額44万9,000円、支出済額44万7,200円、不用額1,800円。予算どおりの執行となっております。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、繁殖牛導入等に係る天栄村畜産振興組合補助金を支出しております。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 5目農業施設費、予算現額2億1,398万7,000円、支出済額2億261万7,661円、繰越明許費500万円、不用額636万9,339円。繰越明許費につきましては、糯田地区用水路改修工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、参考図書等の購入がなかったこと、14節工事請負費におきましては、次のページの緊急自然災害防止対策事業で実施いたしました横内池法面改修工事、女神地区水路改修工事における請差や緊急を要する維持工事が少なかったこと、また各節の積み上げによるものでございます。

主な事業といたしましては、前のページに戻りますが、12節委託料におきまして、緊急自然災害防止対策事業を活用して、四十檀地区防災調整池改修実施設計業務委託や、水利施設等保全高度化事業を活用した機能保全計画策定業務委託を実施、14節工事請負費につきましても、緊急自然災害防止対策事業を活用して、飯豊地区排水路改修2期工事、次のページの横内池法面改修工事、女神地区水路改修工事を行い、用排水路などの農業施設の維持のため、適切な管理に努めました。

また、18節負担金、補助及び交付金では、行政区が主体となり、区内の用水路等を整備する事業について、行政区協働の里づくり交付金を13行政区に助成いたしました。

○議長（大須賀溪仁） 説明の途中ですが、暫時休議いたします。

（午後 2時09分）

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時20分）

---

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 166ページをお願いいたします。

6目水利施設管理費、予算現額1,935万3,000円、支出済額1,921万1,331円、不用額14万1,669円、おおむね予算どおりの執行となっております。龍生ダムの維持管理等に係る経費でございます。主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、県が行う防災ダム事業の負担金として県が実施しました管理棟のケーブルの埋設、それから排砂の準備工に係る負担金300万円のほか、各節におきましてダム管理に要する経費を支出しております。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） 7目国土調査費、予算現額2,554万7,000円、支出済額2,528万5,869円、不用額26万1,131円。地籍調査に要する経費でございます。不用額につきましては、3節職員手当、4節共済費が見込みを下回ったものであり、その他につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

国土調査事業につきましては、大里第29地区、沢邸地区の測量調査及び本閲覧を行い、大里第30地区、安養寺地区につきましては、長狭物や各土地の一筆地調査を実施いたしました。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 170ページをお願いいたします。

8目水田農業構造改革対策費、予算現額793万9,000円、支出済額793万7,382円、不用額1,618円。予算どおりの執行でございます。水田農業の振興に係る対策費でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、飼料用米、作付面積112.78ヘクタールに対する水田利活用推進助成金及び地域農業再生協議会の運営に係る経営所得安定対策等推進事業補助金を支出しております。

9目地域農政特別対策推進活動費、予算現額2,529万円、支出済額2,519万1,590円、不用額9万8,410円。おおむね予算どおりの執行となっております。

主な支出といたしましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、農業次世代人材投資事業補助金として、新規就農者3経営体に対する経営開始資金485万6,490円、農業経営規模拡大支援事業補助金としまして、農地集積等により経営規模拡大した12経営体に対する機械導入の補助1,078万2,000円、新規就農者育成総合対策事業補助金といたしまして、新規就農1経営体に対する経営開始資金、それから新規就農者確保緊急対策補助金としまして、新規就農後の機械導入資金としまして750万円を支出しております。こちらの新規就農の分

につきましては、全額国庫補助となっております。

10目開発センター費、予算現額2,272万5,000円、支出済額2,265万6,161円、不用額6万8,839円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な支出といたしましては、各節における施設の維持管理、開発センターの施設の維持管理に要する費用のほか、14節工事請負費におきましては、老朽化したトイレの修繕工事請負費といたしまして2,212万1,000円を支出しております。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、予算現額899万5,000円、支出済額883万5,100円、不用額15万9,900円。羽鳥湖高原交流促進センターの維持管理の経費でございます。

主な支出といたしましては、各節における施設の維持管理に要する費用のほか、12節委託料におきまして、施設老朽化に伴う調査のための改修設計業務委託料としまして176万円を支出しております。

次のページをお願いいたします。

12目放射能対策費、予算現額34万1,000円、支出済額34万1,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

11節役務費におきまして、放射性物質測定機器2台の校正に係る費用を支出しております。

2項林業費、1目林業総務費、予算現額1億9,997万6,000円、支出済額1億9,990万8,600円、不用額6万7,400円。おおむね予算どおりの執行となっております。

主な支出といたしましては、鳥獣対策費といたしまして、1節報酬におきまして、天栄村鳥獣被害対策実施隊報酬15名分21万4,000円、12節委託料におきまして、緩衝帯管理実証事業委託料といたしまして、ヤギの放牧によります有害鳥獣対策の効果検証のためといたしまして71万2,796円、森林環境整備委託料としまして、松くい虫の被害木伐倒や下刈り等の森林整備に281万4,790円、福島森林再生事業による森林整備に伴う年度別計画作成業務委託料4,522万7,500円、森林整備の業務委託料といたしまして1億3,161万3,460円、それに係る同意取得の業務委託料といたしまして486万2,000円。

それから、14節、次のページになります。

工事請負費及び17節の備品購入費におきましては、森林環境税を活用いたしまして、両道の駅に配置いたしました県産木材で製作した椅子、テーブルなどの製作に係る工事請負費330万円。その木材購入費といたしまして229万9,000円。18節の負担金、補助及び交付金におきましては、イノシシ捕獲管理事業補助金といたしまして、狩猟期の捕獲に対しまして75万6,000円、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金といたしまして、有害捕獲期の捕獲に対しまして362万円、ニホンジカ捕獲管理事業補助金といたしまして、狩猟期の捕獲に50万6,000円を支出しております。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 2目林業振興費、予算現額6,279万7,000円、支出済額6,233万7,000円、不用額46万円。不用額につきましては、次のページの14節工事請負費におきまして前年度から繰り越した児渡地区小規模治山工事、新林地区補助治山工事、林道一本木線道路改良工事に不用額が生じたこと、15節原材料費におきましては、林道等の維持補修に係る砂利等を保管材料で対応したため購入がなかったことによるものでございます。

主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、林道のり面の除草や、14節工事請負費におきましては、治山事業工事として、児渡地区小規模治山工事、前年度からの繰越事業や、林道の舗装打換えなど、治山、林道の適切な維持管理に努めたところでございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 3項水産業費、1目水産業総務費、予算現額7万7,000円、支出済額7万7,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。18節負担金、補助及び交付金におきまして、南会東部非出資漁業協同組合湯本支部のイワナ等の放流に係る事業に対する補助といたしまして7万7,000円を支出しております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、予算現額1万2,000円、支出済額7,751円、不用額4,249円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目商工業振興費、予算現額1,150万7,000円、支出済額1,138万6,200円、不用額12万800円。不用額につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、住宅用太陽光発電システム設置補助金が見込みより少なかったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、同節におきまして、183ページにございます創業等支援補助金といたしまして、村内で事務所を設け創業しました1事業者に対する補助41万円、てんえい商工祭の補助金としまして150万円、プレミアム商品券発行事業補助金といたしまして、プレミアム率20%の商品券2,000セット販売の補助450万円を支出しております。

3目観光費、予算現額1,973万9,000円、支出済額1,901万5,918円、不用額72万3,082円。不用額の主な要因といたしましては、185ページの18節負担金、補助及び交付金におきまして、天栄村教育旅行補助金が見込みより少なくなったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、前のページの12節委託費におきまして、着地型誘客促進事業業務委託料といたしまして、県のサポート事業補助金を活用いたしまして、誘客に向けた大学生を呼ぶモニターツアーの実施、それから旅行会社への訪問、PR、それから教育旅行PR動画の制作及び配信に係る委託料といたしまして422万5,000円。

それから次のページの14節工事請負費におきまして、やすらぎ橋展望台撤去工事請負費といたしまして、設置後22年を経過しまして老朽化著しくて使用できなくなっておりました木製展望台の撤去126万5,000円。18節負担金、補助及び交付金におきまして、羽鳥湖高原ウォーク負担金、夏、秋2回の大会の負担金といたしまして200万円。天栄村サポーター事業補

助金といたしまして、559名のサポーター登録に対する費用といたしまして167万7,000円。  
天栄村教育旅行補助金といたしまして、3団体に対しまして補助21万円、それから泊まって  
エールキャンペーン補助金といたしまして、昨年6月から9月にかけて、1,000人泊で実施し  
ました宿泊キャンペーンに316万7,000円を支出しております。

4目地域開発費、予算現額957万3,000円、支出済額935万7,734円、不用額21万5,266円。  
不用額の主な要因といたしましては、地域おこし協力隊に係る公用車賃借料が見込みより少  
なくなったことが要因となっております。

主な支出といたしましては、各節におきまして有害鳥獣対策及び観光支援、それぞれ1名  
の地域おこし協力隊に係る報酬など活動経費を支出しております。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 186ページをお願いします。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、予算現額1,008万7,000円、支出済額995  
万5,510円、不用額13万1,490円。各期成同盟会及び協議会、職員の人件費等に要する経費で  
ございまして、各節の積み上げにより不用額が生じております。おおむね予算どおりの執行  
でございます。

次のページをお願いいたします。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、予算現額2億1,032万円、支出済額1億9,155万  
1,338円、不用額1,876万8,662円。不用額の主な理由につきましては、次のページの10節需  
用費におきまして、降雪が少なかったことにより除雪に係る費用が、軽油代と車両修繕費で  
見込みより少なく済んだこと、12節委託料におきましても除雪委託料が見込みより少なく済  
んだこと、14節工事請負費におきましては維持工事等における請差や緊急を要する工事がな  
かったこと、15節原材料費におきましては凍結防止剤の使用量が見込みより少なく済んだこ  
と、17節備品購入費におきましては電源立地地域対策交付金を活用して作業用ダンプの更新  
を進めておりましたが、排気ガスセンサーの不具合により出荷停止の処分を国から受け、年  
度内納入が困難となりましたので、契約解除したことにより不用額が生じたものでございま  
す。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、冬期間の安全安心な道路通行を確保するため、前年度  
から債務負担行為で除雪ドーザー1台とロータリー除雪車1台を整備したほか、舗装打換補  
修工事や道路区画線工事を行い、交通安全施設や生活関連道路の整備に努めたところでござ  
います。

次のページをお願いいたします。

2目道路新設改良費、予算現額2億831万6,000円、支出済額1億6,364万8,177円、繰越明  
許費3,950万円、不用額516万7,823円。繰越明許費につきましては、社会資本整備総合交付

金事業の南1号線道路改良工事を翌年度へ繰り越したものでございます。

次に、不用額の主な理由につきましては、12節委託料におきまして、児渡安養寺線落石対策実施設計業務委託料に不用額が生じたもの、次のページの14節工事請負費におきましては、前年度からの繰越事業である不動橋橋梁修繕工事に不用額が生じたもの、また、舗装補修工事などにおける請差や各節積み上げによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

また、主な事業といたしましては、12節委託料におきまして、道路法に基づく5年ごとの定期点検2巡目が完了し、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行うため、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託を実施、14節工事請負費におきましては、繰越事業である不動橋橋梁補修工事や南1号線道路改良工事、飯豊芹沢線外舗装補修工事などを実施し、主要村道等の整備に努めたところでございます。

3項河川費、1目河川費、予算現額353万9,000円、支出済額353万8,350円、不用額650円。県の委託事業により釈迦堂川及び竜田川の除草工事を行い、安全安心な河川環境維持に努めたところでございます。予算どおりの執行でございます。

4項住宅費、1目住宅費、予算現額417万4,000円、支出済額410万4,863円、不用額6万9,137円。おおむね予算どおりの執行でございます。

主な事業といたしましては、次のページの12節委託料におきまして、昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅の耐震診断について2件の申請があり、耐震診断者派遣事業を実施いたしました。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、予算現額1億5,559万7,000円、支出済額1億5,559万7,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行でございます。

2目非常備消防費、予算現額3,167万8,000円、支出済額3,019万4,496円、不用額148万3,504円。不用額につきましては、1節報酬では消防団出動報酬が見込みを下回ったことによるものでございます。また、次のページの18節負担金、補助及び交付金では、その次の201ページに記載されております火災警報器設置補助金が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、3目消防施設費、予算現額3,758万4,000円、支出済額3,603万2,150円、不用額155万1,850円。不用額につきましては、14節工事請負費では消防施設工事請負費の請差でございます。また、18節負担金、補助及び交付金では、消火栓設置工事に係る水道事業会計負担金が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、主な支出でございますが、14節の消防施設工事請負費では3か所の防火水槽を耐震

性防火水槽に更新したものでございます。こちら緊急防災減災事業債を活用して実施をいたしました。また、18節の水道事業会計負担金につきましては、老朽化した消火栓12か所の更新工事を水道事業会計において実施し、その事業費を一般会計から負担金として水道事業会計に支出したものでございます。

4目水防費、予算現額、支出済額、不用額ともにゼロ。

5目防災行政無線管理費、予算現額718万8,000円、支出済額664万8,275円、不用額53万9,725円。不用額につきましては、18節の県総合情報ネットワーク負担金におきまして、大きな修繕がなく負担金が発生しなかったことによるものでございます。

主な支出でございますが、14節の戸別受信機設置工事請負費において、戸別受信機を新規で3基、修繕を12基実施し、総額93万7,200円の支出を行いました。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、予算現額121万円、支出済額111万3,412円、不用額9万6,588円。各節とも、おおむね予算どおりの執行でございます。

2目事務局費、予算現額1億5,902万9,000円、支出済額1億5,449万6,699円、繰越明許費330万円、不用額123万2,301円。不用額につきましては、人件費及び各節の積み上げによるものであります。

主な事業につきましては、207ページをお願いいたします。

12節委託料の一番下に記載してあります学習支援業務委託料については、受験を控える中学3年生に民間塾から講師を派遣して学習指導を行いました。

次のページの14節工事請負費の繰越明許費につきましては、小学校等の暖房機更新工事の費用を翌年度に繰り越したものでございます。執務室改修工事請負費につきましては、教育課の事務室の拡張工事を実施いたしました。送迎用バス安全装置取付工事につきましては、幼稚園の送迎用バスに置き去り防止対策の装置を設置いたしました。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、給食費等補助金でございますが、給食の食材費の保護者負担のうち3分の1を村から補助いたしました。また、物価高騰対応給食費補助金におきましては、燃料価格や物価高騰による影響を受け、給食食材費が値上げされたことから、その増額分の全額補助を行い、各家庭の負担軽減を図りました。

次のページ、2項小学校費、1目学校管理費、予算現額6,440万8,000円、支出済額5,146万1,758円、繰越明許費1,180万円、不用額114万6,242円。主な不用額につきましては、10節需用費におきまして、燃料費及び光熱水費において見込みを下回ったこと、それから11節役務費におきましては、電話料及びクリーニング代の各小学校不用分の積み上げによるものでございます。

次のページ、12節委託料につきましては、各種健診委託料の各小学校分、不用分の積み上げによるものでございます。13節使用料及び賃借料につきましては、自動車借上料が見込みを下回ったため不用となったものでございます。14節工事請負費の繰越明許費につきましては、小学校空調設備設置工事の費用を翌年度に繰越したものであります。

2目教育振興費、予算現額1,191万2,000円、支出済額1,153万5,875円、不用額37万6,125円。主な不用額につきましては、13節使用料及び賃借料におきまして、会場借上料及びバス借上料が見込みを下回ったこと、それから18節負担金、補助及び交付金におきまして、路線バスで通学する児童の通学費補助金が見込みを下回ったことにより不用となったものでございます。そのほか各節ともほぼ予算どおりの執行でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、予算現額3,111万8,000円、支出済額2,754万6,726円、繰越明許費190万円、不用額167万1,274円。主な不用額につきましては、10節需用費の燃料費及び光熱水費において見込みを下回り不用となったものでございます。

次のページの14節工事請負費につきましては、天栄中学校体育館修繕工事請負費において請負差額により不用となったものでございます。

繰越明許費につきましては、空調設備工事の費用を翌年度に繰り越したものでございます。そのほか、ほぼ予算どおりの執行でございます。

2目教育振興費、予算現額716万1,000円、支出済額700万571円、不用額16万429円。不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。ほぼ予算どおりの執行でございます。

4項幼稚園費、1目幼稚園費、予算現額1億813万2,000円、支出済額1億627万5,321円、不用額185万6,679円。不用額につきましては、人件費及び各節の積み上げによるものであります。

主な事業につきましては、225ページの14節工事請負費におきまして、幼稚園、天栄幼稚園テラス前整備工事として、外遊びのスペースへの人工芝の整備を実施いたしました。そのほか、各節とも、ほぼ予算どおりの執行でございます。

---

### ◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

説明の途中であります。本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでした。

(午後 2時47分)

9 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和6年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和6年9月5日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第 7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定について  
日程第 2 議案第 8号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について  
日程第 3 議案第 9号 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について  
日程第 4 議案第10号 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について  
日程第 5 議案第11号 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について  
日程第 6 議案第12号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について  
日程第 7 議案第13号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について  
日程第 8 議案第14号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について  
日程第 9 議案第15号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について  
日程第10 議案第16号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について  
日程第11 議案第17号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について  
日程第12 議案第18号 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について  
日程第13 議案第19号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について  
日程第14 議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸	副村長	揚妻浩之
教育長	長場壮夫	参事兼 総務課長	小山富美夫
参事兼 企画政策課長	熊田典子	税務課長兼 会計管理者	塚目弘昭
住民課長	星裕治	健康福祉課長	森和昭
産業課長	芳賀信弘	建設課長	櫻井幸治
湯本支所長	星淳	教育課長	関根文則
生涯学習課長	黒澤伸一		

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼 議会事務局長	北畠さつき	書記	石井貴也
書記	渡邊久美		

---

### ◎開議の宣告

○議長（大須賀溪仁） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は9名であります。

よって、定足数に達しております。

8番、熊田議員より、体調不良のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

---

### ◎議案第7号～議案第20号の説明

○議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定についてから、日程第14、議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定についてまで、一括議題となっておりますので、昨日に引き続き議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

[生涯学習課長 黒澤伸一 登壇]

○生涯学習課長（黒澤伸一） おはようございます。

224ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、予算現額1,245万1,000円、支出済額1,228万8,897円、不用額16万2,103円。こちらは20歳の集いや放課後子ども教室に係る支出でございます。

不用額の主な要因につきましては、7節報償費におきまして放課後子ども教室の安全管理員の報酬が予定を下回ったものでございます。それ以外につきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、予算現額536万6,000円、支出済額514万7,606円、不用額21万8,394円。こちらは文化祭及び芸能発表会やてんえい村民教室各種講座の開催に係る経費でございます。

不用額の主な要因につきましては、次ページ、12節委託料において、3月に開催いたしました芸能発表会において音響機材の委託料が見込みよりも少なかったことによるものでございます。それ以外は、おおむね予算どおりの執行でございます。

[湯本支所長 星 淳 登壇]

○湯本支所長（星 淳） 3目湯本公民館費、予算現額177万2,000円、支出済額165万3,204円、不用額11万8,796円。こちらにつきましては、湯本地区文化祭、湯本公民館の各種講座、湯本公民館の運営に係る経費でございます。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） 4目文化財保護費、予算現額62万6,000円、支出済額59万8,280円、不用額2万7,720円。こちらは村文化財の保護に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

次のページをお願いいたします。

5目伝統文化施設費、予算現額660万1,000円、支出済額605万1,617円、不用額54万9,383円。こちらはふるさと文化伝承館の運営に係る経費でございます。

次のページをお願いします。

14節工事請負費におきまして、文化伝承館の受電設備の改修工事に123万4,200円を支出してございます。

不用額につきましては、11節需用費において光熱水費の積み上げによるもの及び12節委託料において除草作業の回数の減による不用額が生じております。

続きまして、6目生涯学習センター費、予算現額1,547万5,000円、支出済額1,535万1,862円、不用額12万3,138円。こちらは生涯学習センターに係る運営経費でございます。

次のページをお願いいたします。

14節工事請負費におきまして、生涯学習センターの照明改修工事で633万6,000円を支出しております。これはセンター内のホール、エントランス、それから図書室のLED化を図ったものでございます。

不用額につきましては、光熱水費の積み上げによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございました。

続きまして、6項保健体育費、1目保健体育総務費、予算現額509万8,000円、支出済額464万3,901円、不用額45万4,099円。こちらは村民の生涯スポーツへの取組を促すものでございます。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、村体育協会への補助、ふくしま駅伝実行委員会への補助、それからスポーツ雪合戦実行委員会への補助、そのほかにもプールの回数券の購入助成、スキーリフト券の購入助成などを行っております。

不用額につきましては、スキーリフト券の購入補助の件数が予定より下回ったもの及びふ

くしま駅伝実行委員会への補助金の一部返還によるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございました。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

- 湯本支所長（星 淳） 2目湯本保健体育費、予算現額115万円、支出済額110万8,250円、不用額4万1,750円。こちらは湯本地区合同大運動会、職域対抗バレーボール大会、湯本体育館運営に係る経費でございます。おおむね予算どおりの執行でございます。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

- 教育課長（関根文則） 3目学校給食センター費、予算現額3,910万9,000円、支出済額3,877万7,120円、不用額33万1,880円。

不用額につきましては、各節の積み上げによるものであります。ほぼ予算どおりの執行でございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

- 生涯学習課長（黒澤伸一） 続きまして、242ページ、4目天栄体育施設費、予算現額2,141万7,000円、支出済額1,554万6,232円、繰越明許費490万円、不用額97万768円。こちらは村の体育施設に係る運営経費でございます。

繰越明許につきましては、体育館ステージの照明改修工事を次年度に繰り越したものでございます。

次ページをお願いいたします。

12節委託料におきまして、屋内運動場の施設修繕に係る実施設計を319万で行っております。

また、14節工事請負費においては、屋内スポーツ運動場の防火設備の改修工事に128万7,000円、それから総合運動広場のバックネット塗装工事を247万5,000円を支出しております。

不用額につきましては、これらの工事の請差及び10節需用費におきまして、各施設の電気料が見込みを下回ったため及び施設の修繕が少なかったものによるものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、予算現額、支出済額ともにゼロ。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

- 教育課長（関根文則） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、予算現額

1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。災害がなく、支出がなかったものでございます。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

- 生涯学習課長（黒澤伸一） 2目社会教育施設災害復旧費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。存目計上でございます。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

- 参事兼総務課長（小山富美夫） 12款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額3億3,182万1,000円、支出済額3億3,181万7,073円、不用額3,927円。

2目利子、予算現額1,709万6,000円、支出済額1,709万5,988円、不用額12円。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

次のページをお願いいたします。

2目建物取得費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額310万5,000円、支出済額ゼロ、不用額310万5,000円。

歳出合計、予算現額50億9,604万8,000円、支出済額48億4,876万1,268円、繰越明許費1億5,023万円、不用額9,705万6,752円。

次のページをお願いいたします。

失礼しました。先ほど申しました不用額ですが、9,705万6,732円でございます。大変失礼いたしました。

250ページでございますが、実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額50億9,393万1,147円、2、歳出総額48億4,876万1,268円、3、歳入歳出差引額2億4,516万9,879円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額6,813万9,000円、5、実質収支額1億7,703万879円。

一般会計の説明は以上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

- 住民課長（星 裕治） 続きまして、260ページをお願いいたします。

議案第8号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、予算現額9,941万9,000円、調定額1億4,780万3,176円、収入済額1億75万6,172円、不納欠損額23万6,920円、収入未済額4,681万84円。不納欠損額におきましては、地方税法第18条に基づいて1件分を処理したものです。収入の未済の内訳でございますが、主要施策の93ページをご覧ください。

1 節の医療給付費分現年課税分と 2 節の後期高齢者支援金分現年課税分が42世帯分、180 件。3 節の介護納付金分現年課税分28世帯分、116件。4 節の医療給付費分滞納繰越分が92 世帯分で1,810件。5 節の後期高齢者支援金分滞納繰越分が89世帯、延べ1,602件。6 節の介護納付金分滞納繰越分が64世帯分、延べ1,349件でございます。

続きまして、決算書のほうの260ページのほうをご覧ください。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、予算現額6,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。こちらは退職被保険者の該当者がいないため、収入がなかったものでございます。

次のページをご覧ください。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、予算現額5万円、調定額、収入済額ともに3万8,430円。こちらは滞納者から徴収した549件分の督促手数料です。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。これは東日本大震災で避難されてきた方の医療費の一部負担金の免税分の補填のための補助金でございます。

次のページをご覧ください。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、予算現額5億1,714万4,000円、調定額、収入済額ともに5億2,005万6,220円。こちらは保険給付に対する普通交付金と村の財政状況や事業等に応じた特別交付金の2種類となります。

続きまして、2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、予算現額106万4,000円、調定額、収入済額ともに106万1,069円。こちらは療養給付費国庫負担金の子ども医療費助成分の減額調整に対する福島県の補助金となります。

続きまして、2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、予算現額2,000円、調定額、収入済額ともに2,384円。こちらは国保の基金の利息分です。

次のページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額4,606万1,000円、調定額、収入済額ともに4,556万2,669円。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、予算現額2,652万円、調定額、収入済額ともに2,652万126円。こちらは前年度の繰越金になります。

次のページをご覧ください。

8 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。すみません、失礼しました。一般被保険者延滞金、予算現額、

すみません、1万円ではなくて、10万円でした。失礼しました。調定額、収入済額ともにゼロ。

2目退職被保険者等延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3目一般被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目退職被保険者等加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項村預金利子、1目村預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに39円。こちらは高額療養費基金の利息分です。

次のページをご覧ください。

3項雑入、1目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目一般被保険者第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに95万6,209円です。こちらは、交通事故等により発生した被害者の医療給付費分を加害者に請求し、回収した納付金であります。令和5年度は1件分を納付していただきました。

3目退職被保険者等第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4目一般被保険者返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに3万6,280円。

5目退職被保険者等返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

6目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをご覧ください。

9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6億9,038万1,000円、調定額7億4,203万6,602円、収入済額6億9,498万9,598円、不納欠損額23万6,920円、収入未済額4,681万84円。

続きまして、次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額369万8,000円、支出済額356万2,157円、不用額13万5,843円。

不用額につきましては、各節の不用額の積み上げによるものでございます。おおむね予算どおりの執行であります。

2目連合会負担金、予算現額85万円、支出済額82万2,290円、不用額2万7,710円。ほぼ予算どおりの執行でございます。

2項徴税费、1目賦課徴収費、予算現額281万7,000円、支出済額281万4,763円、不用額2,237円。ほぼ予算どおりの執行であります。

次のページをご覧ください。

3項運営協議会費、1目運営協議会費、予算現額10万5,000円、支出済額6万3,200円、不用額4万1,800円。こちらは国保運営協議会の運営に要する経費です。予算どおりの執行で

す。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額10万3,000円、支出済額8万8,558円、不用額1万4,442円。こちらは国保事業の普及啓発に要する経費です。ほぼ予算どおりの執行です。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、予算現額4億2,576万円、支出済額4億753万9,642円、不用額1,822万358円。こちらは一般の国保被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費です。

不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったことが要因となっております。

次のページをご覧ください。

2目退職被保険者等療養給付費、予算現額3万円、支出済額ゼロ、不用額3万円。こちらは退職被保険者が診療を受けた際の一部負担金を除いた医療費です。退職被保険者がいなかったため、支出がありませんでした。

3目一般被保険者療養費、予算現額181万1,000円、支出済額150万8,406円、不用額30万2,594円。こちらは一般の国保被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除いた医療費です。

不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったことが要因となっております。

4目退職被保険者等療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。こちらは退職被保険者の柔道整復や補装具の費用から一部負担金を除いた医療費です。こちらも退職被保険者がいなかったため、支出がありません。

5目審査支払手数料、予算現額147万円、支出済額143万1,408円、不用額3万8,592円。こちらは各医療機関の請求を申請していただくための手数料です。ほぼ予算どおりの執行です。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、予算現額5,860万円、支出済額5,666万5,444円、不用額193万4,556円。

不用額につきましては、給付費が見込みを下回ったことが要因です。

2目退職被保険者等高額療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

不用額につきましては、該当者がいなかったため、支出がなかったことが要因となっております。

次のページをご覧ください。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、予算現額1万4,000円、支出済額1万3,896円、不用額104円。予算どおりの執行です。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

不用額につきましては、該当者がいなかったため、支出がなかったことが要因です。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2目退職被保険者等移送費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。1目、2目

とも該当者がいなかったため、支出がありませんでした。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらは出産費用に対する一時金で、支出がありませんでした。

2目支払手数料、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。こちらは出産育児金の審査に係る手数料です。支出はありませんでした。

次のページをご覧ください。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、予算現額75万円、支出済額75万円、不用額ゼロ。こちらは15件分の支出でした。

6項傷病手当金、1目傷病手当金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付費分、1目一般被保険者医療給付費分、予算現額1億1,174万9,000円、支出済額1億1,174万8,852円、不用額148円。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、予算現額3,589万8,000円、支出済額3,589万7,061円、不用額939円。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、予算現額1,219万3,000円、支出済額1,219万2,579円、不用額421円。

こちらの3款につきましては、国保事業に係る納付金で、県から提示された納付額を納付するもので、予算どおりの執行となっております。

次のページをご覧ください。

4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出額ゼロ、不用額1,000円。

5款保健事業費、1項特定健康審査等事業費、1目特定健康診査等事業費、予算現額1,026万9,000円、支出済額951万8,000円、不用額75万1,000円。

不用額につきましては、主に第12節委託料におきまして、特定健康診査委託料が見込みを下回ったことが要因となっております。

次のページをご覧ください。

2項保健事業費、1目保健衛生普及費、予算現額83万円、支出済額75万3,526円、不用額7万6,474円。こちらは保健事業の普及啓発に要する経費です。おおむね予算どおりの執行です。

2目疾病予防費、予算現額358万4,000円、支出済額352万4,400円、不用額5万9,600円。おおむね予算どおりの執行です。

次のページをご覧ください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、予算現額3,000円、支出済額2,384円、不用額616円。こちらは国保基金の利息分を積み立てるものです。

7款公債費、1項公債費、1目元金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2目利子、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、予算現額100万円、支出済額91万1,870円、不用額8万8,130円。こちらは過年度分の保険税の還付金でございます。

次のページをご覧ください。

2目退職被保険者等保険税還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

3目償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目小切手支払未済償還金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目一般被保険者還付加算金、予算現額3万円、支出済額1万3,900円、不用額1万6,100円。こちらは保険税の還付による加算金です。

6目退職被保険者等還付加算金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

7目保険給付費等交付金償還金、予算現額206万9,000円、支出済額206万8,000円、不用額1,000円。

2項延滞金、1目延滞金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

次のページをご覧ください。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額17万7,000円、支出済額17万6,946円、不用額54円。こちらは国保税の収納率向上のため、交付金として交付されたものを収納対策関係の経費として一般会計に繰り出したものとなっております。

2目診療施設勘定繰出金、予算現額1,207万1,000円、支出済額1,207万1,000円、不用額ゼロ。こちらは県からの特別調整交付金のうち、僻地直診運営費分の繰出金です。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額442万9,000円、支出済額ゼロ、不用額442万9,000円。

歳出合計、予算現額6億9,038万1,000円、支出済額6億6,413万8,282円、不用額2,624万2,718円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額6億9,498万9,598円、2、歳出総額6億6,413万8,282円、3、歳入歳出差引額3,085万1,316円、実質収支額、同額でございます。

続きまして、296ページをご覧ください。

診療施設勘定、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、予

算現額253万2,000円、調定額、収入済額ともに259万8,620円。こちらは診療所で受診した方々のうち国保に加入されていた方の診療報酬です。

2目社会保険診療報酬収入、予算現額230万8,000円、調定額、収入済額ともに237万4,362円。こちらは診療所で受診した方々のうち、社会保険に加入されていた方の診療報酬です。

3目後期高齢者診療報酬収入、予算現額833万円、調定額、収入済額ともに839万465円。こちらは診療所で受診した方々のうち、後期高齢者の方の診療報酬です。

4目一部負担金収入、予算現額246万8,000円、調定額、収入済額ともに262万1,200円。こちらは診療で受診した方々の一部負担金となっております。

5目その他の診療報酬収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、予算現額27万6,000円、調定額、収入済額ともに27万6,671円。こちらは主に保険適用しなかった方の診療費でございます。

次のページをご覧ください。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、予算現額7万2,000円、調定額、収入済額ともに7万900円。こちらは診断等の書類を発行した際の手数料です。

3款寄附金、1項寄附金、1目寄附金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額821万9,000円、調定額、収入済額ともに900万844円。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、予算現額1,207万1,000円、調定額、収入済額ともに1,207万1,000円となっております。

次のページをご覧ください。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、予算現額ゼロ、調定額、収入済額ともにゼロとなっております。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額2,035万8,000円、調定額、収入済額ともに2,035万8,649円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額62万4,000円、調定額、収入済額ともに56万6,549円。こちらは薬の容器代とワクチン接種代となっております。

歳入合計、予算現額5,726万円、調定額、収入済額ともに5,832万9,260円。

次のページをご覧ください。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額3,842万3,000円、支出済額3,769万1,831円、不用額73万1,169円。こちらは診療所の施設等に要する経費です。

不用額につきましては、7節報償費で代診医師等の謝礼が発生しませんでした。

また、次のページをご覧ください。

10節の需用費の中の施設車両修繕費及び11節役務の電話料が見込みを下回ったことが主な

要因で、その他各節の積み上げとなっております。

次のページをご覧ください。

2項研究研修費、1目研究研修費、予算現額13万8,000円、支出済額4万6,734円、不用額9万1,266円。こちらは医師の研修等に要する経費です。おおむね予算どおりの執行です。

2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、予算現額30万5,000円、支出済額20万3,500円、不用額10万1,500円。こちらは診療所内の医療機器等に関する経費で、医療器具の定期点検などの費用です。

不用額につきましては、第10節の備品修繕、第13節使用料及び賃借料の酸素器具など、機械借り上げ料がなかったためであります。

2目医療用消耗器材費、予算現額30万1,000円、支出済額27万2,371円、不用額2万8,629円。こちらは診療所内で使用するレントゲンフィルムや現像液、定着液、その他注射器などの消耗器材を購入する経費となっております。予算どおりの執行です。

3目医薬品衛生材料費、予算現額835万円、支出済額725万3,989円、不用額109万6,011円。こちらは患者さんに提供する薬剤の購入に要する経費です。

不用額につきましては、購入数が見込みを下回ったことが主な要因となっております。

次のページをご覧ください。

4目委託料、予算現額30万円、支出済額15万6,633円、不用額14万3,367円。こちらは血液等の検査委託に要する経費です。

不用額につきましては、血液検査数が見込みより少なかったことが主な要因となっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額944万3,000円、支出済額ゼロ、不用額944万3,000円。

歳出合計、予算現額5,726万円、支出済額4,562万5,058円、不用額1,163万4,942円。

次のページをご覧ください。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,832万9,260円、歳出総額4,562万5,058円、歳入歳出差引額1,270万4,202円、実質収支額、同額でございます。

説明は以上であります。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 316ページをお願いいたします。

議案第9号 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入

済額ともにゼロ。

2 項県委託金、1 目県委託金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,000円。

2 目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに378円。こちらは牧本財産区財政調整基金の利子でございます。

2 項財産売払収入、1 目生産物売払収入、予算現額104万6,000円、調定額、収入済額ともに136万2,686円。こちらはふくしま森林再生事業による林産物売払収入が105万2,371円、支障木伐採に伴う林産物売払収入が31万315円でございます。

続きまして、3 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目使用料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額53万5,000円、調定額、収入済額ともに53万5,796円。

5 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、予算現額21万4,000円、調定額、収入済額ともに同額。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額180万1,000円、調定額211万3,860円、支出済額211万3,860円、収入未済額ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額23万2,000円、支出済額19万1,378円、不用額4万622円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2 目財産管理費、予算現額146万9,000円、支出済額139万7,168円、不用額7万1,832円。こちらもおおむね予算どおりの執行でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、180万1,000円、支出済額158万8,546円、不用額21万2,454円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額211万3,860円、2、歳出総額158万8,546円、3、歳入歳出差引額52万5,314円、5、実質収支額、同額であります。

以上で牧本財産区特別会計の決算の説明を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

(午前10時44分)

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11 時 00 分）

---

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 328ページをお願いいたします。

議案第10号 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに191円。こちらは大里財産区財政調整基金の利息でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額7万5,000円、調定額、収入済額ともに7万5,748円。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額19万1,000円、調定額、収入済額ともに同額でございます。

続きまして、5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額27万円、調定額26万6,939円、収入済額26万6,939円、収入未済額ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額21万2,000円、支出済額19万1,191円、不用額2万809円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2目財産管理費、予算現額4万8,000円、支出済額3万168円、不用額1万7,832円。おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額27万円、支出済額22万1,359円、不用額4万8,641円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額26万6,939円、2、歳出総額22万1,359円、3、歳入歳出差引額4万5,580円、5、実質収支額、同額であります。

以上で大里財産区特別会計の決算の説明を終わります。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 340ページをお願いいたします。

議案第11号 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに3,720円。電柱用地の貸付収入でございます。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目生産物売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いいたします。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額22万7,000円、調定額、収入済額ともに22万7,000円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額1万5,000円、調定額、収入済額ともに1万5,582円。

歳入合計、予算現額25万円、調定済額、収入済額ともに24万6,302円、収入未済額ゼロでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額20万円、支出済額19万3,380円、不用額6,620円。ほぼ予算額どおりの執行でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、予算現額4万円、支出済額ゼロ、不用額4万円。

不用額につきましては、財産区所有の現地作業が実施できなかったために生じたものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

歳出合計、予算現額25万円、支出済額19万3,380円、不用額5万6,620円でございます。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額24万6,302円、2、歳出総額19万3,380円、3、歳入歳出差引額5万2,922円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 352ページをお願いいたします。

議案第12号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款財産収入、1項財産売却収入、1目土地売却収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額3,051万3,000円、調定額3,051万3,916円、収入済額2,987万2,636円、収入未済額64万1,280円。

収入未済額につきましては、ハイテック大山工業団地の土地貸付料1社1年分でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額338万1,000円、調定額、収入済額ともに338万1,916円。

次のページをお願いいたします。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額3,389万8,000円、調定額3,389万5,832円、収入済額3,325万4,552円、収入未済額64万1,280円。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額3,139万8,000円、支出済額2,399万2,079円、繰越明許費680万円、不用額60万5,921円。

不用額につきましては、12節委託料におきまして、新規企業の工場建設に伴います進入路整備工事に係る測量設計業務等が見込みを下回ったことが主な要因となっております。

繰越明許費につきましては、進入路整備工事を翌年度に繰り越したものでございます。そのほかにつきましては、おおむね予算どおりの執行でございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額250万円、支出済額ゼロ、不用額250万円。

歳出合計、予算現額3,389万8,000円、支出済額2,399万2,079円、繰越明許費680万円、不用額310万5,921円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額3,325万4,552円、2、歳出総額2,399万2,079円、3、歳入歳出差引額926万

2,473円、4、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額680万円、5、実質収支額246万2,473円。

説明は以上でございます。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 364ページをお願いいたします。

議案第13号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計におきましては、令和6年度より地方公営企業法の適用による会計に移行のため、3月31日をもって打切り決算を行っておりますので、打切り時点での未収金、未払金は、本決算書の収入未済額及び不用額に含まれており、移行した地方公営企業会計において整理、処理することとなりますので、申し添えておきます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額996万円、調定額1,273万3,069円、収入済額924万1,177円、収入未済額349万1,892円。

収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料116万1,600円、231名、309件、過年度排水処理施設使用料233万292円、14名、614件でございます。

なお、現年度分につきましては、3月分の使用料納期限が4月1日であることから、収入未済額が多くなっております。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、予算現額7,000円、調定額、収入済額ともに1,701円。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額300万円、調定額、収入済額ともに300万513円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額1,297万円、調定額1,573万5,283円、収入済額1,224万3,391円、収入未済額349万1,892円。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額1,020万円、支出済額641万6,426円、不用額378万3,574円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったこと、11節役務費では、し尿・汚泥汲取り料が見込みを下回ったこと、14節工事請負

費におきましても、緊急を要する工事がなかったことや、11節、12節、13節において未払金があることが要因となっております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額277万円、支出済額ゼロ、不用額277万円。歳出合計、予算現額1,297万円、支出済額641万6,426円、不用額655万3,574円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額1,224万3,391円、2、歳出総額641万6,426円、3、歳入歳出差引額582万6,965円、5、実質収支額、同額でございます。

なお、歳入歳出差引額につきましては、令和6年度より大山地区排水処理施設事業が地方公営企業法の適用に移行したことに伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎましたので、ご報告させていただきます。

天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の説明は以上でございます。

378ページをお願いいたします。

議案第14号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、こちらの天栄村農業集落排水事業特別会計におきましても、令和6年度より地方公営企業法の適用による会計に移行のため、3月31日をもって打切り決算を行っておりますので、打切り時点での未収金、未払金は、本決算書の収入未済額及び不用額に含まれており、移行した地方公営企業会計において整理、処理することとなりますので、申し添えておきます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目農林水産使用料、予算現額6,098万円、調定額7,603万7,667円、収入済額5,675万8,044円、収入未済額1,927万9,623円。

収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料621万1,150円、1,003名、1,356件、過年度排水処理施設使用料1,306万8,473円、78名、2,813件でございます。

なお、現年度分につきましては、3月分の使用料納期限が4月1日であることから、収入未済額が多くなっております。

2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目農林水産業費国庫補助金、予算現額2,150万1,000円、調定額、収入済額ともに2,150万円。前年度からの繰越事業でありました維持管理適正化計画策定事業に伴う補助金の収入でございます。

3 款県支出金、1 項県補助金、1 目農林水産業費県補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額1億2,065万9,000円、調定額、収入済額ともに1億2,065万9,000円。

2 目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、予算現額161万9,000円、調定額、収入済

額ともに161万9,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額857万8,000円、調定額、収入済額ともに857万8,627円。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額184万5,000円、調定額、収入済額ともに184万4,000円。令和4年度消費税確定による還付金でございます。

2項加入金、1目加入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

8款村債、1項村債、1目事業債、予算現額1,200万円、調定額、収入済額ともに1,200万円。

歳入合計、予算現額2億2,718万5,000円、調定額2億4,223万8,294円、収入済額2億2,295万8,671円、収入未済額1,927万9,623円。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額8,147万8,000円、支出済額6,419万8,282円、不用額1,727万9,718円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕が少なかったこと、11節役務費では、し尿・汚泥汲取り料が見込みを下回ったこと、次のページの12節委託料におきましては、排水管の詰まり等による清掃業務が少なく済んだこと、14節工事請負費におきましては、緊急を要する工事が少なかったこと、26節公課費におきましては、消費税及び地方消費税の納付が発生しなかったことや、10節から14節及び22節におきまして、未払金があることが要因となっております。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、予算現額1億3,728万5,000円、支出済額1億2,482万5,914円、不用額1,245万9,086円。

不用額の主な理由につきましては、12節委託料におきまして、地方公営企業会計への移行に伴うデータ移行やシステム構築費用の支払い、次のページの22節償還金利子及び割引料におきましても、元金償還金の支払いに未払いがあることが要因となっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額842万2,000円、支出済額ゼロ、不用額842万2,000円。

歳出合計、予算現額2億2,718万5,000円、支出済額1億8,902万4,196円、不用額3,816万804円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額2億2,295万8,671円、2、歳出総額1億8,902万4,196円、3、歳入歳出差引額3,393万4,475円、5、実質収支額、同額でございます。

なお、歳入歳出差引額におきましては、令和6年度より農業集落排水事業が地方公営企業

法の適用に移行したことに伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎましたので、ご報告させていただきます。

天栄村農業集落排水事業特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、396ページをお願いいたします。

議案第15号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額73万円、調定額89万8,021円、収入済額77万9,204円、収入未済額11万8,817円。

収入未済額につきましては、現年度水道使用料3万1,985円、1名、6件、過年度水道使用料8万6,832円、1名、47件でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額58万8,000円、調定額、収入済額ともに58万8,000円。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額169万6,000円、調定額、収入済額ともに169万6,421円。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに1,134円。

歳入合計、予算現額301万6,000円、調定額318万3,576円、収入済額306万4,759円、収入未済額11万8,817円。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額216万5,000円、支出済額127万8,030円、不用額88万6,970円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったこと、12節委託料では、緊急での水質検査等がなかったこと、14節工事請負費におきましても、漏水等の緊急を要する工事がなかったこと、17節備品購入費におきましては、水道メーターの故障がなかったため、購入せずに済んだことが要因となっております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額85万1,000円、支出済額ゼロ、不用額85万1,000円。

歳出合計、予算現額301万6,000円、支出済額127万8,030円、不用額173万7,970円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額306万4,759円、2、歳出総額127万8,030円、3、歳入歳出差引額178万6,729円、5、実質収支額、同額でございます。

天栄村二岐専用水道特別会計の説明は以上でございます。

続きまして、408ページをお願いいたします。

議案第16号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、天栄村簡易水道事業特別会計におきましては、令和6年度より地方公営企業法の適用による会計に移行のため、3月31日をもって打切り決算を行っておりますので、打切り時点での未収金、未払金は、本決算書の収入未済額及び不用額に含まれており、移行した地方公営企業会計において整理、処理することとなりますので、申し添えておきます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、予算現額540万6,000円、調定額547万4,141円、収入済額432万3,333円、収入未済額115万808円。

収入未済額につきましては、現年度水道使用料90万920円、165名、176件、過年度水道使用料24万9,888円、5名、46件でございます。

なお、現年度分につきましては、3月分の使用料納期限が4月1日であることから、収入未済額が多くなっております。

2項手数料、1目施設手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、予算現額624万5,000円、調定額、収入済額ともに624万5,000円。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額337万2,000円、調定額、収入済額ともに337万2,317円。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、予算現額67万7,000円、調定額67万7,600円、収入済額ゼロ、収入未済額67万7,600円。

収入未済額につきましては、野仲橋仮設水道管賃借料の県補償費でございまして、会計が3月末で打切り決算となることで収入未済額となっております。

なお、補償費につきましては、4月に入金済みでございます。

7款村債、1項村債、1目事業債、予算現額740万円、調定額、収入済額ともに740万円。

歳入合計、予算現額2,310万3,000円、調定額2,316万9,058円、収入済額2,134万650円、収入未済額182万8,408円。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、予算現額1,208万4,000円、支出済額529万1,446円、不用額679万2,554円。

不用額の主な理由につきましては、10節需用費におきまして、緊急を要する施設修繕がなかったこと、12節委託料では、緊急での水質検査等がなかったこと、14節工事請負費におき

ましても、漏水等の緊急を要する工事がなかったことや、10節から14節、次のページの22節におきまして、未払金があることが要因となっております。

2 款事業費、1 項簡易水道事業費、1 目簡易水道事業費、予算現額1,091万9,000円、支出済額255万5,848円、不用額836万3,152円。

不用額の主な理由につきましては、12節委託料におきまして、地方公営企業への移行に伴うデータ移行やシステム構築費用の支払い、13節使用料及び賃借料においては、国道118号野仲橋仮設配水管賃借料の支払い、22節償還金利子及び割引料におきましても、元金償還金の支払いに未払いがあることが要因となっております。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額10万円、支出済額ゼロ、不用額10万円。

歳出合計、予算現額2,310万3,000円、支出済額784万7,294円、不用額1,525万5,706円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額2,134万650円、2、歳出総額784万7,294円、3、歳入歳出差引額1,349万3,356円、5、実質収支額、同額でございます。

なお、歳入歳出差引額におきましては、令和6年度より簡易水道事業が地方公営企業法の適用に移行したことに伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎましたので、ご報告させていただきます。

天栄村簡易水道事業特別会計の説明は以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案説明の途中でありますが、ここで昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 1 1 時 3 3 分）

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1 時 3 0 分）

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 422ページをお願いいたします。

議案第17号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目施設使用料、予算現額61万3,000円、調定額61万3,800円、収入済額56万2,650円、収入未済額 5 万1,150円。

収入未済額につきましては、現年度排水処理施設使用料 5 万1,150円、13名、13件でございます。収入未済額につきましては、3月分の使用料納期限が4月1日であることから、打ち切り決算のため発生しております。

2 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額59万1,000円、調定額、収入済額ともに59万1,253円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、予算現額191万7,000円、調定額、収入済額ともに191万7,000円。

4 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額312万2,000円、調定額312万2,053円、収入済額307万903円、収入未済額5万1,150円。

続きまして、歳出です。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額307万2,000円、支出済額247万7,355円、不用額59万4,645円。

不用額につきましては、10節需用費におきまして緊急を要する施設修繕が少なかったことや11節、12節におきまして未払金があることが要因となっております。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、予算現額5万円、支出済額ゼロ、不用額5万円。

歳出合計、予算現額312万2,000円、支出済額247万7,355円、不用額64万4,645円。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額307万903円、2、歳出総額247万7,355円、3、歳入歳出差引額59万3,548円、5、実質収支額、同額でございます。

なお、歳入歳出差引額につきましては、令和6年度より簡易排水処理施設会計が地方公営企業法の適用に移行したことに伴い、同法の規定による公営企業会計へ引き継ぎましたのでご報告させていただきます。

天栄村簡易排水処理施設特別会計の説明は以上でございます。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 432ページをお願いいたします。

議案第18号 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第1号被保険者保険料、予算現額1億4,717万3,000円、調定額1億5,252万3,111円、収入済額1億4,869万3,820円、収入未済額382万9,291円。

こちらは65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料です。収入未済額の内訳ですが、1節の年金からの天引きで納付となる特別徴収保険料現年度分につきましては、収入未済額はありません。2節の納付書により納付いただく普通徴収保険料現年分は69万8,240円で19件、3節の普通徴収保険料滞納繰越分313万1,051円で33件でございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料、予算現額1,000円、調定額、収入

済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額4,000円、調定額、収入済額ともに5,360円。こちらは滞納者から徴収した督促手数料67件分でございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、予算現額1億539万7,000円、調定額、収入済額ともに1億539万7,507円です。こちらは介護サービスに要する経費の国庫負担分となります。

2項国庫負担金、1目調整交付金、予算現額2,505万6,000円、調定額、収入済額ともに同額です。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額661万8,000円、調定額、収入済額ともに792万7,800円。こちらは主に介護保険を受けられる前の方へ介護予防や日常生活の支援のために行う事業に対して交付される交付金でございます。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額320万2,000円、調定額、収入済額ともに320万2,045円。こちらは2目と同じ交付金ですが、介護等の相談を実施している場合に交付される交付金でございます。

4目保険者機能強化推進交付金、予算現額81万6,000円、調定額、収入済額ともに同額です。こちらは自立支援、重度化防止等の取組に対して交付される交付金であります。

5目保険者努力支援交付金、予算現額123万8,000円、調定額、収入済額ともに同額です。こちらは健康づくりや予防の取組を行っている保険者に対して交付される交付金であります。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、予算現額1億4,142万6,000円、調定額、収入済額ともに1億5,055万4,000円。こちらは40歳から64歳までの第2号被保険者分の負担割合に応じて交付される交付金であります。

2目地域支援事業支援交付金、予算現額745万7,000円、調定額、収入済額ともに746万3,000円。こちらは支払基金が地域支援事業の支援に対して負担する交付金であります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、予算現額9,155万2,000円、調定額、収入済額ともに同額です。こちらは各介護サービスに要する経費の県負担分です。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額413万6,000円、調定額、収入済額ともに413万6,750円。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額160万1,000円、調定額、収入済額ともに160万1,022円。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目利子及び配当金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともに660円。こちらは介護給付費準備基金の利息分でございます。

2 項財産売払収入、1 目財産売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目物品売払収入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目介護給付費繰入金、予算現額7,259万5,000円、調定額、収入済額ともに同額です。こちらは各介護サービスに要する経費の村負担分になります。

2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、予算現額413万6,000円、調定額、収入済額ともに同額です。

3 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、予算現額160万1,000円、調定額、収入済額ともに同額です。

4 目低所得者保険料軽減繰入金、予算現額735万1,000円、調定額、収入済額ともに同額です。こちらは介護保険料の軽減措置を行った分の不足分を国・県、村が負担し、繰り入れたものでございます。国は2分の1、県は4分の1、村4分の1でございます。

5 目その他一般会計繰入金、予算現額570万1,000円、調定額、収入済額ともに同額です。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、予算現額9,127万7,000円、調定額、収入済額ともに9,127万7,827円。

9 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第1号被保険者延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第1号被保険者加算金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 項預金利子、1 目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2 目第三者納付金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

3 目返納金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4 目雑入、予算現額1万7,000円、調定額、収入済額ともに1万7,600円。

歳入合計、予算現額7億1,836万7,000円、調定額7億3,415万2,682円、収入済額7億3,032万3,391円、収入未済額382万9,291円。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、予算現額59万7,000円、支出済額52万3,646円、不用額7万3,354円、おおむね予算額どおりの執行です。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費、予算現額19万1,000円、支出済額17万4,327円、不用額1万6,673円。こちらは介護保険料の賦課徴収に要する経費です。予算どおりの試行です。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費、予算現額260万7,000円、支出済額258万

9,000円、不用額1万8,000円。こちらは鏡石町と共同で設置しております介護認定審査会に要した経費でございます。予算どおりの執行です。

2目認定調査等費、予算現額224万4,000円、支出済額192万7,750円、不用額31万6,250円。こちらは介護認定に係る調査などに要した経費になります。不用額につきましては、11節の役務費において医師意見書手数料が見込みより下回ったことによるものでございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、予算現額6万2,000円、支出済額4万9,385円、不用額1万2,615円、予算どおりの施行です。

2款保険給費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、予算現額1億6,460万円、支出済額1億5,463万5,434円、不用額996万4,566円。こちらは要介護の方が利用する居宅サービスに要する経費で、不用額につきましてはサービスの利用が見込みより少なかったためによるものです。

2目特例居宅介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目地域密着型介護サービス給付費、予算現額5,400万円、支出済額4,706万9,352円、不用額693万648円。こちらは要介護の方が利用する地域密着型サービスに要する経費で、不用額につきましてはサービスの利用が下回ったためによるものです。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目施設介護サービス給付費、予算現額2億8,000万円、支出済額2億6,607万7,516円、不用額1,392万2,484円。こちらは日常的に介護が必要な方が施設に入所して受けるサービスに要する経費で、不用額につきましては利用が見込みより少なかったためによるものです。

6目特例施設介護サービス給付金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

7目居宅介護福祉用具購入費、予算現額45万円、支出済額44万9,631円、不用額369円。こちらは要介護の方が福祉用具を購入する際に補助をする経費です。予算どおりの執行です。

8目居宅介護住宅改修費、予算現額104万円、支出済額87万5,501円、不用額16万4,499円。こちらは要介護の方が手すりの取付けや段差の解消などの住宅改修をする際に補助をする経費でございます。不用額につきましては、見込みより利用が少なかったことによるものです。

9目居宅介護サービス給付費、予算現額2,820万円、支出済額2,649万3,030円、不用額170万6,970円。こちらは居宅介護の事業者が要介護の方のケアプランを作成した際に給付されるものです。不用額につきましては、作成件数が見込みより少なかったためによるものです。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費、予算現額444万円、支出済額352万9,548円、不用額91万452円。こちらは要支援の方へ介護予防サービスに要する経費でございます。不用額につきましては、サービスの利用が見込みより少なかったことによる

ものです。

2目特例介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4目特例地域密着型介護予防サービス給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5目介護予防福祉用具購入費、予算現額27万円、支出済額23万4,306円、不用額3万5,694円。

6目介護予防住宅改修費、予算現額94万円、支出済額79万2,315円、不用額14万7,685円。

7目介護予防サービス計画給付費、予算現額114万円、支出済額112万5,000円、不用額1万5,000円。

8目特例介護予防サービス計画給付費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額44万4,000円、支出済額43万542円、不用額1万3,458円。こちらは介護サービスや介護予防サービスの審査支払手数料として、国保連合会へ支払ったものです。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、予算現額1,560万円、支出済額1,105万471円、不用額454万9,529円。こちらは介護サービスを受けた方の利用者負担額が所得によって定められた以上に負担した場合に支給するものです。不用額につきましては、支給件数が見込みより少なかったことによるものです。

2目高額介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、予算現額184万円、支出済額130万5,493円、不用額53万4,507円。こちらの不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことによるものです。

2目高額医療合算介護予防サービス等費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、予算現額36万円、支出済額20万4,000円、不用額15万6,000円。こちらは在宅で紙おむつが必要な方への補助となります。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったことによるものです。

7項特例入所者介護サービス等費、1目特例入所者介護サービス費、予算現額2,780万円、支出済額2,443万8,059円、不用額336万1,941円。こちらは施設に入所された方が負担している居住費、食費に要する経費の一部を所得に応じて保険者が負担するものでございます。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったためによるものです。

2目特例特定入所者介護サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3目特定入所者介護予防サービス費、予算現額3万6,000円、支出済額2万7,145円、不用額8,855円。こちらは要支援の方が施設で短期入所を利用された場合に、居住費や食費などに要する経費の一部を所得に応じて保険者が負担するものです。

4目特例特定入所者介護予防サービス費、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

3款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、予算現額1,000円、支出済額ゼロ、不用額1,000円。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、予算現額3,000万1,000円、支出済額3,000万660円、不用額340円。こちらは介護保険特別会計から基金への繰り出し分でございます。

5款地域支援事業費、1項介護予防生活介護サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、予算現額1,800万円、支出済額1,520万4,937円、不用額279万5,063円。こちらは65歳以上の高齢者で体の機能が低下してきた方、総合事業の対象者という名称になりますが、要支援、要介護状態になる前に訪問介護や通所介護などの予防サービスを提供するために要した費用になります。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったためによるものです。

2目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、予算現額264万1,000円、支出済額183万6,900円、不用額80万4,100円。こちらにつきましては、1目のサービスの利用に当たり計画の作成や管理に要した経費になります。不用額につきましては、給付件数が見込みより少なかったためによるものです。

2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、予算現額1,118万8,000円、支出済額1,112万9,457円、不用額5万8,543円。こちらは介護予防のために実施している事業に要した経費でございます。いきいきサロン、湯本サロン、湯ったりミニデイサービスの経費になります。

3項包括的支援事業・任意事業、1目総合相談事業、予算現額558万5,000円、支出済額558万5,000円、不用額ゼロ。こちらは介護、医療などの総合的な相談に対して要する経費の費用でございます。

2目権利擁護事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、予算現額72万円、支出済額72万円、不用額ゼロ。

4目任意事業費、予算現額18万4,000円、支出済額5万円、不用額13万4,000円。こちらは認知症サポーター養成研修に要した経費になります。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、予算現額48万3,000円、支出済額48万2,003円、不用

額997円。こちらにつきましては、在宅医療や在宅介護が必要な方が適切な支援を受けることができるようその調整を須賀川医師会に委託して、その委託に要した費用になります。

6目生活支援体制整備事業費、予算現額50万円、支出済額50万円、不用額ゼロ。

7目認知症総合支援事業費、予算現額34万5,000円、支出済額27万4,600円、不用額7万400円。こちらは認知症初期支援チームの活動や自立支援地域ケア会議に要した経費でございます。予算どおりの執行です。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、予算現額8万4,000円、支出済額6万1,047円、不用額2万2,953円。

5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、予算現額3万円、支出済額ゼロ、不用額3万円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、予算現額4,696万4,000円、支出済額4,696万3,259円、不用額741円。こちらは令和4年度、前年度の介護給付費の国及び県への返還金になります。予算どおりの執行です。

2目第1号被保険者保険料還付金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額1,254万5,000円、支出済額1,254万4,121円、不用額879円。こちらは前年度の介護給付費の精算による一般会計への返還分でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額171万3,000円、支出済額ゼロ、不用額171万3,000円。

歳出合計、予算現額7億1,836万7,000円、支出済額6億6,985万3,435円、不用額4,851万3,565円。

次のページをお願いします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額7億3,032万3,391円、2、歳出総額6億6,985万3,435円、3、歳入歳出差引額6,046万9,956円、5、実質収支額、同額でございます。

説明は以上でございます。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 476ページをお願いいたします。

議案第19号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について、歳入歳出決算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、予算現額2,893万円、調定額、収入済額ともに2,890万9,100円。こちらは75歳以上の被保険者が納付する保険料で年金から直接納付する保険料です。

2目普通徴収保険料、予算現額1,106万3,000円、調定額1,099万8,400円、収入済額1,099

万5,200円、収入未済額3,200円。収入未済額におきましては、1名、2件分となっております。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目督促手数料、予算現額3,000円、調定額、収入済額ともに5,320円。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、予算現額53万8,000円、調定額、収入済額ともに51万7,718円。こちらは一般会計から後期高齢者医療特別会計への一般加入分の繰入れです。

次のページをご覧ください。

2目保険基盤安定繰入金、予算現額1,598万9,000円、調定額、収入済額ともに1,598万8,214円。こちらは保険基盤安定分の一般会計負担分です。

3目広域連合分賦金、予算現額38万9,000円、調定額、収入済額ともに43万2,932円。こちらは広域連合へ支払った保健事業費の村負担分です。

4目保健事業費繰入金、予算現額108万6,000円、調定額、収入済額ともに80万3,023円。こちらは後期高齢者医療特別会計で行う人間ドック事業を実施するために要する経費と集団健診及び施設健診における経費の村負担分となっております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、予算現額76万7,000円、調定額、収入済額ともに76万7,857円。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

2目過料、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

次のページをお願いします。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、予算現額118万2,000円、調定額、収入済額ともに141万6,460円。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付加算金、予算現額12万円、調定額、収入済額ともに11万9,300円。

2目還付加算金、予算現額1万円、調定額、収入済額ともにゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、予算現額1,000円、調定額、収入額ともにゼロ。

5項雑入、1目雑入、予算現額1,000円、調定額、収入済額ともにゼロ。

歳入合計、予算現額6,008万2,000円、調定額5,995万8,324円、収入済額5,995万5,124円、収入未済額3,200円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、予算現額20万8,000円、支出済額

19万6,582円、不用額1万1,418円。こちらは事務等に要する費用です。ほぼ予算どおりの執行です。

2目徴収費、予算現額33万円、支出済額32万1,136円、不用額8,864円。こちらは保険料の徴収に要する費用です。ほぼ予算どおりの執行です。

次のページをお願いいたします。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額5,627万2,000円、支出済額5,596万6,544円、不用額30万5,456円。こちらは徴収した保険料を広域連合へ支払うための納付金です。不用額につきましては、75歳到達者の保険料が見込みより少なかったためです。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、予算現額265万8,000円、支出済額261万9,805円、不用額3万8,195円。こちらは後期高齢者を対象として健康診査と人間ドックを実施しておりますが、その委託料と広域連合への分賦金です。不用額につきましては、健診受診者が見込みより少なかったことが主な要因です。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、予算現額12万円、支出済額11万9,300円、不用額700円。こちらは保険料の過年度還付金です。ほぼ予算どおりの執行です。

2目還付加算金、予算現額1万円、支出済額ゼロ、不用額1万円。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、予算現額3,000円、支出済額3,000円、不用額ゼロ。予算どおりの執行です。

次のページをお願いいたします。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、予算現額48万1,000円、支出済額ゼロ、不用額48万1,000円。

歳出合計、予算現額6,008万2,000円、支出済額5,922万6,367円、不用額85万5,633円。

次のページをお願いいたします。

実質収支に関する調書。

1、歳入総額5,995万5,124円、2、歳出総額5,922万6,367円、3、歳入歳出差引額72万8,757円、実質収支額、同額であります。

説明は以上であります。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定についてご説明申し上げます。

別冊の天栄村水道事業会計決算書、6ページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業損益計算書によりご説明申し上げます。

1、営業収益、（1）給水収益8,728万1,266円、（2）受託工事収益1,068万3,200円、（3）その他営業収益3万4,500円、計9,799万8,966円。

2、営業費用、（1）原水及び浄水費606万2,742円、（2）配水及び給水費1,498万4,661円、（3）受託工事費971万2,000円、（4）総係費1,830万9,746円、（5）減価償却費8,452万4,886円、（6）資産減耗費29万175円、（7）その他営業費用16万4,161円、計1億3,404万8,371円、営業損失3,604万9,405円。

3、営業外収益、（1）受取利息及び配当金1,159円、（2）他会計補助金2,708万7,000円、（3）雑収益5万223円、（4）長期前受金戻入1,946万5,772円、計4,660万4,154円。

4、営業外費用、（1）支払利息及び企業債取扱費917万1,878円、（2）雑支出97万1,200円、計1,014万3,078円、営業外収益3,646万1,076円、経常利益41万1,671円、当年度純利益同額、前年度繰越利益剰余金2億2,130万1,204円、当年度未処分利益剰余金2億2,171万2,875円。

次に、令和5年度天栄村水道事業貸借対照表によりご説明申し上げます。

資産の部、1、固定資産、（1）有形固定資産、イ、土地1,266万3,356円、ロ、建物587万8,250円、建物減価償却累計額マイナス528万9,516円、計58万8,734円、ハ、構築物37億1,180万7,563円、構築物減価償却累計額マイナス18億3,382万5,553円、計18億7,798万2,010円、ニ、機械及び装置5,910万6,503円、機械及び装置減価償却累計額マイナス4,871万4,201円、計1,039万2,302円、ホ、車両及び運搬具254万円、車両及び運搬具減価償却累計額マイナス228万6,000円、計25万4,000円、ヘ、工具器具及び備品398万6,200円、工具器具及び備品減価償却累計額マイナス365万4,004円、計33万2,196円、ト、建設仮勘定ゼロ、有形固定資産合計19億221万2,598円。

（2）無形固定資産、イ、電話加入権38万3,300円、無形固定資産合計同額。

固定資産合計19億259万5,898円。

2、流動資産、（1）現金預金、イ、現金預金9,258万7,391円、現金預金合計同額。

（2）未収金、イ、未収金3,244万3,091円。未収金の内訳につきましては、現年度水道使用料1,721万745円、1,434名、1,687件、過年度水道使用料1,241万9,646円、92名、1,254件、それから受託工事である消火栓交換工事収益281万2,700円でございます。

なお、水道事業会計は、公営企業会計のため出納整理期間がなく3月31日で年度切替えとなるため、現年度3月分使用料の納期限が4月1日であることから金額が多くなっております。

ロ、貸倒引当金マイナス462万2,200円、未収金合計2,782万891円。

（3）貯蔵品、イ、貯蔵品15万2,660円、貯蔵品合計同額。

流動資産合計1億2,056万942円。

資産合計20億2,315万6,840円。

次のページをお願いいたします。

負債の部、3、流動負債、(1)未払金、イ、営業未払金775万8,771円、ロ、営業外未払金136万1,100円、未払金合計911万9,871円。

(2)企業債、イ、建設改良費等の財源に充てるための企業債5,717万4,466円、企業債合計同額。

(3)引当金、イ、賞与引当金125万3,681円、ロ、法定福利費引当金23万1,248円、引当金合計148万4,929円。

流動負債合計6,777万9,266円。

4、固定負債、(1)企業債、イ、建設改良等の財源に充てるための企業債6億1,544万42円、企業債合計、固定負債合計ともに同額。

5、繰延収益、(1)長期前受金、イ、国庫補助金1億7,921万2,795円、ロ、他会計補助金1,480万円、ハ、その他長期前受金8億639万7,496円、長期前受金合計10億41万291円。

(2)長期前受金収益化累計額、イ、国庫補助金マイナス9,975万6,024円、ロ、他会計補助金マイナス1,012万3,200円、ハ、その他長期前受金マイナス3億8,552万2,745円、長期前受金収益化累計額合計マイナス4億9,540万1,969円、繰延収益合計5億500万8,322円。

負債合計11億8,822万7,630円。

次に、資本の部です。

6、資本金、(1)自己資本金、イ、固有資本金2,551万1,489円、ロ、出資金3億3,823万261円、ハ、組入資本金4,607万3,608円、自己資本金合計4億981万5,358円、資本金合計同額。

7、剰余金、(1)資本剰余金、イ、国庫補助金7,596万6,200円、ロ、他会計補助金ゼロ、ハ、その他資本金剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

(2)利益剰余金、イ、減債積立金9,452万848円、ロ、建設改良積立金700万円、ハ、当年度未処分利益剰余金2億2,171万2,875円、利益剰余金合計3億2,323万3,723円、剰余金合計4億2,511万3,852円。

資本合計8億3,492万9,210円、負債資本合計20億2,315万6,840円。

なお、収益費用明細書及び資本的収入支出明細書につきましては、18ページから25ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

次のページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業剰余金計算書についてご説明申し上げます。

初めに、資本金の当年度末残高でございますが、自己資本金4億981万5,358円、借入資本金ゼロでございます。

次に、剰余金のうち資本剰余金の当年度末残高でございますが、国庫補助金7,596万6,200円、他会計補助金ゼロ、その他資本剰余金2,591万3,929円、資本剰余金合計1億188万129円。

また、利益剰余金の当年度末残高でございますが、減債積立金9,452万848円、建設改良積立金700万円、未処分利益剰余金2億2,171万2,875円、利益剰余金合計3億2,323万3,723円でございます。

次に、11ページの下の表になります。

令和5年度天栄村水道事業剰余金処分計算書（案）でございます。

未処分利益剰余金が出ておりますので、これを減債積立金として41万1,671円を積み立てたくご提案させていただくものでございます。

天栄村水道事業会計の説明については以上でございます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりました。

ここで暫時休議いたします。

（午後 2時17分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

---

### ◎議案第7号の質疑

○議長（大須賀溪仁） これより各会計決算ごとに質疑、討論、採決を行います。

日程第1、議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、服部議員。

○6番（服部 晃） では、125ページ、12節の委託料、放射能簡易分析装置操作委託料と229万8,780円と出ているんですけども、これどんな委託料なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

第12節の放射能簡易分析装置委託料の内容なんですが、こちらのほうは村のほうの野菜等の放射能の測定を行っております。こちらのほうの委託料のほうなんですが、道の駅季の里天栄と道の駅羽鳥湖高原のほうに分析装置が設置してありまして、そちらのほうを委託している、支払っている経費となっております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ放射能測定っていつまでやるんですか、もう大分少なくなっている

ような気がするんですけども、まだこれ賠償請求はしているんですか、東電に、賠償請求。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

村といたしましては、昨年度で賠償請求のほうは一通り請求のほうは完了したということ  
で承知しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうすると、3月までで終わったということですか。3月までで終わっ  
て請求、最後の請求を出したということ。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

賠償請求に関しましては、請求を出しまして、今、手元には持っていないんですが、昨年、  
東電のほうからその請求を出した部分は全部、こちらのほうに入ったということで一応うち  
のほうの請求出した部分は全部お支払いをいただいたということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 測定器ばかりでなくて、いろんなこれ一緒になったんだけど、いろ  
いろで人件費とか何か請求したでしょう、役場にも、それはどのぐらいの金額でみんな、全  
部もらったわけではないんでしょう。全部もらったんですか、これ。こっちに測定で一緒  
になっちゃうんですけども、大丈夫でしょう。

○議長（大須賀溪仁） はい、大丈夫です。

暫時休議いたします。

（午後 2時39分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時44分）

---

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

東京電力の損害賠償請求の件でございますが、村といたしましては、総額約4,670万ほど  
請求いたしまして、その部分、4,670万は入金をされております。

ただ、その当時の原子力災害対策課の人件費とか、そういった部分に関しましては補償は

されないというところでございます。こちらのほうは弁護士と相談しましたので、そういった部分以外の損害として見れる分は全部請求をして入金をされたというところでございます。

令和5年度に関しましては、決算書にも載っておりますが、100何十万ほど請求しまして請求した分を賠償金として支払いをいただいたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それ、さっき3月で、今年で3月で終わりと言わなかったでしたっけ、賠償請求。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

令和5年度までの請求のほうは、全部、賠償としていただきました。令和6年度に関しましては、今の時点では賠償請求をしているものはございませんという意味でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） じゃ、今年度の分は後でまた請求出せば大丈夫だということですよ。そういう意味ですよ。5年度はもらったから、だから6年度の方はこういう測定とか何かの部分の請求を出せてまたもらえるということですよ。終わりではないですよ。言っている意味分かりますか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今ほどの損害賠償の請求に関しましては、あの災害あった当時及びそういったそのときの事務に関する損害賠償の請求でございまして、今ほど住民課長が説明しましたああいった検査のそういった部分に関しましては、その請求と検査の項目に関しましては補助として今いただいておりますので、その部分は請求するということにはございません。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） ちょっと意味が分からないんだけど、何、住民課とか何かと、ちょっとあまり理解できない。もう1回、説明お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

先ほど住民課長がお話ししましたそういった検査、今まで放射能のいろんな測定に関する検査に関しましては、歳入のほうで国の補助金としまして福島再生加速化交付金というものをいただきまして、それを基にそういった検査のほうをしておりますので、その検査に関

しての部分だと思うんですが、それに関しては損害賠償の対象ではないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） だから、天栄村では出してないということですよ。だから、あっちからみんなもらえるから、補助金でももらえるから全然負担はかかってないということでしょう。私はそれを聞いたかったですけれども、それならそれで構わないのですけれども、いつまで放射能検査して測定するんだか何だか分からないですけれども、それ東電の賠償も何もなくなったら意味がないという、自治体で何で負担しながらやらなくちゃいけないのかと私はそういうことを言いたかったのです。

だから、原発事故がなければ何もそんなことやる必要がないのだから、そういうのいつまでも、いや、補助なり賠償なりもらっていれば別に問題ないんですけれども、分かりました。

次に、83ページ、13節の公用車賃借料513万と出るんですけれども、これは何台あって、公用車何台の賃借料だかお聞きしたい。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

5目財産管理費、13節使用料及び賃借料の公用車賃借料513万7,295円の部分でございますが、こちらのほうは村の公用車のほう12台分の賃借料でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） それリースにも保険までかかって車検まで入っている、車両だけのもあるでしょう、それ全部がそれは何年契約なんですか。リース3年、5年、7年とありますけれども。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

ほとんどの車が5年リースとなっております。また、保険料等も自賠償の保険とか、そういった部分もこちらに込みでございます。すみません、失礼しました。自賠償、あと車検もこちらのリース料に含まれております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これは、そしてあまり乗らないやつは買取りというのも考えるんですか。いや、うちの会社のことなんですけれども、会社で5年でこの前、リース契約終了して、まだ7万キロしか乗っていない車、あれが買取り幾らだと聞いたら28万なんです。え、28万円、安いなということで買い取ったんですけれども、それもそういう買取りとか、あまり乗

らない車はみんな全部リースじゃなくても今、20万キロぐらい乗れるんだから、何も5年で終了だから5万キロしか乗らないけれどもリースを終了したから買い取るという考えも、そういう考えはないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、契約されているのはほとんどまだ期間中でございますので、その先に関しましてはまだ決めておりませんが、通常、再リースという形でそこから金額はとも安くなるんですが、そういった形でやっていく方法も今までは取っているところでございます。

ただ、今おっしゃったように、その物によってそれぞれ確認していく必要もあるのかとは思いますが、通常は再リースをして、もう一度契約をしてリース契約をしているというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） そうですよね、再リースすると1年分で再リースできるんですかね。もっとも保険料などもまだ一緒になるからそんなわけにはいかないでしょう。どういう、例えば買取りのときはまだ分からなければ別に後で調べてもらえばいいことなんですけれども、それまで分かりますか、買取りすれば、普通の例えば冷蔵庫とか何かとえば、1年リースすれば1か月分で再リースできるんですけれども、5年でリース組んで7年も8年もそのリースはできるんですよ、1か月分だけで。その車というのはどういう、再リースはこういうふうになるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

すみません。細部にわたっての例えば終わった後からの再リースというのは、ちょっと今、どのくらいだというのが手元にございませんので、後からちょっと調べてお知らせできればというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 別に、私言っているのは壊ればしようがない、新しくリース組むのもしようがないのだけれども、あまり距離数も乗っているのにわざわざ新しい新車をまた再リースすると、再リースというのも新しい車をリースする必要はないと思うんですよ。

いや、公用車に村長乗っている車がしょっちゅう走るから距離が走るからやっぱり壊れやすいと思うんです。それは何十万と決めなくてもやっぱり調子悪くなれば交代するというのは、別にそれがどうのこうのと言っているわけじゃないんですけれども、あまり乗らない車

も5万キロしか乗ってないやつを再リースも組まないで、また新しい車でリースやってそのまま続けるというのは、私、別に経費として何か無駄で負担するのもよくないなと思って、それでも削っていけばいろんなことでいろんな金使えると思うんですよ。そのほかの予算にも回せるし、それはどういうふうに考えているんだか、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、自動車のリースにつきましては、通常乗っていて例えばリース期間が満了して、それに故障がないということであれば、改めてその車を再リースしていくというような形を取っております。

例えば、壊れたとか、何か不都合が出たといったときには、そのリース期間の中で新しくしたりとか、また満了したらば新しい車にするとか、そういった形で進めているというのが現状でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） いや、どういうふうに行っているのかって、これ議会通るわけじゃないからどんな車買っているか分からないし、全然、こっちは。だから、そういう意味で5万キロしか乗らない、また新しい車でリース組むのではなくて再リースとか何かというのは安くなるわけだから、だからそういう意味で私は経費節減ということと言ったんですけれども、前は買ってしまえばもう財産だからみんな議会には入ってくるんですけれども、それが全然、今リースだから全然分かりませんよ。何台リースしているんだか、何だか、事務局の送迎の際に車取り替えたのかなんて、新しくなっているし、新しくリースしたんですという話になるから、だからそういうことを聞いただけで、別に役場、総務課長のほうでも村長でもそうやって経費を節減すれば、別にそうやって大事に乗れば、だからその車は大事に乗って5万キロしか走らないやつを再リース組んで、それよりも新しく買ってやるよりもちょっとは安くなるんだと思って、その辺を私は聞きたくて今、質問しただけなんですけれども、だからそういうふうに行ってもらえれば別に構いませんけれども、よろしくをお願いします。

次に、95ページ、95ページの18節、新生活・住まいづくり応援助成金590万となっているんですけれども、これ何人の方が申請して助成金払ったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

新生活・住まいづくり応援助成金を活用された方は、5世帯18名の方でございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) これ5世帯18名ってどういう意味ですか。これ、1世帯何人の話聞いたって、全然分からないですけども、これ5世帯で510万だから、あれかい、100万ちょっと、それ人数言われたって意味が分からないと思うんですけども。

○議長(大須賀溪仁) 企画政策課長。

[参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇]

○参事兼企画政策課長(熊田典子) 答えいたします。

説明不足で申し訳ありません。新生活・住まいづくりの応援助成金を活用して、転入された方が5世帯の18名いらっしゃるということで、5世帯の家で新しい家を購入するなり、建てたなりにしたときの費用に補助したのが510万ということになります。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) 1世帯何、それ人数によって金額が違うんですか、補助金が違うんですか。1世帯いくらでなくて、人数によって違うということですか。

○議長(大須賀溪仁) 企画政策課長。

[参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇]

○参事兼企画政策課長(熊田典子) 答えいたします。

人数によっても金額は違いますし、新築、中古住宅を購入したのにも金額が変わってきます。例えば新築の住宅を取得された方ですと、基本額が50万円、転入されたことでまた50万円、近居同居の場合は、そこに加算20万、子ども1人に10万円で上限30万、村内の業者の方が建築された場合は20万加算されるということで、最高、県内からの転入ですと170万の補助があります。

県外からの転入の場合には、県の補助がまた90万、そこに加算されまして、260万円が補助される制度になっております。

ちなみに、昨年度の実績は、一番少ない世帯で60万円、一番多い世帯で150万円補助しております。

○議長(大須賀溪仁) 6番、服部議員。

○6番(服部 晃) そうすると、新築と人数によって違うということですよ、これね。計はそうすると、天栄村には18名増えたということですよ、そうですよね。分かりました。

次に、奨学金返還支援補助金102万7,000円となっているんですけども、これは何人のやつで、詳細を詳しく教えてほしいんですけども、みんな同じではないんですよ、これ。

○議長(大須賀溪仁) 企画政策課長。

[参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇]

○参事兼企画政策課長(熊田典子) 答えいたします。

奨学金返還支援補助を活用された方は6名で102万7,000円の助成で、内容につきましては、

上限で25万6,000円、年間補助されます。返済している金額によって違うので、一番多い方ですと25万6,000円マックスの方いますが、最低ですと11万の方、11万から25万6,000円の間で補助しているということです。返済の金額によってそちらの補助が変わってきますので、6名の方の補助金額はそれぞれ違います。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これってあれですよ、天栄村に住んでいる人ですよ。ですよ、全部。天栄村に住んでいて奨学金を返済している人に補助を出すということですよ。それでいいの、分かりました。了解しました。

次に、173ページ、18節の農業次世代人材投資事業補助金、これ全部4つあるんですけども、私、聞ききたいのは、これ1つずつやりますから、これどういうふうに人材投資とありますけれども、485万、これ何人が申請してどのぐらいの金額ずつ、そしてどういう内容で補助出したんだが聞きたいんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

173ページの農業次世代人材投資事業補助金485万6,490円でございますが、こちらは新規就農された方が、就農されてから5年間上限で150万もらえる補助になってございます。全額、国庫補助になっております。

対象になっておられます方が、3経営体、一番少ない方で80万6,190円、一番多い方でこちらの夫婦になりますとちょっと金額が変わるんですが、上限、一番高い方で225万で1経営体もらっておりまして、全部で3経営体という形になっております。

あと、関連で下にとということでしたので、新規就農者育成……

〔「あ、いいよ。これ1つずつ行くから」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘） よろしいですか。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） これ農業関係だから、田んぼとか畑とか何かに新規就農でしょう、それ何の農業やるのに補助金出してやるんだか、例えばネギとかキュウリとかあるでしょう、これ。それどういう意味で補助金出したんだか、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

主要施策の成果の67ページをお開きいただければと思います。

こちらの右側のほうの枠組みの中に、今回、その新規就農に関わる補助金を掲載しており

ますが、その中の一番下になります農業次世代人材投資事業補助金ということで、該当者がそのキュウリ生産者3名ということで、3名というか、3経営体になりますが、その中で2経営体が夫婦型という形になっております。

作物としますと、キュウリが3名、長ネギ生産が2名ということで、経営体としては3経営体になりますが5名の新規就農という形になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 6番、服部議員。

○6番（服部 晃） 了解しました。みんな分かりました。みんなずっと聞くかと思ったんですけども、ここの資料読まなかったです。すみません。

以上で質問を終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありますか。

3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 6月の定例会でもお話ししたんですが、繰越明許がやっぱりこれ1億5,000万されているということで、この繰越明許の副村長から説明がございましたが、正当だという、その後いろいろ見て調べたんですが、どうも予算成立後の事由というのがやっぱり最大のその繰越明許の要点であって、予算成立後にそのような事案が何月にどのような形で起きたのかというのをご説明願えればありがたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今回、決算時一般会計予算の中で繰越明許費が11件ほど、繰越明許費として令和5年度から令和6年度に繰越しをさせていただいたところがございます。こちらに関しましては、3月に議会の議決をいただきまして、この11件分を議会の議決をいただきまして、6月にご報告を申し上げていたところがございます。

今、3番議員おっしゃるように、いつの事由というところがございますが、3月補正時に繰越明許費の繰越しの予算を計上させていただきまして、それで議決をいただきましたので、それ前にはその事案に関しまして繰り越さねばならない、先ほど申しました繰り越されない事由が発生して3月定例会に計上させていただきまして、議会の議決をいただいたというところがございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今言われていることは、この間、6月でもお話しはいただきました。でも、予算成立後にどのような事由があって何月に、どのような事由があってその契約が履行できなくなったかというのを聞いているんです。

契約、予算成立以降にその事由がなければ繰越しはできないというふうに、財務省でなっ

ています、これ。それが予算成立前にそれが分かっているとしたら、必ず継続費でやらなきゃならない。副村長、その辺この間もお話ししましたよ、大丈夫だと言いましたよね。その辺、説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

これは地方自治法の213条にある繰越明許費の条文でございますが、歳出予算の経費のうち、その性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出が終わらない見込みのあるものについては予算の定めるところにより翌年度に繰り越して使用することができるという規定になっています。本文は。

この逐条解説を今……

〔「もうちょっと大きい声でしゃべってください」の声あり〕

○副村長（揚妻浩之） 逐条解説のコピーを今読んでいるんですけども、その今の条文ですと「その性質上」というのがまず1つの理由、もう一つが「予算成立後の事由に基づいて支出が終わらない見込みとなったもの」ということで2つあるということでございます。

その性質上というのは、最初、予算を計上した段階でもう既に年度内に支出が終わらない見込みがあるもの、これは繰越明許費を同時にその補正……ここは通常補正予算ですけども、例えば12月に補正予算をその経費を上げるとすれば、同時に繰越明許費の設定も議案としてお願いをして、ご承認をいただければ年度をまたいだ契約ができますよという、その性質上というのは、当初予算を計上する段階で繰越しになるという見込みがあるものについても大丈夫ですというようなことです。

議員おっしゃっているのは、もちろんその後段の予算成立後の事由によって支出が終わらないものというのは、これは一般的だと思うんですけども、ですからその2つパターンがありまして、予算計上の段階で繰越明許費を設定できる場合もあります。

もう一つが、予算成立後の事由によって繰越しになるというような、2パターンがあるというようなことでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言っていることはあれですけども、じゃなぜ予算成立前に単年度で終わらないものと分かっていたならばですよ、なぜ継続費を使わなかったかと、その辺の説明をお願いします。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

今、議員がおっしゃっている継続費というのは、例えば2年、3年にわたって履行していくものであって、必ず年割額というのが出てきます。本年度、例えば3年で1,000万の事業であって今年はじゃ200万、来年度から300万、500万という1年間の支出の割当額、それを必ず設定するようになります。

今回の一番の理由が、エアコンの設置工事がそこが一番引っかかっているところかと思うんですけども、これについては、最初、資材の調達が間に合わなくて年度末までには完了が見込めない、でも早期に発注しないとその資材がまた来年度にすれば発注すればまた遅くなってしまおうというようなことで、取りあえず契約はして、契約をして資材の入荷を待っていたというような状況でございます。

ただ、これにつきましても、来年度の……何というんですかね、来年度いっばいかかるというまではいなくて年度を繰り越しておけば、来年度の早い段階までには完了ができるという見込みがあったので、今回については繰越明許費という手続を取らせていただきました。

ですから、継続費というのは、今年の支出もちろんあって、来年もあって、その次もあってという、必ず年割額が出てくる、こういう事業については継続費ということで今までもやっておりましたし、今後もそういった扱いでやっていきたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 言っていることは、毎回同じなことを言っているんですけども、継続費も契約が単年度で……例えば複数年度にまたがる場合は継続費というふうな形も書いてあるわけですよ、これは。最初から分かっているわけですよ。最初から分かっているのにもかかわらず契約をして、繰越明許がそれ分かっていたとしたらばですよ、繰越明許をしなければならぬと分かっていたとすれば、契約の前に繰越明許をしなきゃない。それは契約の前にやっているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

この3月までは、ずっと天栄村の場合は年度末の3月の補正の段階で全部、繰越明許費の設定をしておりました。ですが、こういったちゃんとした解釈をしましたので、今後につきましては、その歳出予算が補正を計上する段階でそういった見込みのあるものについては、同時に繰越明許費の設定もお願いをしてお諮りをいただいて、認めていただければ繰越しとして扱っていきたいということで考えております。

今までにつきましては、全部3月の補正でというような対応でございましたので、今後、そこを改めていきたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） だから6月のときも言ったでしょう、コンプライアンス違反だよと。本来であればちゃんと繰越明許が分かっている前にですよ、契約をするということは民法上で3月31日、その業者はやらなきゃなんない。やらなかったらば損害賠償請求ですよ、繰越明許。なぜそういうことを言われているにもかかわらず、正当だ、正当だというのはどこから来るんですか、副村長、優秀だと言われている副村長はそこは分かんなかったのかい。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えいたします。

私も今、議員がご質問いただいて調査を調べた中で、ああ、こういうこともできるんだなというようなことを確認をさせていただいたというところでございます。

今までは今までどおり、天栄村の場合は必ずもう3月でしかやっておりませんでしたので、そういったことで取扱いをしてまいりましたが、今後につきましては、コンプライアンス違反というお話もいただいていますので、そういったことのないように議案、議会のほうにもご承認をいただいた上で、適切な契約、それから予算の執行に当たってまいりたいというふうに考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） だからね、僕、6月にあれほど言ったのにもかかわらず、そういうふうに出てきたわけですよ。ちゃんと調べて予算を精査して予算をつくるというのは、公務員として当たり前なことなんじゃないですか。なぜできない。それをやるのがあなたたちの仕事でしょう。

それにもかかわらず、間違っていない、間違っていないと何回も言っていて、間違っていたんですよ、やり方が。その辺を答弁してください。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えいたします。

この3月までの取扱いについては、確かにここに書いてあるとおりの扱いではございませんでしたので、今後は改めていきたいと思っております。

〔「間違っていたのか、間違っていないのか言ってください」の声あり〕

○副村長（揚妻浩之） お答えいたします。

そういったお尋ねですと、天栄村の扱いは最初からこれまでずっと間違っていたのかと思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっぱりきちんと調べて予算というのは精査して、単年度予算で終わる

と、これは原則ですから、その原則をいいかげんにやるからこういうことになる。原則を守らないということですよ。

3月でやっていたのは、みんな事故繰りだろう、昔やったの。僕らも事故繰りはやりましたよ。調べて間違っていました。じゃ、6月の答弁は何だったんだということです。それをじゃ今後、ちゃんと直していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

あと、次に、これも予算も関係です。

歳入予算で特別交付税が当初予算で1億円上がっていたと、なぜ1億円上げたのか、これについて説明いただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

令和5年度の当初予算に1億円の特別交付税を計上させていただいております。

こちらに関しましては、先ほどこの予算の編成の中で当該年度の支出は当該年度の収入をもって充てるという原則の下に、予算的な、予算組みの中で税収や交付税、交付金や補助金など、そういったものを全て歳出と合わせてつくっているところでございます。

同じように、特別交付税もそういった収入の下ということで計上しているところでございます。ただ、この特別交付税に関しては、地方公共団体の歳入歳出科目の解説等によりまして、当該年度中の財政上に、この特別交付税に関しましては、当該年度中の財政上の特別な事情によって交付されるものである。また、その性格からして年度当初からの多額の計上、またはそういった等のないよう十分留意をしなければならないというふうに記載されているところでございます。

先ほど申しましたように、当初予算に特別交付税を計上しているところでございますが、この先ほど申しました当初からの多額の計上というところでございますが、この特別交付税を計上するに当たりまして、予算の計上の際には特別交付税に関する省令について定められました算定式によりまして、その特別交付税の収入見込みが出ます。その範囲内におきまして計上して、予算の確保に努めているというところでございます。

そして、そういった部分でその見込みの範囲の内で予算過多とならないように考慮しまして計上しているところでございますので、先ほどこの解説によりました多額の計上という認識は持ってなかったところでございます。

また、近隣の須賀川市、鏡石町におきまして、今ほどの部分も含めた中で特別交付税を当初から計上していることもあり、そういった中で本村の令和5年度の予算計上に関しましても特別交付税を当初から上げたというところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ここに書いてあるとおり、普通交付税が算定終わった後、その後に生じた特別な事由により算定すると書いてあるんですよ。なぜ3月、それも3月じゃないよね、これ、12月というか、1月にやっているわけだ。

以前は1,000円計上、存目計上というのが通常だった。なぜ1億円をそこで上げるのかと、これはもうここにも書いてあるけれども、財源が拡大だからと、これは議員を煙に巻くための方法としては……書いてあるんだ。予算の見方、作り方は全部読んでいますか。僕らは読んだの、ちゃんと。だからやっちゃいけないと思ってずっとやってなかったの。議員になって当初予算、前の当初予算のとき、予算書見せていただいてすぐに目についたのが特別交付税の1億円、今年1億5,000万。1億5,000万というのは去年の歳入の結果が今年の歳入になって、全然算定してないじゃないですか。算定というのは、年度が始まってからしか算定できないんですよ、これ。年度内に起こる特別な事由だから、その辺どうなんですか。教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

確かに議員おっしゃるとおり、先ほどこの科目解説を読みますと、この特別交付税につきましても、そういった部分があつていろいろ注意をしなければならないと記載されております。

しかしながら、必ずではないんですが、特別交付税に関しましては、ある程度算定が予想がつくと、これは補助金とそういった部分でもこの歳入にもつては同じような形ではございますが、特別交付税に関しましても、ある程度の昨年度、また動向等も踏まえてある程度、見通しのつくところとございまして、そういった部分を当初から上げて予算のこの天栄村の歳入の予算の確保で予算を計上しているところとございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 何回言っても分かんないんだね。じゃ、その算定したやつ基礎を見せてください。1億円の基礎、何がどうなって1億円になったのか、算定したんでしょう。ありますか。ないんならない、計上が間違っていたら間違っていた、よその市町村がどうのじゃないですよ、村、ここは地方公共団体、独立団体なんだ、隣がやっているからやればいいというもんじゃない。そういうことをちゃんと1つ1つ理解して、予算をつくっていてもらわないとおかしくなっちゃうでしょう。これ算定したものあるのかどうか、教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、手持ちには持ってありません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 持っている、持っていないよりも、次の翌年度内に起こる特別な事情が予測できるなら、あなたは競馬で何千万も当たりますよ。翌年度に起こった特別な事情を算定するんですよ。予算成立前にできるわけがないでしょう。

この辺は改めてもらわないとしようがない。そんなことができるんだったら、どういうふうにするのか答えてほしい。それは無理でしょう。今後、やっぱり特別交付税については、やっぱりきちんと昔は財務事務提要ってありましたけれども、今はないからね、予算の見方、作り方をしっかり勉強してやっていただきたいと思います。

多分、これはもう絶対にただの架空の財源というふうなことですから、よろしく願います。それに何か答えられるのがあれば、副村長どうぞ。

総務課長いいですか。手持ちにないということは、本当は持っているということかい。どうぞ。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今、私のほうには手持ちがございませんが、財政担当のほうに今あるかどうかちょっと確認ができませんので、そういったところで今ないということで答弁をさせていただきました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今確認してすぐ出てくるんだったら、暫時休議してもらっても構わないですけれども、どうしますか。

議長、暫時休議してください。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

（午後 3時34分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時50分）

---

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど私どものほうでその見込額を出すための部分でございますが、先ほど3番議員おっしゃっていたように、交付税に関しましては、12月、3月に積算するというところでございまして、当該年度における計算のところは前年度ではできないというところでございます。

その場合でございますが、私どもこの積算の際には、前年度の部分での需要等の特殊事情等を考慮しまして、それと令和5年度にその特殊事情と該当するものをそこで加味しまして、その算定額に入れまして概数でございますが数字を出させていただいて、その内数で金額を上げているというところでございます。

また、最終的に金額等が出ましたらば、それは補正予算のほうできちんとその金額をお出しさせていただいているというところでございます。

したがいまして、先ほど私どものほうでお話しさせていただきました算定額ということで、その当該年度における算定額に関しましては、その前年度にはできないという、きちんとした数字が出ないということは申し上げております。大変失礼しました。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 分かりました。

その前年度の歳入を参考に予算計上するというようなことも必要だとは思いますが、これはね、でも特別交付税に関しては次年度、予算やっている中の次年度の特殊な事情を勘案してこれは県が算定してくれるわけですから、申請してね、その部分についてはやっぱり計上しないというのが今後、そういうふうな気持ちで予算づくりをしていただければなどというふうに思いますので、算定できるわけがないというものをさっき算定の資料ありますかと言ったけれども、ないの当たり前ですよ、もうできないですから、これは、誰がやっても。

だから、その甘く見ないというふうなことをお願いしまして、総務課長にお願いしまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。

じゃ、次に、53ページです。

歳入の物品売払収入、スキー場レンタル用品売払収入34万6,940円、これは何を売って、何品目の物を売ってこうなったのかをお伺ひしたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

売却した物につきましては、スキーが35点、スキーブーツが138点、ストックが66点、ボードが33点、ボードブーツが103点となっております、こちら村のほうで平成28年度に購入したものの内数でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） レンタル用品ということなので、多分その辺なんだろうなと思いますけれども、ウエアは入ってないのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

ウエアに関しましては、当時、振興公社がリースで借りていたものでございましたので、売払いには入ってございません。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 振興公社がリースで借りていたと言いますが、スキー場にはウエアはちゃんと備品としてあったはずですが、その辺はいかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

平成28年度に、確かにウエアにつきましては4点購入ということで記録が残ってございます。ただ、古くて処分されたものがございまして、今回の売買には入っておりませんで処分の中に恐らく入っていたと認識しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 古くてされたというふうなことです。いいですか、これ天栄村、天栄村営湯本スキー場条例施行規則、これに……すみません、条例だ、条例、原状回復義務というのがあるんですよ。原状回復義務というのは、返すときには全て元どおりにして返さなければならないと。もともとあったものを古くなったから捨てた、リースだから終わり、それでは話になりません。その辺はどういうふうに考えているのか、お聞きたいしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

古くなったらもちろん処分というのは、村のほうですべきだとは思っております。その中で財産台帳がきちんと整備されてなかった部分がございます、返してしていただいて村のほうで本来は処分すべきだとは思いますが、その整理ができていなかったところは申し訳ございません。今後、そういったことないようにしてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そういうことではないんだよね。

原状回復義務というのは、古くなって村に戻したというのは原状回復ではないんですよ。

その古くなったものを使って利益を得たのはどこかということ、それは振興公社です。振興公社は古くなったらから返すというんじゃなくて、利益を得たものをもう1回、原状に回復しなきゃならない、使っているわけですから、それをきちっとやってない、それはやっぱりやってもらわなきゃならない。

振興公社のほうと今後、そういったことで話をさせていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

今、議員おっしゃるように、そういった物の管理ですかね、そういったものは貸すほう、貸す側で協議しまして適正に取り扱いたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） ぜひ、そうしていただきたいと思ひますし、原状回復ということをやり返していただくときに、きちっとやらなければならないということです。当初の備品、そういったものも含めて原状回復をきちんとチェックをして、それで返してもらわない限りはそれは返してもらったことにならないということなので、これ条例にうたっているわけですよ、これ。条例違反になっちゃう。

副村長、条例違反だよ。違ふかい。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えいたします。

その原状回復、それから経年劣化の部分、そういうそこをどういふふうな解釈をするのかということにつきましては、私もこうだということは即答できませんので、県の町村会なり福島県、それから顧問弁護士ともご相談させていただいて適切な取扱いをしたいというふうには思っております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そういう適切な対応をしていただけるようお願いしたいと思います。やっぱりこの僕ら、その条例を基に仕事しているわけなので、きちんと読まれてやってください。

次に、すみません、いっぱいあつて申し訳ないね。

87ページもそうなんです、この設計業務委託料、あと何だっけな……保育所の設計業務、随契でやっているというのがあるんですけども、随契でやっている契約って随契ね、随契をよくやっているものとどのぐらい実際にあるのか、お示しいただきたいと思ひます。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午後 4時02分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時18分）

---

### ◎延会の宣告

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

議案審議の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時18分）

9 月 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 令和6年9月天栄村議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和6年9月6日（金曜日）午前10時開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 7号 | 令和5年度天栄村一般会計決算認定について             |
| 日程第 2 | 議案第 8号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について       |
| 日程第 3 | 議案第 9号 | 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 4 | 議案第10号 | 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 5 | 議案第11号 | 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について           |
| 日程第 6 | 議案第12号 | 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について   |
| 日程第 7 | 議案第13号 | 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について |
| 日程第 8 | 議案第14号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について     |
| 日程第 9 | 議案第15号 | 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について       |
| 日程第10 | 議案第16号 | 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について       |
| 日程第11 | 議案第17号 | 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について     |
| 日程第12 | 議案第18号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について         |
| 日程第13 | 議案第19号 | 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について      |
| 日程第14 | 議案第20号 | 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について           |
| 日程第15 | 議案第21号 | 令和6年度天栄村一般会計補正予算について             |
| 日程第16 | 議案第22号 | 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について       |
| 日程第17 | 議案第23号 | 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第18 | 議案第24号 | 令和6年度大里財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第19 | 議案第25号 | 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第20 | 議案第26号 | 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について   |
| 日程第21 | 議案第27号 | 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について       |
| 日程第22 | 議案第28号 | 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算について         |
| 日程第23 | 議案第29号 | 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について      |
| 日程第24 | 議案第30号 | 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について           |

日程第25 議案第31号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について

日程第26 各委員会閉会中の継続審査申出

日程第27 議案第32号 工事請負契約の締結について

招集者あいさつ

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（9名）

1番	齋藤 寿 昭	2番	石塚 喜 吉
3番	吉成 邦 市	4番	馬場 吉 信
5番	大浦 トキ子	6番	服部 晃
7番	小山 克 彦	9番	円谷 要
10番	大須賀 溪 仁		

欠席議員（1名）

8番 熊田 喜 八

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添田 勝 幸	副 村 長	揚妻 浩 之
教 育 長	長場 壮 夫	参 事 兼 総 務 課 長	小山 富美夫
参 事 兼 企画政策課長	熊田 典 子	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	塚目 弘 昭
住 民 課 長	星 裕 治	健康福祉課長	森 和 昭
産 業 課 長	芳賀 信 弘	建 設 課 長	櫻井 幸 治
湯本支所長	星 淳	教 育 課 長	関根 文 則
生涯学習課長	黒澤 伸 一		

---

職務のため出席した者の職氏名

参事兼  
議会議務局長

北 畠 さつき

書

記

石 井 貴 也

書 記

渡 邊 久 美

---

### ◎開議の宣告

- 議長（大須賀溪仁） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は9名であります。  
よって、定足数に達しております。  
8番、熊田議員より体調不良のため欠席の届出がありました。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（大須賀溪仁） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。
- 

### ◎議案第7号の質疑、討論、採決

- 議長（大須賀溪仁） 日程第1、議案第7号 令和5年度天栄村一般会計決算認定について、昨日に引き続き質疑を行います。

総務課長。

[参事兼総務課長 小山富美夫 登壇]

- 参事兼総務課長（小山富美夫） おはようございます。  
昨日はお時間いただきましてありがとうございます。  
昨日のお質しの一般会計における130万円以上の委託で随意契約の件数でございますが、47件ございました。  
○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。  
○3番（吉成邦市） ありがとうございました。

47件ということですので、随意契約について、契約の特例ということございまして、そのメリットは締結に至るまでの手順が簡単、そしてスピーディー、そうやってできると。

ただ、デメリットとして、その一方、恣意的な選択が行われる可能性がある。一定のところに行ったり、自分が好きなところに行ったりするというのが、この随意契約のデメリットであるわけですね。そういうような中で、一般的には一般競争入札、もしくは指名競争入札を選ぶというふうなことになっているわけです。

例外的に限って、例外的にということになっていますので、特に財務規則の2,727ページ、第4節随意契約というふうなことになっています。この中で、工事または製造の請負で130万円以下のものについてはできるというふうなことになっていますけれども、今のは130万

円以上が47件というふうなことでございます。

この随意契約の財務規則に当てはまらないものを随意契約した理由を教えてくださいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議いたします。

（午前10時04分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時06分）

---

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 答えいたします。

大変失礼いたしました。

今の47件のうちで、先ほどの金額以外の随契の部分でございますが、第2号に、契約の性質または目的が競争入札に適しないためが15件、第3号の関係でございますが、それが1件、続いて第6号に関しましては、競争入札に付することが不利と認められるためが21件、第7号は、時価に比して著しく有利な価格で契約締結ができるためが10件でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今言われたことは、そういうふうな形で理由はつけてあると思うんですが、あまりにも多い、47件。随意契約のこの財務規則上でいったら、今の1号から6号ですよ、これね、工事、財産の買入れ、物件の借入れで、6号には、前各号に掲げる以外のもの50万円以下はオーケーだけど、それ以上は駄目ですよ。これ以外に随意契約をやっているというふうになっているものはないと思うんですね、条例上ですよ。

条例上ここに、これ以外にやっいいいというふうなことが書いてあるのであれば、それをお示しいただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お時間いただきましてありがとうございます。

地方自治法施行令167条の2第1項第1号から第9号までの部分でございますが、第1号が随意契約による場合の予定価格の限度を超えないため、2号が契約の性質または目的が競争入札しないため、そういった形で9号まで、9号は競争入札において落札者が契約締結しないためというふうに9号までございます。

先ほどお話しさせていただきました部分で、第2号に関しましては15件、第3号が1件、

第6号が21件、7号が10件の47件ということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 説明をしているのは理解しています。していますが、随意契約の相手方を決めるというようなことになると、やっぱり指名委員会なり、そういったものを使って決めていると思うんですが、指名委員会の委員長であります副村長、その辺の、これは随意契約に適さないというのをどの程度まで検証しながらやっているのか。

これ多分、委託契約で47件ということですので、契約それ以外のものを含めれば、まだまだ数はあるということでしょうから、今のやつでいうと、一般的に競争入札に適しないというものとか、あと専門性が高過ぎてできないというものとかというのは、なかなかそう見つからないと思うんですね。

普通であれば、競争入札したが落札者がいない、応札がない、入札辞退していると、どうしてもできない、そういうのはもう我々もすぐに分かるわけでございますが、そうじゃなくて、これだけの件数を今の言ったような理由の中でどんどんやっていくということ、やっぱり不透明な感じがせざるを得ないという感じがしますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

まず、指名委員会というお尋ねでございますが、随意契約に関しては指名委員会には係る案件でございませぬので、それぞれ原課のほうで発議をしまして、まず起工です、起工の発議をしまして、その後、この業者で見積り合わせをやっていいかという発議で回りまして、それぞれ最終的には契約権者の決裁で決まるという状況でございます。

それから件数の件ですが、例えばなんです、情報処理関係は住民のデータを持っている事業者が、もちろんそこに頼んだほうが入札にするよりも、より効率的な業務委託ができます、住民のデータを持っているのでそれを活用してできますというような、そういった理由で随意契約というようなことの取扱いが結構多いのかなというふうに思っております。

件数が多いか少ないかというのは、それぞれの認識によるところではございますが、村としては適切な運用をし、予算執行に当たっております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） この財務規則も、以前は県が財務事務提要という形で市町村の指導をしながら、この随意契約の金額についても見直しをしながらやってきたわけです。

ただ、何年前でしょうね、平成10年ぐらいにイコールパートナーシップというようなことで、各地方公共団体はお互いに同等だよというふうなことで、その財務事務提要の見直しが行われなくなって、そのままの状態なんですね、これ。

その中で、本来であれば、工事または請負金額が130万というのは僕も少ないと思いますから、そういうものも含めて、やるのであれば財務規則の見直しも含めて、きちっと説明ができるようにやっていただければなというふうに思います。

今言われたとおり、その理由のやつを全部出して、本当に精査してみたいというふうなことも考えますけれども、そんな時間もこの本会議の中ではなかなかないので、今回は47件というふうな数字をいただきましたので、なるべく公平性を保つ、透明性を保つというふうなことでは、きちっと入札ができる態勢を職員自体も取っていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では次です。151ページ、工事請負費、保健センターの修繕工事請負費で2,900万というような形ですが、保健センター、我々も使っているときもいろいろあって、今までも随分補修にお金をかけてきたわけですが、今回どのような形で、次にまた補修がかからないような形を取るためにやっているんだと思いますが、その辺の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今回実施しました健康保健センターの修繕工事ではありますが、内容につきましては、屋根と床板の張り替え工事を行っております。屋根につきましては、雨漏り等ありましたので、そちらの原因を突き止め、雨漏りがないような形で施工のほうをしたところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） やっぱ雨漏りなんですね。なかなか直らないでしょうかね。ちょっと奇抜なデザインというのもあるって、屋根の取り合いとかが難しい状態ではあると思うんですが、これだけの金額をかけるのであれば、やっぱりもう一回きちっと中身を、屋根の設計とか、そういうのをきちっともう一回検討してやられてはどうかと思う。その辺をやっているんでしょうか、どうぞ。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

今回の工事につきましては、雨漏りの原因を突き止めるために、実際、工事の施工中におきましても監理のほうを行いまして、実際雨漏りの状況を、雨が降った際に、どこから水が回ってきて雨漏りしているのか、その辺も原因を突き止めて、コーキング等で雨漏りしないような形で施工させていただきましたので、今後は雨漏りがしないということで、今回の工事を実施したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 大分検討して修繕工事をしていただいたようなので、雨漏りはないという答弁いただきました。雨漏りは、これはもうどうしてもいろんな条件が重なって出ていたんだと思いますが、今言ったように雨漏りの箇所、何回か含めて原因を突き止めて、今までずっとやっていますからね、これはね。やっているんであれですけども、あまりにも毎回毎回というふうな感じもしているので、お聞きした次第でございます。了解しました。

次に、183ページ、12節委託料、713のほうですね、観光費、これの着地型誘客促進事業業務委託料というのはどのような委託だったのかをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

こちらにつきましては、県のサポート事業を受けまして、教育旅行を誘致するなどを含めまして、村への滞在型観光の誘客を図るものでございまして、昨年度におきましては、モニターツアーということで、7つの大学の大学生を天栄村に来ていただきまして、村の滞に関する意見をいただいたり、それから首都圏、それから東北圏も含めてなんですけど、教育旅行を取り扱っている旅行会社複数に営業活動を行ったり、それからPR動画の作成を行った事業でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 施策の成果のほうにも出てはいますが、教育旅行誘致キャラバンも、これ、私もお手伝いに参加させていただきまして、宮城県のほうは何回も、もう何年か、3年か、続けて来ていただいていると。そういう、続けて来ていただくのはもちろんでございますが、新規の部分で、促進というふうなことでするので、やっぱり新規の部分がもうちょっと増えて、学生さんも含めて、一般の方も含めて、天栄村に訪れていただけるような、そういうふうなところもきちっと委託先とやっていただきたいなというふうに思います。決して安い金額ではないので、その辺よろしくお願ひしたいと思います。了解しました。

次に、209ページ、14節工事請負費、執務室改修工事請負費について、どのような工事を行ったのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

執務室改修工事でございますが、生涯学習センターに入っている教育課の執務室を、隣にパソコン室というものはあるんですけども、そのパソコン室の壁を抜いて、パソコン室の約半分ぐらいを執務室のほうに組み替えたというような改修工事でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

ご説明いただきましたが、まず一番最初に、この天栄村生涯学習センター設置に関する条例でいうと、この生涯学習センターを改修したわけですね、これは。なぜ教育費なのかと。事務局費になぜ工事費が上がっている。これ、本来だったら生涯学習センター費ってありますよね。そちらでなぜ計上しなかったのか教えてください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃるように、本来であれば、生涯学習センター費のほうで計上すべきであったとは思われますが、ちょっと担当が教育課のほうで担当して、自分の課の拡張工事だということで、こちらのほうに計上させていただいたという経緯でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） そうだと思いますよ。そうだと思います、それは。でも、それは違うでしょうということを行っているんです。何のためにここに費目をつくっているのか。生涯学習センター費という費目をつくって管理をするために条例までつくってあるんですよ、これ。それが、なぜここで工事請負費を出さなきゃならないか。

これは、やっぱり査定した側にも問題あると思います。副村長どうですか。費目をまたいでというか、査定は総務課長と副村長がメインでやっていると思いますが、こういうのって気がつかないんですか。

○議長（大須賀溪仁） 副村長。

〔副村長 揚妻浩之 登壇〕

○副村長（揚妻浩之） お答えをいたします。

確かに、議員おっしゃるとおり、そういう費目があるわけですから、そこに計上すべきではあったなというふうには思っております。ただ、今ほど担当課長より説明申し上げましたとおり、所管の教育課のほうで工事をするというようなことで、事務局費というような計上に今回はしております。

今後につきましては、より適切な予算の計上に努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 今後気をつけていただければというふうに思います。

やっぱり査定の段階で、これはどこの費目でやるのかというのは、この条例でこれだけ施設の管理をどこどこでやると、教育委員会でやっていますけれども、それを教育委員会でやるために生涯学習センター費をここに計上しているわけですよ。その中身を勝手に都合のいいように考えている。その辺は、やっぱりちゃんときちっと自分たちでも見直しをしていた

だきたいと思います。

そしてもう一つ、先ほどのパソコン室が半分になったというわけです。これは、防衛省に対して模様替え申請を行っているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

議員おっしゃっているのは、補助事業により建てた施設としての財産手続に対するの質問かと思いますが、まず補足的な説明を先にさせていただきたいんですが、現在各省庁では、財産処分等の手続に関して簡素化を図っておりまして、地方公共団体の補助事業財産については、おおむね10年を経過したものは補助目的を達成したものとみなすとされております。以前に比べれば大幅に縛りが緩くなっており、手続も簡単な届出や報告のみで済む案件がほとんどとなっているということをお伝えいたします。

そこで、今回の改修でございますが、工事を行うに当たり、この生涯学習センターは防衛省の補助事業で建設されたものですから、事前に東北防衛局の担当のほうに問合せをしたところ、主要構造物の大幅な変更ではなく、建築基準法の変更申請をするような改修ではないこと、それから、また大きな使用目的の変更ではないため、届出や承認に当たるような手続は不要であるということを確認しておりますので、紙面でのやり取りはございませんが、連絡、報告した後に改修を実施したという経緯でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 中の改修については、多分そう言うと思います、改修したいというふうには言え。目的外に使用したいと。目的外ですよ。あそこ、生涯学習センターなので。目的外に使用したいといった場合に、それがオーケーかどうかというのは確認できていますか、どうぞ。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 生涯学習センターの設置に関する条例ですね、これ。設置の目的、生涯学習の推進、生活文化の振興及び社会福祉の増進並びに住民交流活動促進を目的として設置するとなっております。執務室として造ったわけではないということをお聞きしていますか。あそこは、学校教育課の執務室ではないわけですよ、現実には。それを目的外に執務室として使いたいので変更してよろしいかということは、ちゃんとお話をしていますか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

執務室、私も建設された当時、隣の学校教育課に所属していたものですから、隣の担当は

生涯学習課で、今の学習センターを建てたということで経緯は承知しておりまして、建てた当時は、教育課そのものの執務室はそこには入居できないということで、当時は学校教育課も開発センターのほうに執務室はございました。

その何年かたってからですかね、学校教育課のほうも執務室をそちらに移動したということですが、それは当時どういう手続をしたのかは分かりませんが、当時学校教育課長で議員さんもいられたと思うので、もちろん私としては手続は当時から取っていたものとして、今は入居しているという状況です。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 私もあそこにいたときに、なるべく形状を変えないと、何かあって、この目的に沿って使えるようにするときにはすぐに移動できるというふうなことを念頭に、あそこを使わせていただいていたような気がします。

ですから、執務室としてではなくて、執務をするために間借りをしているというふうな形での認識であそこにいたと思いますが、この補助事業を行って、その後の管理をするに当たり、今回6月にも公共施設の管理というふうなことでご質問をさせていただきましたが、都合のよくというか、当初の目的が本当に達成したのかというのも疑問で、ハウスなんか実証だから二、三年過ぎればいいんだというようなことも言われましたが、だったらなぜ建てたのということなんですよね。お金はかかっているわけですから。

生涯学習センターであれば、村民の方々がきちっと有効に使えるように、だからパソコン室が半分になったというのも聞いています。ですから、そういうふうなことでパソコン室が半分になって、それでも十分活用できていますよということであれば、それはそれでいいと思いますが、やっぱりきちっと使用の目的を踏まえながら、こういった改修工事をしていただきたいと思います。

これ以上は、いろいろな補助金の適正化法に関しては、ちょっと差し障りがあるなというふうなことがありますので、防衛省のほうに確認すれば確認はできますが、なかなかやっぱり裏のことですから、その辺はちょっとこれからどうしようかと思っていますが、執務室も改修、そういうものを含めて慎重に、工事をやる時、またはその補助事業で造った建物を変更するときは、慎重に関係機関と連携を取りながらやっていただければなというふうに思っております。

ひとまず改修については以上です。

次に、239ページ、スキーリフト券の購入助成事業補助金というようなことでやってあるんですが、これプールもそうなんですけれども、これは小学校、中学生がどのぐらいの利用しているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

[生涯学習課長 黒澤伸一 登壇]

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

スキーの利用につきましては、一応、区分けとしては中高生、ジュニア、それから18歳以下というくくりと、あとシニア、一般というようなくくりになっております。

延べ85名に対するスキーリフトの助成もありましたが、そのうちの34件というようなことで、子どもさんたちというくくりになるのかなというふうには思っております。

それから、プール回数券、こちらについては、ちょっと詳しい資料はないんですが、延べ27名のうち、ほとんどの方が矢吹と鏡石のプールを使わせていただいているんですが、たしか27名のうちの数名の方が中学校の方がいたかなという形で、それ以外は大人の方というふうに認識しております。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） リフト券、スキー場が今閉鎖しているというようなこともあって、なかなか気軽に行けないというふうなことです。ぜひこのスキーリフト券は、そのスキー場を閉鎖した代わりとして多くの方に周知していただいて、助成、それこそ無料でもいいのかなというふうな形では思いますが、そういうことをしてほしい。小・中学生ですね。

小・中学生については、せっかく18市町村というのは、県中管内では天栄村しかスキー場がないわけですから、そういうのは生涯学習というふうなこと、学校教育もそうですけれども、有効に使っていただければなというふうに思っております。

あとプールですが、この間、私の近くに大里小学校があるんですが、プールの近く通ったら魚が泳いでいるとかね、水は張ってあるんですけども、何か大分汚くなっているなど。今もう使っていないんですと言うから、そうなんだと。夏休みもいつもだったら、それこそいろいろバッグを持って小学生が歩いたりしているんですが、そういう姿も見られなくなっているなど。

このプールについては、私は大里小学校しか存じ上げていないんですが、今、各小学校のプールの稼働状況はどのような形なのか教えていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

[教育課長 関根文則 登壇]

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

各小学校でございますが、まず湯本小学校に関しては、湯本の自校のプールで活動はしております。あと、広戸、大里、牧本小学校につきましては、老朽化で修繕が必要になってしまっていて、修繕に費用が大分かさんでしまうというような見込みもあったものですから、昨年からは小学校、広戸、大里、牧本のプールの使用は、学校のプールは使用しておりません。

その代わりというか、活動に支障がないように、各学校の授業では矢吹の温水プールを利

用しまして、授業は温水プールを合同で、各学校学年ごとの、同じ学年は3つ合同ということで、温水プールに行って授業を受けております。

夏休みの学校でプールが利用できないということで、お子さん、ふだんであれば、夏休み中、学校に行ってプールに入れるのに入れなくなるという代替としまして、それは鏡石町の温水プールと矢吹町の温水プールの回数券を希望者に枚数限定で配って、それぞれ各家庭で行きたいときに行ってくださいということで、回数券の希望を取ってお配りしているというような状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 3番、吉成議員。

○3番（吉成邦市） 了解をしましたが、プール利用者、親が付き添っていかないとなかなか行けないというふうなことです。できれば何らかの形で夏休みぐらいはプールにきちっと行けるように、熱中症対策だとかとってはいますけれども、昔は暑いと、じゃ、プール行ってくるかなんていうような感じでしたが、今プール行けないというようなことなので、そういう小学生かわいそうだなというふうに思っています。

その辺も、小学校の統合というのも目の前にあるから、全部直すというわけにもいかないとは思いますが、そういうところも積極的に進めて、小学校の統合というか、子どもたちの学習環境というか生活環境を整えるためにも、そういった部分でやっていただければなというふうに思っております。

特に、これからもプールの、これはもう夏休み終わりましたのであれですけれども、来年に向けて、プールの利用について、もうちょっと小・中学生に便宜を図ってもらえるようにお願いをしたいなというふうに思います。よろしく申し上げます。

私のほうの一般会計の決算のほうについては、これで質問を終わらせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） ここで暫時休議いたします。

（午前10時44分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時00分）

---

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 239ページ、スキーリフト券購入助成事業補助金の内容なんですけれども、昨年度はスキー場の雪不足によりクローズだったり、スキー、スノボをやる人が減ったということで、予算を下回ったということで、本年度も予算計上されていますけれども、こ

ちら、お尋ねしたい内容が、羽鳥スキー場、昨日ホームページだったりLINEに登録している方に連絡が来たんですけれども、本年度営業停止という内容だったんですけれども、そこで、羽鳥スキー場以外を使用した場合、補助金、助成金は使えるかどうかちょっとお尋ねしたいので、お願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

このスキーリフト券の購入の助成なんですけれども、こちらにつきましては、村民を対象に健康増進及びウィンタースポーツの振興目的というようなことで実施しておりますが、補助対象につきましては、グランディ羽鳥湖スキーリゾートのシーズン券及びリフト券という枠組みをしております。

今ほど、議員おっしゃったように、私も昨日ちょっとホームページのほうを確認をさせていただいて、今年度休止というのを知ったんですけれども、当然当初予算を組んだ時点ではそういう情報は入っておりませんでしたので、グランディ羽鳥湖スキー場のリフト券というようなことを対象としておりますので、今年の当初予算に組んだこの助成についてはもう一度フレームの見直しをさせていただいて、どのようにするかというのをまた議会のほうにも諮らせていただきたいというふうに思っております。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） グランディ羽鳥のみということなんですけれども、こちらはプール回数券、こちらは村にプールがないということで補助対象というふうにしているんですけれども、これは村にスキー場がないということも一緒ではないのかと考えるんですけれども、いかがですか。

○議長（大須賀溪仁） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 黒澤伸一 登壇〕

○生涯学習課長（黒澤伸一） お答えいたします。

確かに、プールの回数券に関してはそういうフレームで矢吹と近隣の鏡石というようことで、助成をさせていただいているところでございます。

ただ、スキー場もその理屈で言えば近隣ということに考え方はできるのかもしれないんですが、当然岩瀬管内にはスキー場がございませんし、あと県中管内についてもなかなか難しいというようなことで、どこまでを範囲にするかというようなことも含め、ただ県内全てのスキー場というふうになってしまうと、天栄村から鏡石、矢吹だったら近いと思うんですけれども、そのほかの部分について、裏磐梯とか会津とか、そういう話になるのかなとは思いますが、その辺も含めて今ここでちょっとお話しできる内容でもないもので、ここは検討さ

せていただいて、また議会に諮らせていただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 1番、齋藤議員。

○1番（齋藤寿昭） 突然の話だったので、まだ枠組み等、そういった、できないとは思いますが、ぜひ冬のウインタースポーツ、子どもたち、結構楽しみにしていると思うので、その辺はぜひ検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 何点か質問させていただきます。

95ページなんですけれども、委託料のところ、移住定住促進事業委託料ということで、369万6,000円上がっているんですけれども、この内容は、委託はどんな委託をしているのか。あと、この効果はどれくらいあったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 企画政策課長。

〔参事兼企画政策課長 熊田典子 登壇〕

○参事兼企画政策課長（熊田典子） お答えいたします。

移住定住促進事業委託料でございますが、こちらは移住コーディネーターの業務を夢学校のほうに委託しておりまして、そちらのほうで移住の相談、それから関係人口創出やオーダーメイド移住体験業務など人件費の分として委託料をお支払いしております。

その中には、短期滞在住宅が湯本のほうにありますので、そちらの管理運営のほうも全てやっていたらいいものでございまして、効果につきましては、主要施策の中で移住相談の件数を載せております。昨年度は126件の相談がございました。首都圏への出展につきましては、3回ほど東京へ行って移住相談のほうを受けております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 空き家もありますし、いろんな意味で、こういった移住定住の促進に今後も進めていってほしいと思います。

次に、あと163ページのてんえいふるさと公園木製の什器の製作工事請負費ということで362万1,900円とありますが、これはどういった工事の内容なんでしょうか。それを聞きたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

こちらにつきましては、森林環境譲与税を活用させていただきまして、林業の、木製製品の振興ということで県産材を活用しました道の駅のプラットフォームとかベンチ、それからバリケー

ドなどを製作したものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） そういったものは道の駅に設置して、道の駅だけに設置してあるということなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

森林環境譲与税につきましては、木材利用とかそういったことで道の駅以外にも使えることができますが、今回の事業に関しましては道の駅のみということで活用をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 一応これは金額も大きいものですから、一応そういったものを道の駅以外とか、小学校とかそういうところに利用してもらえればいいかなと思います。よろしくお願いします。

あとは次に、179ページの天栄村鳥獣被害対策実施隊活動支援事業補助金の30万円というのと天栄村鳥獣被害防止対策協議会補助金の30万円と。これはどういった内容なのかちょっと教えてほしいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

それぞれ鳥獣対策実施隊への補助、それからそこを協議会としてまとめる組織の補助ということで、それぞれ30万円出ております。

鳥獣対策実施隊の補助につきましては、射撃訓練ですとかそういったものの費用として補助をしておるところでございます。

鳥獣防止対策協議会におきましては、わなの購入とか事務費ですとか、そういったところで活用している補助金になっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） では、この補助金の内容というのはもう全然別個の意味で使っていることですね。

では次に、イノシシの捕獲管理事業補助金というのと、あとニホンジカ捕獲管理事業補助金、これは別個にあるんですけども、イノシシ等捕獲管理事業補助金、これ、あと天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等の対策事業補助金というのであるんですけども、これは意味合いというのはまたこれも別の内容になっているのでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

主要施策の成果の69ページをお願いいたします。

それぞれ狩猟期と有害期ということで、狩猟期間に入っているか入っていないかで補助の内容が変わっておりまして、それをもちまして県の補助もあるなしという形で分かれております。その中で、イノシシ等捕獲管理事業補助金につきましては、狩猟期の補助、ニホンジカについても同様という形で区分けした事業の計上となっております。

そのほかに、天栄村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業補助金というものが有害期の補助となっております。そこはイノシシ、ニホンジカ以外にも熊ですとかハクビシン、アライグマ、アメリカミンクに対しての補助となっております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） すみません、資料をよく確認していませんでした。

あとそれと、わなの補助金を出すということだったんですが、現在そのわなの免許を取得しているというのは天栄村でどのくらいいて、どのくらいの人が捕獲をしているのか、ちょっとお聞きしたいなと思ったんですが、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和5年現在で、わなを持って、村の鳥獣捕獲協力員という形で委嘱しておりますが、その方が41名となっております。わなの補助につきましては、去年は13名の補助をしております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 一応そのわなの免許を取得している人もかなりいると思うんですが、そのわなを、取り方を、免許を持っているんですけども、1人では多分できないと思うんですよね。そういった方に行政単位でチームをつくってもらって、5人体制とか、そういったチームをつくってもらって、講習等をちょっと開いてほしいという話があったものですから、そういうこともちょっとお聞きしたいなと思ひまして、お話し申し上げました。

あと、わなで捕獲した動物に対して、処分とかそういった方法をどのような形で現在行っているのかちょっとお聞きしたいなと思ったんですが、お願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

協力員ですと、まず実施隊のほうに連絡をしていただいて、実施隊のほうでその個体の調

査をして、実施隊のほうで処分をしていただくという形を取ってございます。

処分につきましては、実施隊のほうで設けております埋設場所ということで、そこに埋設するような形にしてございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） まだまだイノシシ等はかなり増えていると思いますので、今後ともそのわなの免許の取得に向けてPRしてもらって、あとは捕獲のほうも増えているのかな、前より増えていると思いますので、今後ともわなをかける人にも講演というか講習とかを開いてもらって、数多く取得できるようにお願いしたいと思います。

あと次に、197ページの空き家バンク事業委託料ということで、こういった委託料をしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

空き家バンク運営業務委託につきましては、村の夢学校のほうに委託しておりまして、空き家バンクの運営業務、空き家相談、空き家バンクのデータの管理運営、情報更新とかホームページとかにも掲載するような形でPRのほうをお願いしている事業でございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） このPRを委託しているということで、これは200万円もかかる委託なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

この委託料の中には、人件費も含まれておりますので、そのような額で委託のほうをさせていただいております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） これは空き家バンク登録という、もう前にも質問したと思うんですけども、一応どのくらいの数が増えているか、それからの進捗というのはありますか。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

以前にもお答えいたしましたと思いますが、空き家の数につきましては、修繕を行えば可能な空き家というのが110件ありまして、その中で空き家バンクに登録できる、紹介できる物件

というのが6件でございます。

それから、空き家バンクに申込み、不動産の調査、査定を実施した結果について、申込書に通知した後、何も回答がない物件、調査中の物件というのが10件ありまして、あと登録しない物件が30件、申込みがなく所有者が管理している物件が64件ということで、空き家としてカウントするのであれば110件ということであります。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） そういった空き家バンクに登録をしてくれとかそういった内容を村のほうでは、そういった空き家の持ち主とかに話とかというのはしているんですか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

持ち主のほうには調査等を行いまして、その結果によって登録できる物件については、そのときに登録できるような旨の説明はさせていただいておりますが、空き家バンクに登録まで至らないものが数多くあるということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 例えば、そういった空き家バンクに登録して、もしも貸付けではなくて売りたいとか、そういった人がいた場合には、村としてはどういう対応を取りますか。それを聞きたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

貸したいとか売りたいとかという方につきましては、不動産業者のほうに仲介に入ってもらって進めているということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 天栄村が人口を増やす意味でも、そういった移住定住の方を、行政とかそういうPRをもっとしてもらって、人口増に努めていただきたいと思います。

私の質問は以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はありませんか。

9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） では質問させていただきます。

まず最初に、11ページの村民税の個人分の金額が収入未納未済額の合計で236万6,702円の収入未済額がありますが、これは令和4年度よりの未済額は210万4,140円という、増えているということに対しては、新規で未納者がいるということなんですか。その中身をちょっと

教えてもらいたいなと思いますけれども。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

滞納者の増加があるのかというご質問かと思いますが、全体で言いますと、昨年より13件ほど減ってはおります。全体の滞納者が348件ございますので、13件減ったということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 未納者が件数的には減っているということなんですけれども、金額が増えているということに対しては、だから納入しても4年度分の課税には対象にならなくて、ダブっている人に対しては、繰越し分に先に充当しているわけですよね。ダブっている場合はね。だから、それは現年度分と繰越し分にダブっている件数は何件ありますか。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

令和6年度分についてはまだ納付期限がございますので、滞納というふうな形では捉えてございません。ですので、令和5年度までが滞納分だというふうに捉えてございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今私が言っているのは、この令和5年度の決算の明細を見て言っているんですよ。そして、金額が少ない金額と言ったのはこの令和4年度の決算書の数字なんです。だから、令和4年度よりも令和5年度が増えているということは、件数が減ってでも滞納者がダブっている人が納めても、現年度分が減らないで、繰越し分に、ダブっている人が繰越し分から清算していく方式なのか、繰越し分は関係なく現年度分に充当してしまうのか、その話を聞きたかったんです。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

基本的に、現年度を優先をさせていただいています。基本的には、現年度を入れてそのほかに過年度もお願いしますという形でお願いしています。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今は現年度分を優先的に入れるということなんですけれども、未納、収入未済額が令和4年度よりも増えているということは、件数は減っているんですよ。件数は減っているんですけれども、増えているということに対しては、その中身、なぜ増えたか

というのをちょっと。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

所得が令和3年度で令和4年度に課税されます。令和4年度の収入が令和5年度に課税されますので、所得のほうが回復したというふうな形で捉えてございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今の説明では、所得が増えたということであれば、なおかつ納入されるのが当たり前、それは収入が増えているんだから。それでもなおかつ増えるということは、全然話を聞いてくれないんですか、督促とかを行ったり。そういう個人個人の訪問というのをいろいろ計画してやっていると思うんですよね。だから、その結果、どういうふうな話し合いをした結果がどういうふうなのかというのをちょっと知りたいと思いますので。

○議長（大須賀溪仁） 税務課長。

〔税務課長兼会計管理者 塚目弘昭 登壇〕

○税務課長兼会計管理者（塚目弘昭） お答えいたします。

滞納整理の状況なんですけど、まず電話連絡等をしたり、個別に訪問したりしてございます。そして、昨年度までについては、国保税が国保の保険証の更新時などに納税相談をしていただいて、そこで生活状況や収入状況、そういったものを確認しながら、納税相談のほうを行っておりました。

そのほかについては、そういった相談のない方については、財産の差押えなり、預金の差押えを実施しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） いろいろと相談って、保険証の更新日だけじゃなくて、やっぱり計画性を持って2か月に1回とか毎月1回は訪問するとかって、そういう、期間を延ばさないで短期間でこれはどんどん押していかないと、来ないとそのまま終わってしまいますから、相手は。だから、常に毎月電話するとか督促でも何でも出す、督促は出していると思うんですよね。あとは家庭訪問をするとか。大体来てくださいと言ったって、こういう方は来ませんからね。招集かけたって。だから、やっぱりおのずと担当部署で足を運んで、毎回話をしていかないと、なかなか納める、来ないからいいというふうに勘違いされてしまうと困りますので、やっぱりそういうところは。誰しものが借金取りと同じだから誰も行きたくないんですよ、こういうのは。だから、なるべく期間は空けないで、うまく滞納者に対して納められるような計画性を組んでいただいて、少しでも減らしていただきたい。

これは下の固定資産税もやっぱり中身は大体同じですかね。分かりました。大変でも、担

当部署でも一生懸命やっていたいて、なるべく滞納が少なくなるように努力をしていただきたいと思います。

では次に、27ページの促進住宅、この493万3,184円の未済額、令和4年度の決算のときには390万2,295円になったんですけれども、これは増えた要因というのは何でしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

増えている要因でございますが、世帯主が病気によるものや、あと仕事のほうを離職してしまったということで増えているということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） では、それは全体的な金額、さっきの申し上げたのは全体的な金額なものですから、それとは違って定住促進住宅の640万5,161円、今年これは5年度の決算では上がってきているんですけれども、4年度の決算のやつで言えば597万8,666円だったんですよ。これは、そういう病気とかいろいろあったりだとか、何か要因があるのかなのか、増えた理由。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

議員おっしゃる640万5,161円、こちらのほうは5年度に使用料として入った分の金額でございます、それだけ使用料の納入があったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） では、現在の未納額はここには入っていないんですけれども、現在の未納額はどのくらいあるか、件数等。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

8月27日までの状況ですが、4月から、現年度分、過年度分を合わせて448万円の未納ということでございますが、そのうち48万円が8月27日までに納入されているので、残りが400万円ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） では、448万円と40何万円入金されて、400万円ぐらいのまだ残が残っていると。それは、4年度の決算のときのよりも減っている、増えている、どちらでしょうか。

○議長（大須賀溪仁） 建設課長。

[建設課長 櫻井幸治 登壇]

○建設課長（櫻井幸治） お答えいたします。

令和4年度の未納と令和5年度の未納を比較した場合、人数でいきますと定住促進住宅につきましては、1人が減ったんですが、件数にしては延べ25件、金額で約95万円増えているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時42分)

---

○議長（大須賀溪仁） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 午前中に引き続き、同じ質問ですけれども、定住促進住宅の使用料が増えているってことは、やっぱり皆さん方の継続的に集金に当たったという結果だと思うんですよね。1年間で大体50万くらいの使用料が増えているってことですから、諦めずに期間を短くして、継続的に収納に努めていけばまだまだ増えるんじゃないかと思っておりますので、そこら辺は気を引き締めて、嫌がられてもいいので、構いませんからどんどん通って推進をしていただきたいと思います。

定住促進については以上ですね。

次に163ページ、天栄村のブランド化推進事業補助金が今回は170万6,000円。4年度の場合は280万円という事業、この施策のやつを見てみると、金額が減っているのはマカ栽培事業の実施のやつが、前は3名で、今回、これは3年間の補助が終わったから金額が減ったのかどうなのか、お願いします。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

マカの栽培実証事業につきましては、一応最終年度ということで、買取りの業者さんと調整をしておりましたが、市場でちょっとマカのほうにダブっているということで、出荷量の規制というか、そういうものがございまして、実施していた3名の中で協議しまして、1名で4アールということで減少したものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） ということはこの金額、マカのやつは31万8,000円。この金額について

は、5年度までは1名だけがやったってことで、後は作付しない、取りやめたということで、1名だけのあれであったと。これは、この金額は6年度は予算取ってなかったんだっけか、それで170万の予算、少なくなったってことですね。分かりました。

次は173ページの負担金補助金及び交付金の中で、農業次世代人材投資事業補助金、この485万6,490円の内訳を教えてくださいませんか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

こちら主要施策の成果の67ページをお願いしたいと思います。

上の表の一番下にございます農業次世代人材投資事業補助金でございまして、新規就農の認定をもらった新規就農者の5年間の国県補助で、1経営体当たり150万、夫婦形ですとまた、ちょっと積算は変わりますが、その中でキュウリ生産で2経営体、長ネギ生産で1経営体ということで、国県の新規就農の補助があるものでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） これは補助対象年数というのはあるんですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業補助金につきましては、最大で5年という形になってございまして、これは旧制度になっておるものですから、現在はちょっと変わってございます。

〔「変わったやつを教えてください。変わったというのなら」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘） 失礼いたしました。

農業次世代人材投資事業補助金というものが、この上のほうにございます新規就農者総合対策事業補助金というものに、現在は制度変更されてございます。

〔「それは何人で」の声あり〕

○産業課長（芳賀信弘） こちらにつきまして、今該当者が1経営体という形で、こちらは現在は最大3年間という形になっております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今その説明があった、その新規就農者総合対策事業補助金の中に今度は組み入れられるってことですね。組み入れられたこの補助をもらっている方の485万7,000円が、5年間今度はこっちの上に上がるということですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和4年度に制度が変更になっておりまして、それまでに認定を受けられた方が農業次世代人材、それ以降に受けられた方が新規就農者ということで、制度が変わってございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） ちょっと聞き方間違っただんですけども、この段階では5年という年数なんですけれども、上は3年でも、その決まる前に、補助を受けた方は継続で5年間になるのかということ聞いたんですけども。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

農業次世代人材投資事業補助金につきましては、受けたときから5年間ということ、そういう制度が変わっても、継続で5年間最大でもらえるという制度になっています。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） それは継続では5年間、事前にいただいた、経営者の方については5年間、対象になると。あと、これ村外1名というのはキュウリの生産者ですか。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） 1名は、キュウリの方は村外となっております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 村外から村内にきてやっているということだろうと思うんですけども、販売系統は農協系でやっているのか、村外で売っているのかはどちらか、村内で補助をもらって村外で売っているんだったら意味が変わりますからね。そこら辺の内容をちょっと、分かれば。言っている意味が分からないけどもう一回言いますよ。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

[産業課長 芳賀信弘 登壇]

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

すみません、販売の先までに関しましては調査しておりませんでしたので、今後そういったところも把握できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 販売先までは把握していないということなんですけれども、実際に確かに天栄村で作付して収穫を行っているわけですよね、補助金をもらって。それが、販売先まで把握していなくて、補助金ばかりどんどん出したんではしょうがない。土地を貸した人も

いいかもしれません、地代が上がるかもしれませんけれども。

ただ、あくまでも村内でやっているからって補助金出したんでは、だからやっぱり、農協の売上高もどこでも同じだけれども、個人的に生産したやつを村外に持ち出してばんばん売られちゃうと、天栄村はいいところだよって、土地は貸してくれるし補助金はもらえるし、そうなっちゃうと困るもんだから、例えば何かこう一つ区切りを、もう少し補助を出す内容と、村外の人に対しての、村内の人もほかに出している人もいますけれども、だからやっぱりある程度、決め事というわけではないんですけども、販売ルートだけでも構わない、どこに出しますか、どういうふうな販売方法しますかって、やっぱりそういうのを確保しておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですよね、これからは。そこら辺は、執行部の方は皆優秀だから、いろいろと検討して、どういう内容で補助を出すかと、そこら辺もしっかり精査して検討していただきたい。

あと、同じ項目で、農業収入保険加入促進対策事業補助金、22万8,500円、これは17名かな、5年度分の人数は17名で、平成5年度分の助成金として17名に対して22万9,000円が収入保険の共済組合の掛け捨て部分の10分の1の補填をしているわけですよ。

前は、ここになかった項目が今回項目上がってきたというのは、5年間までという補助、前回までなかったですよ。何で5年間までってここで出てきたのか、ちょっと説明お願いしますかね。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

当初始まったときから5年間、最大5年間の補助ということで実施しておりまして、分かりやすく記載ということで今回記載したところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 本当に当初から5年って決まっていたの。そんな説明は村長はしていなかったけれどもね。まあいいけど。

ゆくゆくは、国でやっているナラシ対策はなくなって共済組合一本になるんだ、なりますからという答弁だったの、私に対しては、質問したときに。だからあまり、じゃいつ一本化するのかなと思って、何年も待っていたらちっともならないもんですから、そしてどんどんどんどんこうやって出していますので、絶対一本化にはなりませんよ。なぜかというと、生産者はやりませんから、青色申告やらなきゃならないから。そこが一番ネックになっていますから。

だから、青色申告やる人ってのは規模の大きい人ばかりなんですよ、やっているのはそうすると、いろいろと優遇される面があるんですよ。そういう人に対して、村の財産、村の

お金をね、個人の収入の保険に補助してやるというのはとんでもない話だよ、本当は。前に言ったとおり。

ただ、県でもやっているからと。県でもやりました。ね、当初1年だけっていう区切りで。だから私言ったでしょう、検討なしの1年にしたらいいんじゃないですか。なかなかそこがうやむやで話がまとまらなかったんですけども、こんな村の税金ですよ。個人の収入、個人じゃない団体とか行政区とかいろいろやるならば、幾ら誰も文句言えません。だから、例えば関係している部分10分の1に補填する。そうすれば、その掛け捨ての部分は、今共済組合では、何%、何%あると思うんですよ、ナラシ対策は10%、20%あるんですよ、掛け率が。それは積立てなんですけれども。共済組合は掛け捨てと積立てと、その掛け率、パーセントが分かれば教えていただきたい。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 1時47分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時53分）

---

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。お時間いただきありがとうございます。

こちらの右側のほうに、収入保険の補填方式というのがございまして、中段に積立て方式併用タイプ、それから補償充実タイプという2パターンがございまして、どちらに対しましても、その保険料、掛け捨てになる分の10%ということで、村のほうでは補助を対象としております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 掛け捨て、部門はどこに入っているの。積立金の中に掛け捨て部分は入っているってこと。この中に掛け捨てとは書いてないから、ちょっとこの様式では分かんないな。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

どちらも保険料、それから賦課保険料って書いてあると思いますが、この積立金って書いてある分を除いた保険料、賦課保険料を対象としてございます。

補足でございますが、米印の2つ目になりますけれども、保険料は掛け捨てになりますと

ということになってございまして、そちらが対象になっているということでご理解いただければと思います。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 該当になっている方式というのは左側の方式なの。左側の端っこ。保険方式補填充実タイプじゃなくて、併用タイプ。併用タイプの部分で補填しているわけ。掛け捨て部分も。両方あるけどこれ、左のタイプか右のタイプかというのは。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

どちらのタイプも、その掛け捨て分については対象としております。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） どちらも掛け捨ての部分は保険料と賦課保険料で対象にしているってことですね。

ただ、これパーセントとして見るとすごいですよね、これ。保険方式で80%、積立て方式で10%、支払率90%、いやこれは本当に、入ればすごい収入になりますね。ただ、青色のためにできないのは、そこが一番のネックになっていると思うんですよね。

ただ、当初予算、初年度契約して、始まって5年間はやるということでありますので、5年というのは、今年で終わるのが来年までかかるのか。今年で何年目なの。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

令和5年度で3年目という形になってございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） とにかく、なんでかで5年間を完了するという問題ではないと思うんですよね。やっぱり公平性が保たれないものは短く切っても次年度当初予算からは外していただくように強くお願い申し上げます。

次、205ページ。

205ページの報償費の中で、小中学校統合検討委員会報酬というのが出されていますが、この委員会は年何回、毎年計画して行っているのかお知らせください。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

こちらの報償費でございまして、昨年令和5年度に関しましては、統合委員会で視察研修

として、先進地の視察をしたときの報酬でございまして、年間何回という決めで開催をしているわけではございませんで、その都度招集して開催をしているということでございます。

○議長（大須賀溪仁） 9番、円谷議員。

○9番（円谷 要） 今課長が言われたように、その都度あれば招集して会議を開くと。

でも、この5年度の決算の中では、これはあくまでも視察といっただけの分の手当てのことだから、ただ見てきただけ。現在はまだやってないということですね。

だからその統合も、そういう視察までしているんだから、どのぐらいということで上がってきた段階でまだ、検討委員会を開いて筋道をいろいろな方策を考えて、計画をつくっていくのは、本当はそういうふうに残していかなきゃなんないと思うんですよね。そして、その都度あれば、議会のほうにもやっぱり報告してもらわないと、どこまで進んだか分からないんですよ。

だから村民に聞かれると、合併っていつだ、統合っていつやるんだって聞かれるときあるんですよ。統合で騒いで出したらみんなはもう中学校卒業して高校行ってしまうよ。だから、そういうやっぱり進めるところは迅速に進めて、何でかんで土地買収して建物を最優先だという考えはもうなくして、もうできるならば今の校舎は仮校舎で何でもいいから人を集めて、子どもらがかわいそうですよ。だんだんだんだん少なくなってくるんで。

子どもらは1か所に集中させて、初めてその仮校舎として開校して、そしてみんなそろって、スポーツでも何でもやっぱり活発に動いてもらう。だから複式学級なんか、大里とかいろいろあると思うんですよね。人口が減って生徒が減っていくんですから、毎年毎年。だからそれはやっぱり早急にやるべきだと思いますよ。村のいろんな事業の課題もいろいろありますけれども、教育委員会は教育委員会としてどんどんどんどんやっぱり進めていかないと。何でもかんでも駄目だって村長は言わないはずだと思いますから。

だから、やっぱり進めるものは進めて、きちっとやっていかないといつまでもできませんよ、統合なんか。統合じゃなくてなくなっていくのが先になっちゃうかもしれない。やっぱり、もう五、六年くらいになるのか、統合委員会設立して。だからもうそうなると、もう、高校も卒業するぐらいの生徒もいるかと思うんですよね。

だから、後に残された少人数の生徒をやっぱり大事に思って、一つの学校へいち早く仮校舎でも何でもいいから、そうやんないから、これから後からまたそれ、別のやつをやりますけれども、なるべく早く統合委員会を開いて、そして、議会ではこういう質問ありますよ。これ、一応新しい校舎ができるまでの仮校舎として進めたいんですけれどもって、いろいろ意見を出し合って、取りまとめしていただきたいなと思うんですよね。いつまでたってもまだまだでしょ、本当に。研修行くのは構わないんだけど、いつまでたっても進まないと思います。それはもう迅速にね、課長筆頭に取りまとめを進めてやってもらいたいと。

もし何もないから統合委員会開かないって言うんじゃないくて、やっぱり随時開いていていろんな意見を聞かないと、毎年毎年意見が変わりますから。そういう流れで進めてもらいたいと思います。

それで、今の統合の問題に関係するんですけども、今まで統合させないから各小学校の修繕費用というのは予算立てますよね。そういう予算を、仮校舎でも何でもいいからそこに投資して、やっぱりいち早く生徒を集める。そういう考えでないと、いつまでたってもまとまらないですよ、これは。そういう流れで迅速にやっていただきたいと思います。

以上で私の一般会計については質問を終わりますけれども、やっぱりいろいろと質疑を出された問題に対しては、もう本当に、真剣に執行部の皆さんには取り組んでいただきたい。毎回毎回同じ問題が挙がってくるんですよ。毎回毎回言われるのは嫌でしょうやっぱり、皆さん。だから、やっぱり真剣に取り組んで、言われたことに対してはきちんと早く精査して、取りまとめとかいろいろやりながら、あと半年ちょっとですね、下期も頑張って取り組んでいただきたいと思いますので、以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑はございませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 209ページ、教育費の中の繰出金、国保診療施設勘定特別会計繰出金、これについて、これはどういうふうなお金ですか。

○議長（大須賀溪仁） 教育課長。

〔教育課長 関根文則 登壇〕

○教育課長（関根文則） お答えいたします。

湯本小学校の児童の健康診断をしているわけですけども、診療所の先生に学校医をやっ  
ていただいております。そちらの診療報酬、そちらを繰り出しているという状況でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 135ページ、民生費、これも同じく保育所の繰出金として、診療施設勘定にこれ4万4,000円出していますけれども、これはどういうお金ですか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

質問のありましたこちらにつきましても、天栄保育所で年2回幼児の健診を診療所の先生に  
していただいておりますので、それを国保の診療施設勘定のほうに繰り出したものでござい  
ます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 147ページ、衛生費、環境衛生費で27節の繰出金、ここにも国保の特別勘定繰出金が27万円ありますが、これはどういった金ですか。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） お答えいたします。

27節の27万円につきましては、そのうちの20万円につきましては、今回、医療施設物価高騰対策支援金ということで20万円入りましたので、そちらのほうを国保の診療勘定のほうに繰り出したいたしました。医療施設等物価高騰対策支援金ということで補助金が入りまして、そちらのほうを繰り出ししました。あと7万円が人件費不足ということで、そちらのほうに繰り出したいたしました。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 総務課長、この繰出金ってあるんですけども、繰出金の定義って何でしたっけ。

○議長（大須賀溪仁） 暫時休議します。

（午後 2時10分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時19分）

---

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

お時間をいただきましてありがとうございます。

繰出金に関しましてでございますが、一般会計と特別会計、また特別会計間で、その予算の相互の充用に関して、やる方法の款でございます。繰出金として出して、例えば一般会計から出して、そういう形の流れてこの会計上はやっているところでございます。節ですね、すみません、節でございます。27節でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 私は3番議員みたいに詳しくないんですけども、繰出金、繰入金というのは、例えば特会とかで普通の経常の経費が少なくなったとか、そういうときに一般会計から繰り出すと。特会は繰入金として処理するというふうに考えていたんですけども、例えば診療所の先生が定期健診とか学校医として多分健診等をやると。そういう経費について

は、例えば委託料というか、そういう別な項目じゃなくて、これは繰出金として処理するということは大丈夫なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

ただいまお話しいただきましたように、通常、例えば診療所とか一般の病院とかですと、委託料で、例えばワクチンを注射したといった場合には委託料として村は支出をしております。病院会計のほうは分かりませんが、それで収入という形になるかと思えます。

この診療所に関しましては、一般会計の中で、村から支出するといった場合には、通常委託ではなくて、同じ金額ではございますが、委託料と同じ金額を繰出金という形で、一般会計から支出する。特別会計のほうなのですが、その金額を繰入金という項目で歳入として受けるというような形をとっているところでございます。今までもその形で進めておりましたので、特に法的問題はないというふうに理解しているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 大体分かりました。ただ、診療所は、それでなくても患者数というか、少ないので、単に繰入金って処理すると、いわゆる医師の報酬というか診療としてのものうけなわけでしょう。だったら、会計を見ると、診療所、毎年毎年患者少なくなって利益が少ないというふうなことを言われているんだったらば、あえて繰出金でやらないで、医師の学校医としての報酬、報酬といったらおかしいか、経費として出すみたいなこともやってもいいんじゃないですか。そういうことはできないですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

このワクチンの接種とか、そういった学校に関しましては、先生個人ということよりは診療所として契約というふうに処理しているところでございます。したがって、その機関と申しますか、診療所と学校側との契約ということでございますので、直接先生のほうに行くというのは今の時点ではちょっと難しいのかなというふうに解釈はしているところでございます。

ただ、個人間でやっている部分はちょっと私のほうは分かりませんが、先生のほうには、そういったものも含めて雇用契約と申しますか、結ばせていただいたというふうに認識しておりますので、ご承知いただければというふうに思っております。

〔「我々素人が見ると、繰出金というと一般会計からの繰出金というふうに考えるから、その内容までは全然分からない」の声あり〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 言葉足らずで大変失礼いたしました。

今の、繰出金の形はそういう形でございますが、やっぱり分かりづらいということでありましたらば、主要施策の成果で、そういった部分を診療所、またそういったところできちんと明記できるように努めてまいりたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 分かりました。

じゃ次に、昨年3月に、令和4年度の3月に湯本中学校閉校しました。令和5年度決算会計ということで、4月から今年の3月までの1年間の湯本中学校の存続の経費というか、電気代とかいろいろ保守点検とか多分あるんでしょうけれども、その総額と項目、ある程度大ざっぱで結構ですけども、大体年間どのぐらいかかったのか、最初の1年で。それをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

旧湯本中学校の管理に関してでございますが、令和5年度、1年間におきましては、約320万ほど、総額で経費がかかっているというところでございます。電気料で約200万、そのほか機械警備とか、そういったものもございまして、機械警備で約46万円、あと浄化槽の保守等で22万円と、こういったところが主な大きな支出でございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 閉校して1年間で320万、これ本当に維持するのに大変な金なんですけれども、閉校前と閉校後、村民の方、村外の方から、湯本中学校、すごくいい校舎なのに、跡利用のことどうするんだという話いっぱいありました。いろんな方から、こうしたらいい、ああしたらいいという話ありました。

で、閉校して多分、総務課長が湯本にお見えになって、2回ぐらいですか、住民懇談会開きましたが、その後、特に何の話もない。今現在、湯本中学校の跡利用について、どんな話があるのか、どうなっているのか。それをお聞かせください。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

旧湯本中学校の跡利用の件でございますが、今、議員おっしゃったように2回ほど住民説明会を行いました。その前後でございますが、ある一機関のほうからお話をいただき、そちらは、学校法人で使いたいというお話をいただきまして、お話だけでございますので、今動向を見ております。東京のほうの会社でございますが、その方々、通信制の高校をしたいと

いうことで、今進めているというところでございます。

ただ、学校の開校までには約二、三年ほどの準備がかかるということでございまして、その手続が県のほうでの計画及び審議会、許可申請の提出、そして開校という大きな流れになるもので、現在においては計画書の提出まで行っていないというところでございます。

何回か私どものほうも、住民の方々にご説明するためと思っておりますが、そういったお話だけでは、非常にどういった計画とか、そういったこともまだなかなか決まっておらないという段階で、まだ住民の方々にそういったところのお話があるということは、ちょっと説明ができないというところでございます。

私どもとしましては、ある程度の計画が私どもに提出されて、資金面とか、そういったものもある程度私どもにお示しいただけるようになりましては、改めて湯本地区の住民の方々にお話をし、その場合には、やりたいという企業さんも一緒に行かせていただいて、お話をさせていただきたいなというふうに思っているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 今の話ですと、この学校法人が今進めているということで、村としては、この学校法人で取りあえずは進めるという方針なんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

今現在、お話、具体的にそういった内容来ていただいているのはその学校法人さんでございます。また、話の中ではございますが、あその土地を含めた全部の校舎をお借りしたいという、全て365日でございますが、お借りして運営をしていきたいというお話がございましたので、今の時点では、そちらとお話をさせていただいているというところでございます。そのほかにも、いろんな方でそこを使わせていただきたいとかいうお話もありましたが、私ども今の時点では、ぜひやっぱり学校でございまして、そういった同じような形での全館の利用をお願いできればというところで、今学校法人さんとはお話をさせていただいております。

ただ、先ほど申しましたように、お話だけではやはり、皆様方になかなかちゃんとお話しできないというふうに思っておりますので、何回もお話しして申し訳ないんですが、具体的な計画等の概要ができましたらばお話ししたいというふうに思っております。ただ、先ほど申しましたように、その会社に関しましては、今県の私学課と2回ほど行って私学の設立に向けた準備はしているという事は伺っておりますので、話はそこまでだというところでご承知おきいただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） そうするとこの私学の件は、まだまだ話があっただけで、もう例えばスケジュール的に言うと5%も進んでないぐらいの話ですか。

というのは、これがさっきお話しされましたが、2年、3年、4年ぐらいかかると、開校までに。それまで、一応ここが主だということで、ほかのいろんな話がもしかしたらあるかも分からない、そういうふうな話とはいうか、例えばほかの話とかというのは来たら受けないとか、そういう方針なんですか。それとも、いろんなところに話をかけてという方向なんですか。その辺はどうなんですか。

○議長（大須賀溪仁） 村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） お答えいたします。

今ほど総務課長から答弁申し上げたように、数件の問合せがありまして、具体的に、この学校法人としてこの認可をいただいて進めたいというのが、この1事業所だけだったものですから、その中で、村が許可するんじゃなくて県が認可をするというようなことなものですから、それが可能かどうか、今多分その計画を立てて、県とのやり取りをしてるわけなんです。

それで、こういう流れであればやれますよというのであれば、村としても、また今ほど言ったように、何の計画書も、もうやりたいという中で、今、当然こういうふうな状況の中で、ここも不登校の子どもたちがいて、東京では関東方面では実績があると。今度、この福島県でこの県内の子どもたちも含めて、そういうことをやりたいというお話もいただいたものですから、村としても、教育の施設でありますので、教育的な部分であれば、地域の方々にもご理解いただけるのかなという思いもあって、地域の方々からもそういうお話もいただいているので、そしてこの宿泊とかなんかは、地元の宿泊施設を使って、農業体験とかいろいろやりたいという言葉だけだったものですから、それをきちっとした計画書が上がってきたらば、地元にはまずはお話をさせていただいて、議会議員の皆様方のご理解をいただいた中で進めるというようなことの中でいますので、今多分、しばらく県のやり取りをしている状況なものですから、その中でやり方が認可がいただけるような見通しが立てば、お示しをしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） あと、地域の人との懇談会、私も2回出席したんですけども、要望の中に地域のコミュニティセンターとか、そういう集まる場という話もあったと思うんですけども、その辺については全く考えなかったんですか。

○議長（大須賀溪仁） 総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） お答えいたします。

その懇談会のときに、皆さんが集まって何かができるような施設とか、そういったお話は  
いただいていたところがございます。

ただ、実際に運営をする際に、どのような形をとればいいのかというのは、やはり運営  
主体とかそういったところが、私どもちょっとまだ詰められないところもありましたので、  
その中で、先ほど申しました、私学をやりたい、それが自分のところで運営すると、全部お  
借りするというところでお話ありましたので、今そういったところでお話を伺っております。

また、先ほど村長もお話ししましたように、何年か開校まではかかるということもござい  
ますので、その間に例えばそういった計画ができるということであれば、またちょっと変わ  
ってくるかと思いますが、今の時点では別なコミュニティーの集まりの場に関しましては、  
例えば高齢者コミュニティセンターとか、そういったところもございますので、もしそうい  
った話が具体的にできればお話ができるのかというふうに思いますが、今現在はその学校で話  
を伺っているというところがございます。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 大体分かりました。今、村長さんがおっしゃられたように、都度都度、  
我々議会にいろいろと、お話、ご報告していただけるようにお願いします。

以上で終わります。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第2、議案第8号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 1件ほど質問させていただきます。

287ページの人間ドックの委託料というところの352万4,400円の内訳を教えてくださいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） こちらの内訳ですが、人数のほうが令和5年度につきましては、78名の方が人間ドックを受けられました。

以上です。大変申し訳ありません、主要事業の93ページをご覧ください。こちら、先ほどすみません、78名と言ったんですが、76名の方が人間ドックのほう受診いたしました。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 76名ということなんですけれども、76名に対してこの352万4,000円がかかっているということで、よろしいですか。

あと、この主要施策の成果というところの54ページで、いろんな人間ドックやいろんな健診の受診率というのがあるんですけれども、特定健診結果、検査、あとは後期高齢者とか、いろんな健診があるんですけれども、天栄村の受診率ですか、40歳から75歳未満のところ、対象が1,091に対して、受診率が39.7とか20とか、全てにおいて受診率がかなり低いんですけど、これどういったPRの仕方とかで受けてもらおうと村のほうでは進めているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

主要事業成果54ページでございますが、村の住民総合健診で健診を受診するほかに、国保や後期高齢などの人間ドック、各社会保険の人間ドックをしている方も別途いらっしゃるというところでございます。

まずは国保のこちらの受診率でございますが、村の健診で、国保に加入している方、それぞれ住民総合健診のほうを受けていただきまして、そちらのPRにつきましては、村で受診対象者の方に通知するなどして、受診勧奨に努めている状況でございます。他にも広報紙等も使ってPRしているところでございます。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） この受診率の低いのに対しては、村としては今後どう上げるとか、そういった、何か考えはございますか。

○議長（大須賀溪仁） 健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） お答えいたします。

こちらの受診率につきましても、今後村のほうで周知等を行いまして、向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 2番、石塚議員。

○2番（石塚喜吉） 今後は、民間であれば普通もっと受診率はかなり高いはずですので、村のほうでも受診率のアップに向けて、もう少し住民の皆さんにはPRをしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第3、議案第9号 令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第4、議案第10号 令和5年度大里財産区特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第5、議案第11号 令和5年度湯本財産区特別会計決算認定につ

いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第6、議案第12号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第13号の質疑、討論、採決**

○議長（大須賀溪仁） 日程第7、議案第13号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第14号の質疑、討論、採決**

○議長（大須賀溪仁） 日程第8、議案第14号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり認定されました。
- 

**◎議案第15号の質疑、討論、採決**

- 議長（大須賀溪仁） 日程第9、議案第15号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

**◎議案第16号の質疑、討論、採決**

- 議長（大須賀溪仁） 日程第10、議案第16号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第11、議案第17号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第12、議案第18号 令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第13、議案第19号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

---

#### ◎議案第20号の質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第14、議案第20号 令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 2時54分）

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時30分）

---

### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第15、議案第21号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 28ページをお願いいたします。

議案第21号 令和6年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,705万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億8,345万6,000円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

33ページをお願いいたします。

まず、第2表、債務負担行為補正の追加でございます。

事項が総合情報通信ネットワーク整備事業（令和6年度）、期間は令和7年度まで、限度額は755万6,000円でございます。こちらにつきましては、本年度から2か年にわたりまして、福島県において実施される総合情報通信ネットワーク整備事業に係る村負担金について、債務負担行為を設定するものでございます。

今回の事業内容につきましては、現在稼働している県と村をつないでいる、先ほど申しましたネットワークにおいて、電源設備、衛星無線設備、有線設備を更新するための負担金で、県と市町村で2分の1ずつ負担するものでございまして、村においては、総額3,022万1,000円の2分の1の額、1,511万円を2年で負担していくものでございます。

債務負担行為の補正につきましては以上でございます。

続きまして、第3表、地方債補正でございます。

まず、追加でございます。

起債の目的及び限度額の順に申し上げます。

1、総合情報通信ネットワーク整備事業750万円、2、大里橋橋梁補修事業1,050万円、3、児渡安養寺線改修事業6,500万円、計8,300万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。

償還方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借換えすることができる。

まず、総合情報通信ネットワークの整備事業につきましては、緊急防災減災事業債の活用を見込んでおります。大里橋橋梁補修事業につきましては、公共施設等債及び地方道路整備事業債の活用を予定しております。児渡安養寺線改修事業につきましては、緊急自然災害防止対策事業債の活用を予定しております。

次に、起債の借入限度額の変更でございます。35ページをお願いいたします。

まず、1の臨時財政対策債につきましては600万円から655万5,000円、2の南1号線道路改良事業につきましては3,470万円から4,780万円、3の矢中前橋等橋梁補修事業につきましては830万円からゼロへ、4の西河原橋橋梁補修事業につきましては520万円から900万円、合計が5,420万円から6,335万5,000円へ変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては変更はございません。

地方債の補正については以上でございます。

続きまして、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、歳入でございます。

1 款村税、1 項村民税、1 目個人分、補正額2,059万2,000円の減。こちらにつきましては、本年度実施されている定額減税に係る減税分を減額するものでございます。

11 款地方特例交付金、1 項地方特例交付金、1 目地方特例交付金、補正額2,075万2,000円の増。こちらにつきましては、住宅借入金等特別控除に係る住民税減額分16万円及び先ほどご説明しました定額減税分の減収補填分2,059万2,000円が国から交付されるものでございます。

12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額3,937万8,000円の増。こちらにつきましては、普通交付税の増額によるものでございます。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額1,116万円の増。こちらにつきましては、子ども・子育て支援法及び児童手当法の改正に伴い、児童手当に係る費用負担の割合が変更されたことに伴う国負担分の増によるものでございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額2,500万円の増。こちらにつきましては、物価高騰対応重点支援助地方創生臨時交付金のうち、定額減税調整交付金の増によるものでございます。5月の臨時会において議決をいただきましたが、6月に住民税課税額等が確定したことによりまして、支給額が確定しましたので、今回、不足分を補正するものでございます。

続きまして、3 目衛生費国庫補助金、補正額9万7,000円の増。こちらにつきましては、産後ケア事業に係る母子保健衛生費国庫補助金の増によるものでございます。

4 目農林水産業費国庫補助金、補正額299万4,000円の増。こちらにつきましては、農林水産PR事業に対する福島再生加速化交付金の増によるものでございます。

5 目土木費国庫補助金、補正額2,853万3,000円の減。こちらにつきましては、社会資本整備総合交付金の交付額の確定による減でございます。

6 目教育費国庫補助金、補正額538万7,000円の増。こちらにつきましては、湯本地区学生遠距離通学タクシー事業に係るへき地児童生徒援助費補助金の増でございます。

続きまして、17 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、補正額58万円の減。こちらにつきましては、児童手当に係る費用負担の割合の変更に伴いまして、県負担金の減によるものでございます。

2 項県補助金、3 目衛生費県補助金、補正額20万円の増。こちらにつきましては、福島県医療施設等物価高騰対策支援金の増によるものでございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、4目介護保険特別会計繰入金、補正額592万8,000円の増。こちらにつきましては、介護給付費確定に伴う介護保険特別会計繰入金の増によるものでございます。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額5,000万円の増。5目ががんばれ天栄応援基金繰入金、補正額547万5,000円の増。こちらにつきましては、こおりやま広域圏PR事業及び農林水産物PR事業に充当するための増額計上とするものです。

21款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額9,703万円の増。こちらにつきましては、令和5年度繰越金額の確定による増でございます。

22款諸収入、4項雑入、2目雑入、補正額1,120万5,000円の増。こちらにつきましては、新型コロナワクチン接種の定期接種化に伴う国の基金管理団体からの助成金の増によるものでございます。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額805万5,000円の増。まず、1節の臨時財政対策債につきましては、額の確定による増でございます。2節の防災減災施設整備事業債につきましては、先ほどの債務負担行為の補正にて説明いたしました総合情報通信ネットワークの整備事業の実施に伴う増でございます。

続きまして、2目土木債、補正額8,410万円の増。こちらにつきましては、各道路橋梁の改修に伴う起債の増減でございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出でございます。

まず、今回の補正のうち、1節から4節までの人件費につきましては、4月の定期人事異動による職員の配置替え等に伴う所要額の増減でございますので、それぞれの目における説明は割愛をさせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額31万5,000円の増。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額3,105万5,000円の増。こちらにつきましては、次ページ、18節の負担金、補助及び交付金におきまして、住宅用防犯カメラ設置事業補助金の増及び行政区協働の里づくり交付金の増によるものでございます。

5目財産管理費、補正額1億1,650万7,000円の増。こちらにつきましては、14節工事請負費におきまして、役場庁舎屋上の防水工事として755万7,000円を計上しています。また、24節積立金におきまして、財政調整基金に4,900万、公共施設整備基金に6,000万を積み立てる予定でございます。

7目支所及び出張所費、補正額141万7,000円の減。

9目地方創生費、補正額97万5,000円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、PR活動を実施するためにこおりやま広域圏PR事業業務委託料97万5,000円を増額

計上するものでございます。

10目ふるさと納税費、補正額29万6,000円の増。こちらにつきましては、ふるさと納税のPRを行うため、8節旅費、10節需用費にそれぞれ増額計上するものでございます。

11目物価高騰対応重点支援給付金給付事業、補正額2,500万円の増。こちらにつきましては、令和6年度分の住民税の課税情報の確定に伴いまして、定額減税調整給付金の支給対象者等に支給するために給付金の不足額を増額計上するものでございます。

続きまして、2項徴税費、1目税務総務費、補正額74万4,000円の減。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、250ccを超えるバイクを保有するために必要な各種手続をオンラインで行うことができるようシステムを改修するため、電算委託料32万7,000円を増額計上するものでございます。

2目賦課徴収費、補正額9万8,000円の増。こちらにつきましては、固定資産税に係る全期前納報償金の確定に伴う増でございます。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額13万円の減。こちらにつきましては、17節備品購入費におきまして、窓口において会話が聞き取りにくい方々に対応するために備品購入費としまして7万1,000円を増額計上するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額327万4,000円の減。

続きまして、5目障害対策費、補正額430万9,000円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、障害者自立支援システム改修のために36万3,000円の増。また、22節償還金利子及び割引料におきまして、障害者自立支援給付費の額の確定に伴い、国・県へ精算返納金が生じたため、394万6,000円を増額計上するものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額388万4,000円の増。こちらにつきましては、まず、10節需用費におきまして、村内遊具設備定期点検におきまして修繕を要する遊具があったため、その修繕費といたしまして117万円の増。22節償還金利子及び割引料におきまして、子ども・子育て支援交付金の額の確定に伴いまして、精算金が生じたために206万8,000円を増額計上しています。

2目児童措置費、補正額1,000万円の増。こちらにつきましては、児童手当制度改正に伴う支給金額の増によるものでございます。

3目保育所施設費、補正額1,443万1,000円の増。

続きまして、5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額29万7,000円の増。こちらにつきましても、国・県への返納金が生じたため、29万7,000円を増額計上するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額219万5,000円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、救急安心センター事業市町村負

担金の確定に伴いまして、12万円を増額計上するものでございます。

2目予防費、補正額1,883万8,000円の増。こちらにつきましては、まず、12節委託料におきまして、新型コロナワクチンの定期接種化に伴いまして、健康管理システムを改修するための委託料として64万2,000円の増。65歳以上の方々が接種するコロナワクチンに対する委託料としまして1,584万円の増。令和5年度に実施した母子保健事業などの額の確定に伴う精算返納金のため22節に37万6,000円の増。27節繰出金におきまして、湯本診療所におけるコロナワクチン接種費用といたしまして198万円を増額計上するものでございます。

3目環境衛生費、補正額20万円の増。こちらにつきましては、歳入17、2、3、5で受けた福島県医療施設等物価高騰対策支援金を国保特会に繰り出すものでございます。

続きまして、6目墓地公園施設費、補正額25万5,000円の増。こちらにつきましては、墓地公園の維持管理に伴いまして、10節需用費8万3,000円の増、12節委託料をトータル17万2,000円増額計上するものでございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額93万2,000円の増。こちらにつきましては、まず、10節需用費におきまして、廃棄物収集に係る消耗器材としまして13万2,000円の増、12節委託料におきまして、不法投棄物撤去委託料として40万円の増でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額661万7,000円の減。こちらにつきましては、職員人件費の減に伴いまして、水道事業会計繰出金としまして661万7,000円を減額計上するものでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、補正額68万8,000円の減。

続きまして、3目農業振興費、補正額1,149万4,000円の増。こちらにつきましては、天栄村の農林水産物を広く県外の方々にPRするために要する経費としまして、7節報償費から13節使用料及び賃借料まで合わせて1,149万4,000円を増額計上するものでございます。

5目農業施設費、補正額106万7,000円の減。こちらにつきましては、職員人件費の減に伴いまして、農業集落排水事業繰出金106万7,000円の減額計上でございます。

6目水利施設管理費、補正額8万円の増。

7目国土調査費、補正額16万8,000円の増。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額300万円の増。こちらにつきましては、農業経営規模拡大支援事業におきまして、補助対象者の増加に伴いまして、18節負担金、補助及び交付金を300万円増額計上するものでございます。

7款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、補正額65万円の増。こちらにつきましては、18節負担金、補助及び交付金にてんえい商工祭への追加補助金として50万円の増、創業セミナー開催に伴う補助金といたしまして15万円を増額計上するものでございます。

続きまして、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、補正額5万5,000円の増。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、補正額1万7,000円の増。

2目道路新設改良費、補正額6,282万円の増。こちらにつきましては、12節委託料におきまして、矢中前橋、藤沢橋橋梁補修設計業務を見送るために1,800万円の減。14節工事請負費におきまして、大里橋橋梁補修工事及び児渡安養寺線落石対策工事を実施するために合わせて8,500万円を増額計上するものでございます。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、補正額2,228万円の増。こちらにつきましては、須賀川地方広域消防組合分担金の確定に伴い、増額計上するものでございます。

2目非常備消防費、補正額27万9,000円の増。こちらにつきましては、地区防災計画策定に伴いまして、自主防災マップを作成する際に使用料が発生するために、13節使用料及び賃借料として27万9,000円を増額計上したものでございます。

3目消防施設費、補正額100万円の増。こちらにつきましては、消火栓更新工事に係る水道事業会計負担金の増によるものでございます。

続きまして、5目防災行政無線管理費、補正額755万6,000円の増。こちらにつきましては、第2表、債務負担行為補正においてご説明いたしました福島県総合情報通信ネットワーク更新工事の村分の費用負担の増額によるものでございます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、補正額130万5,000円の増。こちらにつきましては、7節報償費におきまして、授業研究会に係る講師謝礼のため15万円を増額計上するものでございます。

2項小学校費、2目教育振興費、補正額45万3,000円の増。こちらにつきましては、小学校異文化体験授業の実施に伴いまして、12節委託料におきまして22万7,000円の増、13節使用料及び賃借料におきまして、自動車借上料15万9,000円、19節扶助費におきまして、要保護・準要保護児童援助費としまして6万7,000円を増額計上するものでございます。

3項中学校費、1目学校管理費、補正額50万9,000円の増。こちらにつきましては、10節需用費におきまして、中学校の停電時の電源装置の修繕に要する経費として9万3,000円。13節使用料及び賃借料におきまして、電話設備賃借料としまして23万2,000円を増額計上するものでございます。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、補正額982万5,000円の減。

5項社会教育費、5目伝統文化施設費、補正額3万円の増。こちらにつきましては、ふるさと文化伝承館の備品整備に係る費用でございます。

6目生涯学習センター費、補正額22万2,000円の増。こちらにつきましては、備品の修繕のために16万5,000円を増額計上しているものでございます。

6項保健体育費、3目学校給食センター費、補正額65万2,000円の減。こちらにつきましては、まず、10節需用費におきまして、給食センターに係る施設修繕費として158万円の増、

学校給食の材料の物価高騰に対応するための材料費といたしまして372万8,000円の増、12節委託料におきまして、空調衛生設備の保守委託料としまして48万4,000円の増、17節備品購入費におきまして、管理用器具購入のため12万6,000円を増額計上しております。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額3万5,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、小山議員。

○7番（小山克彦） 45ページの委託料、天栄村プロモーション事業業務委託料と、その下の魅力発信ポータルサイト構築業務委託料、これ内容を説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

福島県では、令和7年度にプレDCということで開催されることが決定しておりまして、それに向けまして、村のほうでもJRと連携したプロモーションを今年度行いたいと考えております。

内容といたしましては、大宮駅でブースを設けて、1週間程度PR活動を行うということで、中学生や生産者などと一緒に物販、それから観光PRなどを行っていくのが1つ。それから、お米のPRといたしまして、上野駅で1か月間、新米を取った後に天栄米を使用して村のPRを行う。それから、JRの新たな取組としまして、今後、全国の自治体で扱う特産品、それを自動販売機で販売するような事業を検討しておりまして、その国内第1号として、天栄村で手を挙げて実施をしていきたいということで考えてございます。

それから、魅力発信ポータルサイトにつきましては、村のホームページでは賄い切れない情報量が多いものを新たにまとめまして、1つの新たなPRサイトということで専用のサイトを設けまして、これまでの情報もまとめたサイトを構築する、そこに発展性を持たせまして、通販なんかも取り扱えるようなサイトを構築してまいりたいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） 7番、小山議員。

○7番（小山克彦） プロモーションのほうは大体分かったんですけども、魅力発信ポータルサイトという、もうちょっと分かりやすく説明してください。

○議長（大須賀溪仁） 産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） お答えいたします。

現在は、村のホームページ、それから、観光協会のホームページ、それから、フェイスブ

ックですとかインスタグラムとか、いろんなところで情報を発信しているわけなんです、結構ばらばらなものがございまして、もうそこに行けば天栄村のことが全部分かる、それから、天栄村の特産物を買えるとか、そういったメインのサイトとして、福島再生加速化交付金を使いまして、新たなサイトを構築したいと考えております。

○議長（大須賀溪仁） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第16、議案第22号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 50ページをお願いします。

議案第22号 令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ472万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,292万6,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の

総額に歳入歳出それぞれ1,219万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,441万1,000円とする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

55ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定、歳入、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、補正額3,287万1,000円の減。こちらは国民健康保険税の賦課額の決定に伴う減でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、2目社会保障・税番号制度システム整備費補助金、補正額130万円の増。こちらはマイナンバーカードの健康保険証一体化に向けたシステムの改修の補助金です。

7款繰越金、1項繰越金、1目その他繰越金、補正額2,685万1,000円の増。前年度の繰越金であります。

次のページをお願いします。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額130万円の増。こちらは国保資格業務システム改修委託料で、マイナンバー健康保険証一体化に向けたシステム改修になります。

3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、補正額1,238万3,000円の減。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、補正額358万3,000円の減。

3項介護納付金分、1目介護納付金分、補正額97万5,000円の減。ともに給付額確定による減であります。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額1万5,000円の増。こちらは郵便料金値上がりのための増額するものであります。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額1,090万6,000円の増でございます。

次のページをお願いいたします。

診療施設勘定、歳入、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額218万円の増。こちらは一般会計からの繰入金となります。福島県医療施設等物価高騰対策支援金、新型コロナウイルスワクチン定期接種に伴い一般会計からの繰入金を増額するものであります。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額970万4,000円の増。前年度からの繰越金です。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、補正額31万5,000円。こちらはコロナワクチン定期接種自己負担分となります。

次のページをご覧ください。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、補正額68万円の増。こちらは1 節報酬及び3 節職員手当等に関しまして、それぞれ職員の不足額を計上したものであります。10 節につきましては、新聞代の不足分、13 節使用料及び賃借料では、診療所にあります A E D の期限が切れるため、賃借をするものであります。17 節備品購入費につきましては、薬を管理しておりますパソコンのほうの画面が不良によりましてパソコンを購入するものであります。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、補正額5万4,000円の増。こちらは身長計のほうが経年劣化によりまして身長計を購入するものであります。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、補正額1,146万5,000円の増でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第17、議案第23号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 59ページをお願いいたします。

議案第23号 令和6年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度牧本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額63万7,000円のうちで、歳入を補正する。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

下の段でご説明をさせていただきます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額13万円の増。繰越額の確定によるものでございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額13万円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第18、議案第24号 令和6年度大里財産区特別会計補正予算につ

いてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

〔参事兼総務課長 小山富美夫 登壇〕

○参事兼総務課長（小山富美夫） 61ページをお願いいたします。

議案第24号 令和6年度大里財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度大里財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額27万円のうちで、歳入を補正する。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

歳入予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

こちらでも下の段でご説明をさせていただきます。

歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額1万3,000円の増。繰越額の確定によるものでございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1万3,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第19、議案第25号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長。

〔湯本支所長 星 淳 登壇〕

○湯本支所長（星 淳） 63ページをお願いいたします。

議案第25号 令和6年度湯本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度湯本財産区特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額25万円のうちで、歳入を補正する。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページの下の段をお願いいたします。

歳入予算事項別明細書によりご説明を申し上げます。

歳入、3款繰入金、2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額5万円の減。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額5万円の増。前年度繰越金の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第20、議案第26号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長。

〔産業課長 芳賀信弘 登壇〕

○産業課長（芳賀信弘） 議案第26号 令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について。

令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,362万円とする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

67ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、2款財産収入、2項財産運用収入、1目財産運用収入、補正額64万1,000円の増。過年度ハイテク大山工業団地土地貸付収入でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額3万8,000円の減。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額60万3,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第21、議案第27号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 68ページをお願いいたします。

議案第27号 令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ310万4,000円とする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

70ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額18万6,000円の増。前年度繰越金の確定によるものでございます。

歳出、2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額18万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第22、議案第28号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長。

〔健康福祉課長 森 和昭 登壇〕

○健康福祉課長（森 和昭） 71ページをお願いいたします。

議案第28号 令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,032万3,000円を追加し、歳入歳出予算  
の総額を歳入歳出それぞれ7億2,578万2,000円とする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

73ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目地域支援事業支援交付金、補正額  
15万4,000円の増。こちらにつきましては、令和5年度地域支援事業支援交付金の額確定に  
よる追加交付によるものでございます。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、6,016万9,000円の増。前年度繰越金の額の確定に  
よるものです。

歳出、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額2,000  
万円の増。こちらにつきましては、基金への積立金です。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、補正額2,878万1,000円の増。こ

こちらにつきましては、令和5年度の給付費確定による国・県への精算返納金でございます。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、補正額592万8,000円の増。こちらにつきましては、令和5年度の介護給付費等の確定に伴う一般会計への返還分でございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額561万4,000円の増。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第23、議案第29号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長。

〔住民課長 星 裕治 登壇〕

○住民課長（星 裕治） 議案第29号 令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万8,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ6,722万円とする。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

76ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額80万円の増。

2目普通徴収保険料、補正額280万円の増。

1目、2目ともに現年度の保険料の賦課が確定したことに伴う増でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額71万8,000円の増。こちらは前年度からの繰越金でございます。

歳出、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額381万6,000円の増。こちらは当初保険料の賦課が確定したことから、納付金の不足分を計上したものであります。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額50万2,000円の増でございます。

説明は以上であります。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第24、議案第30号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第30号 令和6年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和6年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款上水道事業収益、第2項営業外収益、補正予算額661万7,000円の減。

第2款簡易水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額100万円の増。

支出、第1款上水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額661万7,000円の減。

第2款簡易水道事業費用、第1項営業費用、補正予算額100万円の増。

（特例的収入及び支出）

第3条、予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の額は、それぞれ91万3,000円及び500万6,000円」を「未収金及び未払金の額は、それぞれ182万8,000円及び1,245万4,000円」に改める。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

80ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款上水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額661万7,000円の減。一般会計からの補助金で、4月の定期人事異動に伴い、人件費の精算により減額するものでございます。

2款簡易水道事業収益、1項営業収益、2目受託工事収益、補正予算額100万円の増。消火栓交換工事に伴う収益の増によるものでございます。

支出、1款上水道事業費用、1項営業費用、4目総係費、補正予算額661万7,000円の減。こちらにつきましても、4月の定期人事異動に伴い、1節、2節、4節の人件費の精算により減額するものでございます。

2款簡易水道事業費用、1項営業費用、3目受託工事費、補正予算額100万円の増。こちらにつきましては、消火栓交換工事費を4節修繕費に計上しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第25、議案第31号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第31号 令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条、令和6年度天栄村下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条、令和6年度天栄村下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款農業集落排水事業収益、第2項営業外収益、補正予算額106万7,000円の減。

支出、第1款農業集落排水事業費用、第1項営業費用、補正予算額106万7,000円の減。

(特例的収入及び支出)

第3条、予算第4条の2本文中「未収金及び未払金の額は、それぞれ1,959万5,000円及び987万5,000円」を「未収金及び未払金の額は、それぞれ2,282万3,000円及び2,085万3,000円」に改める。

令和6年9月3日提出、天栄村長、添田勝幸。

84ページをお願いいたします。

令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款農業集落排水事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額106万7,000円の減。一般会計からの補助金で、4月の定期人事異動に伴い、人件費の精算により減額するものでございます。

支出、1款農業集落排水事業費用、1項営業費用、3目総係費、補正予算額106万7,000円の減。こちらにつきましても、4月の定期人事異動に伴い、1節、2節、3節の人件費の精算により減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（大須賀溪仁） 日程第26、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたしま

す。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、服部議員。

〔議会運営委員会委員長 服部 晃 登壇〕

○議会運営委員会委員長（服部 晃） 令和6年9月6日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会議会運営委員会委員長、服部晃。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、吉成議員。

〔総務常任委員会委員長 吉成邦市 登壇〕

○総務常任委員会委員長（吉成邦市） 令和6年9月6日、天栄村議会議長、大須賀溪仁様。

天栄村議会総務常任委員会委員長、吉成邦市。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを  
ます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決  
定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、円谷議員。

〔産業建設常任委員会委員長 円谷 要 登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（円谷 要） 令和6年9月6日、天栄村議会議長、大須賀溪仁  
様。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し  
たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと  
思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること  
に決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、馬場議員。

〔議会広報常任委員会委員長 馬場吉信 登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（馬場吉信） 令和6年9月6日、天栄村議会議長、大須賀溪仁  
様。

天栄村議会議会広報常任委員会委員長、馬場吉信。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定し

たので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。  
記。

1、事 件 (1) 議会広報発行のための取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思  
います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付すること  
に決定いたしました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が1件ございますので、この際、日程に追加し、議題といたしたいと思  
いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

(午後 4時33分)

---

○議長（大須賀溪仁） 休議前に引き続き再開いたします。

(午後 4時34分)

---

#### ◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大須賀溪仁） 日程第27、議案第32号 工事請負契約の締結についてを議題といたし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

建設課長。

〔建設課長 櫻井幸治 登壇〕

○建設課長（櫻井幸治） 議案第32号 工事請負契約の締結について。

次により工事請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、契約の目的、社会資本整備総合交付金事業 南1号線 道路改良工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約金額、5,225万円。うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、475万円。
- 4、契約の相手方、住所、福島県岩瀬郡天栄村大字大里字聳越21番地。

氏名、株式会社渡辺建設天栄支店、支店長、渡部純一。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案第32号説明資料5ページをお願いいたします。

5ページでございますが、こちらは工事請負仮契約書でございます。令和6年8月28日付で株式会社渡辺建設天栄支店と仮契約を締結したところでございます。

工事箇所は、天栄村大字高林字北向地内外で、工期につきましては、着工が議会の議決を得た日から3日を経過した日、完成は令和7年3月21日であります。

次のページをお願いいたします。

こちらは入札経過書でございます。令和6年8月28日に入札を行った経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した業者の氏名及び開札の結果でございます。5社が入札に参加し、株式会社渡辺建設天栄支店が落札しております。

次のページをお願いいたします。

こちらが位置図でございます。今回施工する箇所につきましては、昨年度からの繰越事業で拡幅工事をいたしました区間の南に位置する高林地内の西河原橋からノーザンファーム天栄進入口までの区間となります。

次のページにつきましては、平面図でございます。着色している部分が今回施工する箇所でございます。この道路改良工事につきましては、ノーザンファーム天栄へ往来する馬運車の輸送について、本路線を使用する際、現道においては、農繁期の農耕車両とのすれ違いなどに支障を来すため、安全かつ円滑な通行を確保することを目的として道路拡幅等を実施するものでございまして、社会資本整備総合交付金事業を活用して整備するものであります。

今年度の施工につきましては、西河原橋からノーザンファーム天栄進入口までの延長251.934メートルの道路拡幅工事でありまして、農耕車両とすれ違いができるよう、現在の道路幅員4.5メートルから6メートルへの拡幅工事となり、平面図左側の延長152.082メートルにつきましては、拡幅部分を盛土で施工、一方、右側の延長99.852メートルにつきましては

は、拡幅部分を切土施工で整備するとともに、路盤を安定させるため、路床、路体部について、セメント安定処理を行うほか、道路排水処理のためのU字溝など構造物の設置も予定しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（大須賀溪仁） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（大須賀溪仁） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました議案審議は全て終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大須賀溪仁） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（大須賀溪仁） ここで招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長。

〔村長 添田勝幸 登壇〕

○村長（添田勝幸） 令和6年9月天栄村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げ

ます。

議員の皆様方におかれましては、9月3日から本日までの4日間にわたりまして、令和6年度一般会計補正予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜るとともに、令和5年度決算につきましても認定いただき、厚くお礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計補正予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、引き続き、各種施策に全力で取り組んでまいります。

間もなく秋分を迎えますが、まだまだ残暑が続く見込みであります。議員の皆様におかれましては、これからも何かとご多忙のことと存じますが、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（大須賀溪仁） これで招集者の挨拶を終わります。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（大須賀溪仁） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和6年9月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時41分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年11月26日

議 長 大 須 賀 溪 仁

副 議 長 円 谷 要

署 名 議 員 齋 藤 寿 昭

署 名 議 員 石 塚 喜 吉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
報告1号	地方公共団体の財政の健全化に関する比率の報告について	9月4日	—
議案1号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	9月4日	同意
2号	牧本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月4日	同意
3号	湯本財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	9月4日	同意
4号	天栄村個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9月4日	原案可決
5号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	9月4日	原案可決
6号	福島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	9月4日	原案可決
7号	令和5年度天栄村一般会計決算認定について	9月6日	認定
8号	令和5年度天栄村国民健康保険特別会計決算認定について	9月6日	認定
9号	令和5年度牧本財産区特別会計決算認定について	9月6日	認定
10号	令和5年度大里財産区特別会計決算認定について	9月6日	認定
11号	令和5年度湯本財産区特別会計決算認定について	9月6日	認定
12号	令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計決算認定について	9月6日	認定
13号	令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計決算認定について	9月6日	認定
14号	令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計決算認定について	9月6日	認定
15号	令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計決算認定について	9月6日	認定
16号	令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計決算認定について	9月6日	認定

議案番号	件名	議決月日	結 果
17号	令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計決算認定について	9月6日	認 定
18号	令和5年度天栄村介護保険特別会計決算認定について	9月6日	認 定
19号	令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月6日	認 定
20号	令和5年度天栄村水道事業会計決算認定について	9月6日	認 定
21号	令和6年度天栄村一般会計補正予算について	9月6日	原案可決
22号	令和6年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
23号	令和6年度牧本財産区特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
24号	令和6年度大里財産区特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
25号	令和6年度湯本財産区特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
26号	令和6年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
27号	令和6年度天栄村二岐専用水道特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
28号	令和6年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
29号	令和6年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	9月6日	原案可決
30号	令和6年度天栄村水道事業会計補正予算について	9月6日	原案可決
31号	令和6年度天栄村下水道事業会計補正予算について	9月6日	原案可決
32号	工事請負契約の締結について	9月6日	原案可決